

平成30年11月定例会

環境生活委員会

予算決算委員会（環境生活分科会）

会議録

長崎県議会

目 次

(委員間討議)

1、開催日時・場所	1
2、出席者	1
3、経過	
《委員会》	
審査内容等に関する委員間討議(協議)	1

(第1日目)

1、開催日時・場所	3
2、出席者	3
3、審査事件	3
4、付託事件	4
5、経過	
《分科会(土木部)》	
土木部長予算議案及び第142号～第144号議案説明	5
監理課長補足説明	6
道路維持課長補足説明	7
港湾課企画監補足説明	7
予算議案及び第142号～第144号議案に対する質疑	9
予算議案に対する討論	23
《委員会(土木部)》	
土木部長総括説明	24
道路建設課長補足説明	24
第139号～第141号議案に対する質疑	27
議案に対する討論	31
決議に基づく提出資料の説明	31
河川課長補足説明	31
監理課長補足説明	32
道路維持課長補足説明	34
陳情審査	35
議案外所管事項に対する質問	39

(第2日目)

1、開催日時・場所	59
2、出席者	59
3、経過	
《分科会(環境部)》	
環境部長予算議案議案説明	59
予算議案に対する質疑	60
予算議案に対する討論	61
《委員会(環境部)》	
環境部長総括説明	62
水環境対策課長補足説明	63

議案に対する質疑	6 3
議案に対する討論	6 4
決議に基づく提出資料の説明	6 4
地域環境課長補足説明	6 5
環境政策課長補足説明	6 5
地域環境課長補足説明	6 7
陳 情 審 査	6 8
議案外所管事項に対する質問	7 0
《分科会（県民生活部）》	
県民生活部長予算議案説明	7 4
予算議案に対する質疑	7 5
《委員会（県民生活部）》	
県民生活部長総括説明	7 5
《分科会（県民生活部）》	
予算議案に対する討論	7 6
《委員会（県民生活部）》	
議案に対する質疑	7 6
議案に対する討論	7 8
決議に基づく提出資料の説明	7 8
交通・地域安全課長補足説明	7 8
陳 情 審 査	7 9
議案外所管事項に対する質問	7 9
（第 3 日 目）	
1、開催日時・場所	8 9
2、出席者	8 9
3、経過	
《分科会（交通局）》	
交通局長予算議案説明	8 9
予算議案に対する質疑	8 9
予算議案に対する討論	9 0
《委員会（交通局）》	
交通局長所管事項説明	9 0
決議に基づく提出資料の説明	9 1
議案外所管事項に対する質問	9 2
《委員会》	
分科会長報告等に関する委員間討議	1 0 3
審査結果報告書	1 0 5
（配付資料）	
・分科会関係議案説明資料	
・委員会関係議案説明資料	
・委員会関係議案説明資料（追加 1）〈土木部・環境部・県民生活部〉	
・委員会関係議案説明資料（追加 2）〈県民生活部〉	

委員間討議

1、開催年月日時刻及び場所

平成30年11月27日

自 午後 1時 1分
至 午後 1時 4分
於 委員会室 3

2、出席委員の氏名

委 員 長	里脇 清隆 君
副 委 員 長	山本 由夫 君
委 員	八江 利春 君
〃	田中 愛国 君
〃	渡辺 敏勝 君
〃	瀬川 光之 君
〃	徳永 達也 君
〃	外間 雅広 君
〃	坂本 浩 君

3、欠席委員の氏名

委 員	川崎 祥司 君
-----	---------

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、審査の経過次のとおり

— 午後 1時 1分 開会 —

【里脇委員長】ただいまから環境生活委員会を開会いたします。

なお、川崎委員から欠席する旨の届が出ておりますので、ご了承をお願いいたします。

これより議事に入ります。

まず会議録署名委員を、慣例によりまして、私から指名させていただきます。

会議録署名委員は、八江委員、坂本委員のご

両人をお願いいたします。

本日の委員会は、平成30年11月定例会における本委員会の審査内容等を決定するための委員間討議であります。

審査方法について、お諮りいたします。

審査方法は、委員会を協議会に切り替えて行うことにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

それでは、ただいまから、委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

— 午後 1時 2分 休憩 —

— 午後 1時 4分 再開 —

【里脇委員長】委員会を再開いたします。

それでは、本日協議しました委員会の審査内容については、原案のとおり決定されましたので、この後、理事者に正式に通知することといたします。

これをもって環境生活委員会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

— 午後 1時 4分 散会 —

第 1 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

平成30年12月10日

自 午前10時 2分
至 午後 4時19分
於 委員会室 3

道路建設課長	大塚 正道 君
道路維持課長	馬場 一孝 君
港湾課長	近藤 薫 君
港湾課企画監	井手 浩二 君
河川課長	浦瀬 俊郎 君
河川課企画監	松本 憲明 君
砂防課長	田中 比月 君
建築課長	三原 真治 君
営繕課長	平松 彰 君
住宅課長	高屋 誠 君
住宅課企画監	崎野 義人 君
用地課長	佐々木健二 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	里脇 清隆 君
副委員長(副会長)	山本 由夫 君
委員	八江 利春 君
〃	田中 愛国 君
〃	渡辺 敏勝 君
〃	瀬川 光之 君
〃	徳永 達也 君
〃	外間 雅広 君
〃	川崎 祥司 君
〃	坂本 浩 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

土木部長	岩見 洋一 君
土木部技監	藤田 雅雄 君
土木部次長	天野 俊男 君
土木部参事監 (まちづくり推進担当)	村上 真祥 君
監理課長	井上 和広 君
建設企画課長	川添 正寿 君
建設企画課企画監	松園 義治 君
新幹線事業対策室長	鈴田 健 君
都市政策課長	植村 公彦 君

6、審査事件の件名

○予算決算委員会（環境生活分科会）

第121号議案

平成30年度長崎県一般会計補正予算（第3号）
（関係分）

第123号議案

平成30年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第1号）

第124号議案

平成30年度長崎県流域下水道特別会計補正予算（第1号）

第125号議案

平成30年度長崎県港湾整備事業会計補正予算（第1号）（関係分）

第126号議案

平成30年度長崎県交通事業会計補正予算（第1号）

第127号議案

平成30年度長崎県一般会計補正予算（第4号）
（関係分）

第128号議案

平成30年度長崎県流域下水道特別会計補正予算（第2号）

第129号議案

平成30年度長崎県港湾整備事業会計補正予算（第2号）（関係分）

7、付託事件の件名

○環境生活委員会

(1) 議案

第138号議案

契約の締結について

第139号議案

契約の締結の一部変更について

第140号議案

契約の締結の一部変更について

第141号議案

契約の締結の一部変更について

第142号議案

公の施設の指定管理者の指定について（関係分）

第143号議案

公の施設の指定管理者の指定について

第144号議案

公の施設の指定管理者の指定について

第145号議案

長崎県総合計画チャレンジ2020の変更について（関係分）

第146号議案

第三期長崎県教育振興基本計画について（関係分）

(2) 請願

なし

(3) 陳情

- ・要望書（地域高規格道路「西彼杵道路」における長崎方面への延伸ルートの早期着手について 外）
- ・平成31年度 離島・過疎地域の振興施策に対する要望書

- ・平成31年度 簡易水道の整備促進に関する要望書
- ・要望書（国道205号佐世保市～東彼杵町（東彼杵道路）の早期整備を求める要望）
- ・要望書（主要地方道「佐世保日野松浦線」及び一般道「佐世保世知原線」の整備促進について）
- ・平成30年度 長崎県の施策に関する要望・提案書
- ・要望書（高田南土地区画整理事業の整備促進について）
- ・長崎県に対する要望書
- ・要望書（有明海沿岸道路西部地区の整備促進について）
- ・県の施策に関する要望書
- ・要望書（道路の整備について 外）
- ・要望書（島原半島の地域高規格道路の整備について 外）
- ・要望書 雲仙市愛野町から小浜町までの幹線道路の整備について
- ・要望書（地域高規格道路「島原天草長島連絡道路」の早期事業化について 外）
- ・要望書（半島振興対策の充実について）
- ・西九州自動車道の建設促進に関する要望書
- ・要望書（佐々町におけるごみ処理の確保に対する県の支援について）
- ・長崎・幸町工場跡地活用事業に向けた要望事項について
- ・陳情書（本件海域（別紙海図1）での海砂採取の即時中止を求める陳情）

8、審査の経過次のとおり

— 午前10時 2分 開会 —

【里脇委員長】 おはようございます。

ただいまから、環境生活委員会及び予算決算

委員会環境生活分科会を開会いたします。

これより議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、第138号議案「契約の締結について」ほか8件であります。そのほか、陳情19件の送付を受けております。

なお、予算議案につきましては、予算決算委員会に付託されました予算議案の関係部分を環境生活分科会において審査することになっておりますので、本分科会として審査いたします案件は、第121号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分ほか7件であります。

次に、審査方法についてお諮りいたします。

審査は、従来どおり、分科会審査、委員会審査の順に行うこととし、部局ごとに、お手元にお配りしております審査順序のとおり行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【里脇委員長】ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

それでは、これより土木部関係の審査を行います。

分科会に入ります前に、委員の皆様にお諮りいたします。

本日審査を行う第121号議案「一般会計補正予算（第3号）」と第142号議案ないし第144号議案の「公の施設の指定管理者の指定について」は関連があることから、まず、予算議案及び第142号議案ないし第144号議案についての説明を受け、一括して質疑を行い、その後、予算議案についての討論、採決を行うこととし、委員会再開後、第139号議案ないし第141号議案の質疑を行い、その後、委員会付託議案6件の討論・採決を行うこととしたいと存じますが、ご異議

ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【里脇委員長】それでは、そのように進めさせていただきます。

【里脇分科会長】まず、分科会による審査を行います。

土木部長より、予算議案及び第142号議案ないし第144号議案について説明をお願いいたします。

【岩見土木部長】土木部関係の議案についてご説明いたします。

「予算決算委員会環境生活分科会関係議案説明資料」の土木部をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第121号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分、第123号議案「平成30年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第1号）」、第125号議案「平成30年度長崎県港湾整備事業会計補正予算（第1号）」のうち関係部分、第127号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分、第129号議案「平成30年度長崎県港湾整備事業会計補正予算（第2号）」のうち関係部分であります。

このうち、第121号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち、土木部関係の歳入歳出予算は記載のとおりであります。

補正予算の主な内容としましては、本年10月の台風25号で被害を受けた港湾施設等における対策工事に要する経費として災害復旧費2億8,640万円の増、また、職員給与関係既定予算の過不足の調整に要する経費として2億1,501万6,000円の増を計上いたしております。

このほか、繰越明許費及び債務負担行為については、記載のとおりであります。

なお、債務負担行為、平戸公園・田平公園管理運営負担金及び西海橋公園管理運営負担金、百花台公園・百花台森林公園管理運営負担金、長崎港福田マリーナ等管理運営負担金については、第142号議案「公の施設の指定管理者の指定」のうち関係部分、第143号議案及び第144号議案と関連がございます。その内容は別冊でお配りしております「環境生活委員会関係議案説明資料」に記載のとおりであります。

なお、補足説明資料をお配りしており、後ほど担当課長から説明させていただきます。

また、第123号議案「平成30年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第1号）」、第125号議案「平成30年度長崎県港湾整備事業会計補正予算（第1号）」のうち関係部分、第127号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分、第129号議案「平成30年度長崎県港湾整備事業会計補正予算（第2号）」のうち関係部分については、記載のとおりであります。

以上をもちまして、土木部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【里脇分科会長】 ありがとうございます。

次に、監理課長より補足説明を求めます。

【井上監理課長】 お手元の「環境生活分科会課長補足説明資料」の1ページをご覧ください。

繰越明許費について補足してご説明いたします。

表の一番下の土木部合計の欄をご覧ください。

今回、お願いいたしておりますのは、合計34件、33億4,062万9,000円であります。

繰越縮減については、個別の案件ごとに年間の執行計画を作成し、早期発注に向けた発注目

標を立てるとともに、本庁各課及び各地方機関に繰越縮減のための推進員を置き、毎月の進捗状況や課題等の把握を行うなど、部の重点目標に掲げ鋭意取り組んでおり、今年度については上半期の執行率8割以上の目標を掲げ、達成したところであります。

しかしながら、今回お願いする繰越明許費につきましては、地元調整の遅れや用地補償交渉の難航などにより、やむを得ず発注時期がずれ込み、3月末までに適正な工期が確保できないものであるため、あらかじめ繰越承認をいただき、翌年度にまたがる適正な工期を確保して発注しようとするものであります。

一般会計及び特別会計の件数及び金額の内訳については、道路橋りょう費19件、12億4,400万円、河川海岸費5件、5億9,955万円、港湾空港費3件、2億5,100万円、都市計画費3件、4億8,200万円、住宅費2件、2億8,267万9,000円、公共土木施設災害復旧費1件、3億5,940万円、港湾費1件、1億2,200万円となっております。

予算については、本来、年度内に執行すべきものであり、事業効果の早期発現のため、引き続き事業の早期執行に努力するとともに、安易な繰越とならないよう、今後とも繰越額の縮減に努めてまいります。

続きまして、資料の2ページをご覧ください。

ゼロ県債の設定について、補足してご説明いたします。

制度としましては、来年度に予算化する事業について、今年度に支出を伴わず前倒しして発注するため、債務負担行為を設定しようとするものであります。

ゼロ県債については、平成27年度から取り組んでおりますが、平成28年度からは県単独事業に加え、交付金事業にもゼロ県債を適用し、4

月から6月の端境期の事業量を確保するなど、発注の平準化を図ることといたしております。

この結果、平成29年度の4月から6月の発注工事量は、平成28年度と比較して42%の増となっており、平準化の取組が順調に進んでいるところであります。

今年度は、交付金事業で23億4,873万円、県単独事業で19億4,030万円の合計42億8,903万円のゼロ県債を設定しようとするものであり、事業課別の設定金額は記載のとおりでございます。

内容は、前倒し可能な事業や雨季を避けて実施すべき事業について設定をしております。

以上で説明を終わらせていただきます。

【里脇分科会長】次に、道路維持課長より補足説明を求めます。

【馬場道路維持課長】第142号議案及び第143号議案「公の施設の指定管理者の指定について」補足してご説明いたします。

お手元にお配りしております課長補足説明資料3ページ、第142号及び第143号議案「公の施設の指定管理者の指定について」をご覧ください。

平成30年度末で指定管理期間が満了します①百花台公園・百花台森林公園、②西海橋公園、③平戸公園・田平公園について、8月1日から8月31日にかけて、新しい指定管理者の募集を行い、その後、5名の外部有識者で構成する長崎県土木部指定管理者選定委員会において、利用促進策や管理費用の縮減の取組、組織人員体制等の観点から審査を行い、指定管理者候補の選定を行っております。

まず、①百花台公園及び百花台森林公園については、長崎県公園緑地協会・八江グリーンポート共同体の1者から応募がありました。

審査の結果、施設の利用率を高める事業計画や安全対策について具体的な提案がなされるなど、都市公園を適切に管理運営できると評価され、指定管理候補者に選定されました。

次に、②西海橋公園については、2者からの応募があり、審査の結果、グリーンメイク・岩永造園・中村造園指定管理者共同企業体が指定管理候補者に選定されました。

選定理由としましては、公園の利用促進、イベント企画、県民参加型の公園運営・利活用の取り組み及びスポーツ普及等の提案のほか、収支計画を含めた中期計画の実現性があることが評価されました。

次に、③平戸公園・田平公園については、一般社団法人長崎公園緑地協会の1者から応募がありました。

審査の結果、施設の利用率を高める事業計画や安全対策について、具体的な提案がなされるなど、都市公園を適切に管理運営できると評価され、指定管理候補者に選定されました。

選定委員会の選定結果を受け、県では当該3団体を指定管理者として指定を行うため、本定例会に「公の施設の指定管理者の指定」にかかる議案を提出したものでございます。

なお、5年間の指定管理期間中における各公園における指定管理負担金につきましては、別途債務負担行為の設定議案を提出いたしております。公園ごとの債務負担額は、資料記載のとおりでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

【里脇分科会長】次に、港湾課企画監より、補足説明を求めます。

【井手港湾課企画監】第144号議案、港湾課所管の公の施設の指定管理の指定について、補足してご説明申し上げます。

課長補足説明資料の5ページをお開きください。

第144号議案「公の施設の指定管理者の指定について」でございます。

平成30年度末で指定管理期間が満了します①長崎港常盤・出島地区及び松が枝地区、②長崎港元船地区、③早岐港ハウステンボスマリーナ及びハウステンボスハーバー、④長崎港福田マリーナ及び長崎出島ハーバーについて、8月1日から9月18日にかけて、新たな指定管理者の募集を行いました。

これらの施設の応募団体について、外部有識者で構成します長崎県土木部指定管理者選定委員会において、利用促進や管理費用の縮減の取り組み、組織人員体制等の観点から審査された結果、資料1の上段の方に書いてあります資料の1、指定管理候補者記載の団体がそれぞれ指定管理候補者に選定されております。

具体的な選定経過は、資料中段の3、選定経過の（4）応募団体、選定（採点）結果に記載しておりますけれども、まず、その下の①長崎港常盤・出島地区及び松が枝地区については、1者の応募があり、長崎クレインオアシスマネジメントが指定管理候補者に選定されております。

選定理由としては、みなとオアシスの中核施設として、振興策等が具体的に提案されていること、また、利用者サービス向上を達成できる管理体制となっており、施設を適切に管理運営できると評価されたものです。

続きまして、6ページをご覧ください。

②の長崎港元船地区については、1者の応募があり、株式会社トラスティ建物管理・株式会社クラネット共同事業体が指定管理候補者に選定されております。

選定理由としましては、清掃や管理等での利用者サービスの向上や、ドラゴンプロムナードの活用に新しい視点や考え方に基づく提案が具体的になされ、施設を適切に管理運営できると評価されたものでございます。

続きまして、③早岐港ハウステンボスマリーナ及びハウステンボスハーバーにつきましては、2者から応募があり、株式会社ユニマットプレシヤスが指定管理候補者に選定されております。

選定理由としましては、施設の広報、海洋性スポーツ活動等の促進、地域の活性化への貢献等、施設の利用促進に関する提案が、他の応募団体に比べて具体的になされており、他県でも多数のマリーナ運営実績もあることから、施設を適切に管理運営できると評価されたものです。

最後に④長崎港福田マリーナ及び長崎出島ハーバーについては1者の応募があり、長崎サンセットマリーナ株式会社が指定管理候補者に選定されております。

選定理由としましては、事業計画に確実性があり、類似事業の実績もあることから、安定した管理運営が期待でき、公共のマリーナを適切に管理運営できると評価されたものでございます。

選定委員会の選定結果報告を受け、県では、当該4団体を指定管理候補者に選定し、本定例議会に公の施設の指定管理者の指定にかかる議案を提出したものでございます。

なお、④の長崎港福田マリーナ及び長崎出島ハーバーの4）に記載の5年間の指定管理期間中における指定管理負担金につきましては、別途債務負担行為の設定議案を提出いたしております。

債務負担額は資料記載のとおりでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしく願います。

【里脇分科会長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりましたので、これより予算議案及び第142号議案ないし第144号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【坂本(浩)委員】 おはようございます。

今、提案された議案について、幾つか質問させていただきます。

まず、第121号議案の補正予算の災害復旧費であります。公共事業、単独事業合わせて総額2億8,640万円の増ということで計上されております。これは今年10月の台風25号の被害を受けた港湾施設等における対策工事に要する経費ということですが、たしか今年の6月の集中豪雨と7月の分については9月の補正で計上されていたと思います。若干額が少ないのかなと、被害がそれだけだったのかなという感じがしますけれども。あと箇所づけというんですか、市郡別の調書も出されておまして、こういう箇所を復旧しますということで一覧表も出されております。この台風25号の被害そのものの概要といいますか、今回の補正でどの程度復旧の見込みが立っているのか、その辺について伺いたします。

【近藤港湾課長】 委員ご質問の10月の台風25号によります港湾施設の被災状況についてご説明したいと思います。

公共災害で10カ所、2億6,400万円、単独災害で20カ所、これは金額的には小さい、1カ所当たり120万円未満の被災額でございますけれども、合わせて2,240万円、合計で記載しているとおり2億六千数百万円の被害額になっておりますけれども、今回の台風につきましては五島列島の西側、長崎県にとっては一番被害が大きい

台風のコースでございますけれども、これによりまして、本土におきましては諫早市の田結港海岸、これは海水浴場として使っておりますけれども、海岸の護岸や防波堤といったものの被災がございました。それが一番大きくて1億4,500万円の被災額となっております。

このほか、離島におきましては長崎市の池島港において、泊地の埋塞であったり、浮棧橋の被災であったり、そういったもので4,500万円、この2つが大きいものと考えております。それ以外に1,000万円から2,000万円程度の細かい工事がございますけれども、大きくはそういった港湾施設の被災がっております。

このほか、単独災害につきましては、浮棧橋の屋根に設置しておりますパネルであるとか、そういったものの脱落によって、少額ではございますけれども、被災額がかさんでおまして、結果的に20カ所、合わせて2,240万円の被災額となっております。

これにつきまして、単独災害じゃなくて、公共災害でございますけれども、一応緊急的に復旧しなくてはいけない、例えば航路筋であって浮棧橋を早く復旧しないと航路が止まってしまうようなものにつきましては、単独事業において一時的に振り替えをさせていただきます、緊急的な応急工事をさせていただいて航路の確保に努めておりますけれども、それ以外については国の査定が終わってから本格的な復旧に入っております。これについては1月に被災査定を受けまして、それを受け次第、緊急に発注工事に入りまして、現場の対応をして、できれば年度内に工事を完了させていきたいと考えてございます。

【坂本(浩)委員】 ありがとうございます。大体何割ぐらい賄えているという理解でよろしいん

でしょうか。とりあえず、今回、緊急にしないといけない部分と、1月に査定を受けて年度内に何とか間に合わせる分があると言われましたけれども、とりあえず急ぐ分と次に回す分と、今回の補正予算で港湾施設等に関しては、ほぼ、この台風に関してはこれで大体復旧ができるということだと思いますか。

【近藤港湾課長】 今回の10月の台風の被災については、100%これで対応できます。ただ、現場の方で対応しているかということ、その1割ぐらいしか、まだ対応しておりませんが、査定を受けて予算がつき次第、現場の復旧にかかってまいりたいと考えております。

【坂本(浩)委員】 わかりました。ありがとうございました。

次に、部長説明資料の2ページからの繰越明許費について、総額で32億1,862万9,000円ということで設定をされておりますけれども、この中で公共土木施設の災害復旧費ということで3億5,940万円計上されております。これは、課長補足説明資料の1ページに繰越明許費理由別調書ということで記載がありまして、いろいろ理由があるんですけれども、この公共土木施設災害復旧費というのが事業決定の遅れ、それから補正等となっているんですね。

これは災害復旧費ですから、今、港湾課長からもありましたように急ぐべきは急がないといけないということで、9月の補正もあったんじゃないかと思っておりますけれども、これが翌年に繰り越される理由として、事業決定の遅れ、補正等とありますけれども、こういう災害復旧費の場合、事業決定が遅れるというのはどうしてかなと、ちょっと疑問に思ったものですから。本来なら、災害復旧ですから、事業決定は遅れずに、どんどん、どんどん進めるべきじゃないか

と思っておりますけれども、まだ3月の年度末まで期間があるにもかかわらず、今回約3億6,000万円が既に繰り越されるというところを、もう少し具体的に教えていただけませんか。

【浦瀬河川課長】 災害復旧につきましては、現地の方で査定がございまして、その後に予算が確定して予算がつくわけでございます。その後に適正な工期を設定して発注するわけでございます。その中で、今の段階でもう既に適正な工期が取れないということで、契約をして繰り越して発注しないといけないという状況がございまして、そういうものが含まれております。

【坂本(浩)委員】 査定がちょっと遅れているということになるわけですね。わかりました。

今年は災害が6月、7月、それから10月という形で頻発をしているということで、これは今年に限らず、この数年、本当に県内でも、あるいは全国的にも災害の被害が本当によくあるという状況が増えているんじゃないかと思っておりますので、ぜひこれまでと同様じゃなくて、災害はいつでも起こり得るんだということで、それに備えというの何かおかしいんですけれども、やっぱり自然災害ですからきちんと備えて、例えば、9月の定例会の時も申し上げましたけれども、あらかじめ地すべり等を含めて、いわゆる危険箇所というところを早め早めに対応できるような体制をぜひとっていただきたいということを要望として申し上げさせていただきます。

次に、債務負担行為の関係なんですけれども、今、委員会の議案の方、いわゆる142号、143号、144号議案で併せて提案がありました。

いわゆる指定管理業務の関係ですけれども、この第144号議案に絡むんですが、それぞれ、これは部長説明資料の4ページの3にありますように、債務負担行為で年度を越えて一括契約

ということで、それぞれ金額が示されております。

この144号議案で言うと、例えば、長崎港常盤・出島地区及び松が枝地区と、長崎港の元船地区、それから早岐港のハウステンボスマリーナ及びハウステンボスハーバー、ここについてはいわゆる管理運営負担金というのがないですよ。唯一この関係であるのは、長崎港福田マリーナ及び長崎出島ハーバーということになっておりますけれども、まず、同じ港湾関係の施設で、この①②③は負担金がないと。④にあるというその理由を教えてください。

【井手港湾課企画監】港湾課所管施設の債務負担行為の設定についてのお尋ねでございます。

まず、福田マリーナを除きます残りの3つの施設について負担金がない理由につきましては、まず、1番最初の常盤・出島の施設につきましては松が枝ターミナルと一緒に今出しておりますけれども、基本的に水辺の森公園でございます。水辺の森公園のところに県営駐車場がございまして、そこが今まで県の収入になっておりました。これを指定管理者の利用料金、つまり指定管理者の収入とすることで、6月に議案を出させていただいておりますけれども、指定管理施設の方に組み込んでおります。この収入が基本的に負担金と均衡するということが負担金なしという整理にしております。

それから、元船地区、元船ターミナルですけれども、ここにつきましては2回目の公募でございますが、これは前回は負担金なしということで整理しております。この中身につきましては、ターミナルの横に駐車場がございまして、その駐車場収入が結構大きいということで、そこで逆に納付金という形で県の方に発生させて負担金なしということになっております。

それから、ハウステンボスの方につきましては、過去の収支実績を見たところ、負担金なしでもやっていける程度の黒字じゃないかということで、公募の段階から負担金なしということで募集して、実際それで応募があったため負担金なしということになっております。

最後の出島につきましては、従来から負担金を上げておりますけれども、今回は少し中身を見直して、ちょっと絞るといえるか、減額する形での負担金計上ということになっております。

【坂本(浩)委員】 ありがとうございます。

それで、この長崎港福田マリーナと出島ハーバーの分が、これは負担金がいわゆる第121号議案の一般会計の債務負担行為と第123号議案の特別会計の債務負担行為というふうに分かれています。合計すると、この課長補足説明資料にありますように9,000万円ということになるんですけれども、内訳が一般会計の債務負担行為で約3,000万円、それから特別会計の方で約6,000万円ということになっておりますけれども、この分けている内容、福田と出島と分けているものなのか、あるいは施設の管理の仕方によって分けているのか、その辺を教えてください。

【井手港湾課企画監】福田マリーナと出島ハーバーの負担金の分け方についてのお尋ねでございますが、これは地区ではなくて、業務の中身によって分けております。基本的には、緑地とか、そういったものの管理は一般会計の方で見るといえるような形をしておまして、浮棧橋とか、それ以外の県が所有している施設については特別会計の方で見るといえるということで2つに分けて出させていただいております。

【坂本(浩)委員】 了解いたしました。

最後になりますけれども、中身でちょっと教えてもらいたいんですけれども、資料を見る限

りなかなか見えてこなかったものですから。

できれば資料的に出してもらえばわかりやすいかなと思うんですが、いわゆる選定理由です。例えば、常盤・出島・松が枝のところについては、「振興策等が具体的に提案されている」というふうなことで、その「振興策等」というのは、常盤・出島・松が枝というと、まさにみなとオアシスの中核施設になるんですけれども、そこをこの指定管理候補者がどう具体的に振興策を提案されたのか。あるいは、元船地区のドラゴンプロムナードの活用ですけれども、ここで言う選定理由である「新しい視点」とか、そんなのが具体的にどういうふうに提案をされているのか。とりあえず口頭でいいですから、そこら辺を2つ教えていただければと思います。

【井手港湾課企画監】 常盤・出島・松が枝と元船についての選定理由のお尋ねでございます。

まず、水辺の森公園とか、常盤・出島の方につきまして、「みなとオアシスの中核施設としての振興策が具体的な」とありますけれども、これは基本的に水辺の森と松が枝のベイサイドを全体として元船まで、長崎港全体を含めて「みなとオアシス」というのを、国交省の制度でございますけれども、関係施設が一体となって協議会をつくって振興していこうと、振興策を図ろうという制度がございますが、そういったものに対して積極的に関わっていくということとか、それから、いろんな長崎港開港450周年とか、そういった食べ歩きウォーキングといったもののイベントにも企画協力をしていく、あるいはクルーズ客向けにコンシェルジュを設置したり、周遊観光の商品の販売支援を行ったりといった形で、さまざまな港を活用した振興策の提案をされているということでございます。

もう一つが元船地区でございますが、ここに

つきましては「新しい提案」ということでございますが、例えば、屋根つきの空間であるということを活用して、壁面の一部にミラーを張ることで、龍踊り、ダンスの練習やパフォーマンス発表の場としての活用を促すとか、それから、あそこは夢彩都と通路でつながっておりますが、その通路を活用してフリーマーケット、あるいは子ども向けのイベント、オレンジ球体など独特な建築景観を活かしたインスタ映えのスポットとしての活用などを提案されております。

【坂本(浩)委員】 もう時間がきていると思いますので、これ以上言いませんけれども、もう少し何というんですか、長崎の港を活用したまちづくりというのは県にとっても重要な課題だろうと思いますし、ぜひそういった地域のいろんな振興策とか、新たな視点とか、もう少し、せつかく5年間指定管理でお任せをするわけでしょうから、もちろんお任せしても、多分県とのいろんな協議の中で、また今からも新たな施策というのは出てくるだろうと思いますので、ぜひその辺は私たちだけじゃなくて、県民の皆さんにわかりやすいような形で示していただければと思います。

【里脇委員長】 今、資料の提出を求める部分がありました。今の答弁の中でも、私自身も聞いていて、要するに他の企画に協力をしていくという部分はよくわかるんですけれども、この指定管理に選定されたところ自体がどういう提案をされているのか、どういうことを考えているのかというのが全然伝わってきませんので、その辺を含めてもう少し、提案者側に立った、どういった提案があったという資料を1カ所に限らず、ほかの部分もあると思うんですね。ドラゴンプロムナードとか、そういった部分の提案をこちらの方に資料として出していただけます

か。お願いします。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

ほかにございませんか。

【渡辺委員】今のドラゴンプロムナードが今度新たに指定管理になるわけですが、前に行った時、床が一部壊れていたんです。要するに指定管理させる前にそこを補修すべきと思っているんです。もしそれができないなら指定管理者がそういう悪いところは補修するんですか。そういうことはだめだと私は思っているんです。きれいに直した上で指定管理者に運営を任せると思っているんですが、その辺の考え方はどうなんですか。

【井手港湾課企画監】ドラゴンプロムナードの補修につきましては、基本的に指定管理者制度に委ねておりますが、施設所有者は県でございます。ですから、基本的には施設の補修というのは県の方でやるべきだというのは委員のご指摘のとおりでございますが、ただ、どこの施設もそうですけれども、指定管理者と協定を結んでおまして、発注金額で指定管理者の方で維持補修としてやる部分と大きなものについては県がやる部分とございます。県の方も確かに予算が厳しくて、なかなか対応できないところもありますけれども、そこは状況を見ながら適切に対応していきたいと思っております。

【渡辺委員】例えば、板が1枚割れたりなんかしているところは指定管理者が修理するでしょうけれども、前に行った時に見たら、これは替えないといけないんじゃないかと思うように傷みがひどいところがあるんですよ。そこは県がちゃんと直してやらないと、今、あそこは小学生に龍踊り体験をさせているでしょう。今度、あそこが指定管理になったら、これは有料になるんですか。今の無料のままでもいいんですか。そ

このあたりの態度を明らかにしてください。

【井手港湾課企画監】ドラゴンプロムナードの使用料の件についてのお尋ねですけれども、従前、ドラゴンプロムナードというのは、委員ご指摘のように龍踊りなどの観光体験に使われておまして、条例上は料金の設定がなかったのが無料ということでした。

今回の指定管理の提案の中身については、今のところ、使用料の収入の予算規模から見ると、明確にそこでお金を取るとはなっていないとは思いますが、ただ、提案書の中身に「使用料の設定も含め」という記述がございますので、幾分か使用料の設定をすることは考えておられるのかなと思っております。

【渡辺委員】修学旅行生の誘致のために、長崎市も力を入れて体験型の修学旅行をしているわけなので、そこは今までどおり無料というか、もし有料設定するなら減免措置をちゃんとして、子どもたちにそういう体験をさせる上で、施設のきれいな整備と減免措置をとるように要望しておきたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思っております。

それと、百花台公園が完成したというので、私の妻の実家に帰る途中に寄ってみたんですが、百花台公園の案内が、ここが百花台公園です、ここが百花台森林公園ですという案内が不足しているんだらうと思うんです。私も焼山の方に行ってしまったんですけれども、案内板は指定管理者にさせるんですか。それとも県がするんですか。百花台公園の駐車場はここですよ、森林公園の駐車場はここですよというちゃんとした案内板は指定管理者の方ですべきものですか。私は、県がそこまでちゃんとしてやるべきと思っているんですけれども、その辺の考え方はどうなんですか。

【馬場道路維持課長】公園の案内板についてということでございますけれども、基本的にはやはり県ですべきものだと考えております。

ただ、指定管理者で、請け負った中でより工夫ができるものを実施していただく分につきましては取り組んでいただいてもよいかと思っております。

【渡辺委員】そのあたりはひとつよろしく願います。

最後に、小ヶ倉・柳地区における保安規程の業務を今年度940万円債務負担行為を設定しようとしているわけですね。これは要するに20万トンの客船対応のためのものだと思っております。要するに女神大橋の下をくぐりきれないので柳埠頭に留めようとしているものだと思います。具体的にこの940万円はどういうことに使うのか、中身がわかれば示してもらいたい。20万トンの客船が入ってくるためにどうということがあるので940万円必要なんですよという中身が具体的にわかれば示していただきたいと思っております。

【近藤港湾課長】長崎港における小ヶ倉・柳地区の埠頭の保安管理規程の策定についてのご質問でございますけれども、今現在、柳埠頭につきましては、貨物の国際定期航路が就航しており、これは週3便入ってきています。これが保安管理上問題がないようにフェンスを張ったり、監視カメラを設置したり、立哨、ガードマンを設置したりということで一定の基準、安全に対する基準を満たしつつやっているところなんですけれども、この埠頭の拡張と併せて、先ほど委員ご指摘のように女神大橋をくぐれない大型の船舶が就航しつつございます。これに併せて、貨物と人流の安全を確保すべく、今の保安管理規程の変更を行うものでございます。この変更

につきましては、物理的なものができる時期と、国に対する申請の時期、許可までの期間が1年ぐらいかかりますので、今のところ22万トンがいつ入ってくるかというのは未定でございますけれども、できたら今でも女神の中に入ってくる船でも岸壁が不足して松が枝に留められないという状況もございます。

一方では、国の方で22万トン対応の客船にも使える係船柱であるとか、防舷材の設置をしておりますので、それをできたら活用したいということもございますので、もしも松が枝に留められなくても柳に留めたいという船も出てくる可能性はございます。そういうのも併せて、再来年の1月からでも活用できるように、今年から準備をしていきたいと考えておりますので、債務負担行為を取りながら、来年の1月、2月からそういった準備を進めていきたいということでは債務負担行為を上げさせていただいているところでございます。

【渡辺委員】今の港湾課長の説明の中で、松が枝に留められない船もこちらに留める可能性があるんですか。ここは荷卸しの作業をしているでしょう。要するに女神大橋をくぐれる客船が、松が枝が満杯の時はこっちに入ってくる可能性もあるわけですか。

【近藤港湾課長】委員ご指摘のとおり、今、週3便貨物船が入っておりまして、ほぼ毎日、荷繰りや荷卸しのために使っている状況でございます中で、週1回、日曜日とかであれば埠頭があいてございますので、そういった日を活用しながら、どうしても入ってきたいという船がございましたら、それに対応したいということで準備を進めているところでございます。

【渡辺委員】あくまでも、土曜日か日曜日の仕事がない時の受け入れということで理解してお

いていいですね。

【近藤港湾課長】 間違いございません。

【渡辺委員】 わかりました。

【里脇委員長】 ほかにございませんか。

【外間委員】 今日の予算審議の中で、次年度、年を越えた一括の契約締結を含めてということで指定管理制度の更新の議案が第142号議案から144号議案まで上がっているということで、このことも含めて今回の分科会での予算審議ということで、1点だけ私の持論も含めてお尋ねをしたいと思います。

今日は地元の大学の学生さんが委員会に傍聴にお見えになっておられて、大きな県の全体の土木に関する予算審議を視察にお越しいただいています。私も学生の気持ちになって、どういう気持ちでこの委員会の勉強に来られているのかなど。たまたま今日は指定管理のお話が出ておりますので、実は私はこの指定管理というものについて、今から16年前に県議会議員に立候補する際に、何でもかんでも行政に頼ってまちづくりをやっていいのか、行政でできること、民間でできること、あるいは、行政と民間で協働して力を合わせてやっていくこと、こういったすみ分けを考えながら、ぜひとも民間でできることは民でやっていった方がいいのではないかという疑問の中から、実は立候補の一つの理由として、例えば図書館の管理とか、美術館、あるいは文化施設、スポーツ施設、こういった時間帯は9時から5時までやっていて、私たちは学校に行っていて使えないと。しかし、みんなのものなのに使えないのはおかしいと学校が終わって、仕事が終わって、さあ使おうとなった時に、こういう行政が管理をしている施設というのは使えない。おかしいじゃないかと。積極的にこういったものは活動領域を民間に広げて

いくべきではないかということの疑問の中から、行政でできることは行政、民でできることは民でという気持ちを持って議員になって、そして、平成16年度にこういった指定管理制度というのが導入されてきて、これはむしろ行政と民とで協働でやっていく事業体だということで、大いに期待したところでございます。

今日、たまたまそういった議案がここに上がってきたものですから、再び5年契約で142号議案から144号議案まで上がって、一つひとつ提案があったところでございます。そのように学生さんの気持ちになって、こういうことで行政と民間と共同領域でこういうふうな事業を委員会の中で審議をしているんだなというふうな、学生さんの気持ちになってちょっと質問についての補足説明をさせていただきました。

そういうことでスタートをした行政でやっていた管理業務を、実際こうやって民間でやっていったということによる過去の5年間の実績、あるいは5年、5年でやっていった時の公の施設の指定管理制度の導入についての当時の意義と、導入した結果、民が入ってきてどうなったかということについて、所管課長にこの点について1点まずご説明をいただきたいと存じます。

【馬場道路維持課長】 指定管理制度導入以前につきましては、管理委託制度は公の施設の公共性に着目しまして、管理の受託主体が公共団体や県の出資法人等に限定をされておりましたけれども、委員ご指摘のとおり、指定管理者導入の改正によりまして、効率的かつ効果的な管理を実現するため、また、受託主体を法律上制限することをせず、民間事業者にも事業が拡大されたところでございます。

その導入の結果としまして、平成18年度から既に3期、今回については4期目になる5カ年の

債務負担ということになりますけれども、第1期につきましては、都市公園について申し上げますと、平成18年以前は長崎県公園緑地協会が全て受託をしておりましたが、そのうち2つにつきましては民間が受託をしています。今回の提案につきましては3つが公園緑地協会等の団体、あるいは共同体といったところ、それから1つが民間の団体ということになります。

これまでの経緯を見ますと、諸問題等もございましたが、適正な維持管理はなされており、年々向上しているということで、民間に拡大したことについては一定評価されるものがあると考えております。

今後も適正な維持管理に努めていくとともに利用者が拡大するような方向になるように、我々としてはそういった民間への拡大の効果をしっかり発揮させるような形にしていきたいと考えております。

【外間委員】ありがとうございます。ただいまの民間が入ることによる効率性、あるいは民間の雇用も含めて事業が拡大できたということについての効果、効能の過去の実績のご説明があったこと、また、公が適正に維持管理をしていることについては今後もしっかりやっていかれるということで、私の質問に対しての答弁として一定了とさせていただきたいと存じます。

であればなおのこと、さらに民間でできるような維持活動については、さらに広めていくためにも、今、道路維持課長からお話がありました一般社団法人長崎県公園緑地協会の機能と役割については一定しっかりとこういった適正維持管理の中で果たされているものというお話がありましたので、このことも含めてしっかりと民間が正しい価格でこの仕事をやっていくことについてのご説明を了としたいと存じます。

いずれにしても、来年度の予算にかかわることということでご説明があったところで、あえてこの指定管理ということで、民間の導入による効率性、あるいは適正価格、こういったものが出てきていると。そして、移行措置の中で、平成16年度から導入をされて、長い間、民間の活動領域が広まってきて、さらにはまた、行政の活動領域と併せもって、しっかりとこの点については管理体制をよくよく見ていただいて、指定管理者制度の導入に当たっては、今後もひとつしっかりと管理体制をとっていただきたいということをお願いしておきたいと存じます。

【里脇分科会長】ほかにございませんか。

【田中委員】私も指定管理者制度の関係でお聞きしてみたいと思います。

公園の管理を道路維持課がやるのはちょっと異質な感じがするんだけど、今度、組織が変わってそういうことになったということなので理解はしますけれどもね。

第143号議案で聞いてみたいと思うんですが、西海橋公園が一つある。それから、平戸公園及び田平公園が一つある。そうすると、この契約料金が1億6,300万円と1億8,900万円の違いが出てくるわけですね。これは大体面積で比較したらどうなのか、西海橋公園と平戸公園の方とね。西海橋の周辺、平戸大橋の周辺ということで公園が一つあるわけですね。面積で比較するとどのくらいの比較になるのか。利用者数で比較するとどうなのか。あんまり内容は変わらないと思うんですよね、利用者の内容もね。百花台はスポーツ団体なんか相当使うと思うけれども、田平公園・平戸公園の方はあんまりスポーツ団体は使わないだろうし、西海橋公園もそんなにスポーツ団体が頻繁に使っているという感じもしないんだけど。要は、料金が設定

されているから面積の比較、利用者数の比較、内容、最後に更新ごとに料金がどういう動きをしているのか。指定管理に動く前と比較してどうなのかというのは過去にもやったことがあるんだけれども、そんなに経費が少なくなったという感じも受けなかったんだけれども。契約時ごとの変化などについて、3点聞きたいと思います。

【馬場道路維持課長】 まず、公園の面積についてのご質問でございます。

まず、百花台公園でございますけれども、面積は現在42.4ヘクタールでございます。

西海橋公園を申し上げます。面積が36.8ヘクタールでございます。それから、平戸公園が14.4ヘクタール、田平公園が19.9ヘクタールと、平戸・田平公園合わせますと34.3ヘクタールということになります。公園の広さについては、近い状況かなと思います。

それから、利用者についてでございますが、西海橋公園が平成29年度の公園利用者を見ますと約52万1,800人となっております。そのうち有料施設の利用が約2万1,600人、無料施設等の利用が約50万人となっております。

平戸公園を申し上げますと、公園利用者としては約19万7,000人となっております。有料利用施設はゼロ、全員が無料施設利用者となります。

それから、田平公園につきましては、約21万4,000人の利用がございまして、そのうち有料施設としては約3万2,000人の利用となります。

施設につきましては、西海橋公園は芝生広場、ソフトボール場、そりゲレンデ、ゲートボール場、あるいは展望所等々でございます。

平戸公園につきましては、お花見台広場、展望広場、海浜広場等々でございます。

田平公園につきましてはテニスコート等々がございます。（「内容はいい。更新時の比較はどうなの」と呼ぶ者あり）

それから、更新時の比較でございますが、西海橋公園を申し上げます。指定管理導入は平成18年からになっております。平成18年から20年ということで3カ年の債務負担となっております。トータルで9,094万9,000円となっております。年平均で申しますと、3,030万円ということになっております。

第2期が平成21年から25年までの5年間となっております。その間の総額が1億5,700万円となっております。1年で申しますと3,100万円となります。

第3期、平成26年から30年につきましては、5年間で1億6,300万円となっております。年平均で言いますと3,200万円となります。

それから、今回、平成31年から35年、第4期が1億6,300万円、年平均で3,200万円というところでございます。おおむね3,000万円を少し超えるところで、余り大きな差はないものかと考えております。

【田中委員】 流れだけ聞けばいいのでね。

今、数字をもらったけれども、西海橋と平戸大橋の方を比較すると、面積は西海橋がちょっと大きいみたいですね。利用者数も多いみたいですね。しかし、契約は西海橋公園が少ないのかな。やっぱり平戸の方が多くなっているんだね。

一つ私が言いたいのは、せっかくこれだけかけるわけだから、やっぱり広告までいかんけれども、宣伝をして、もっと利用するような形をとらなければいけないんじゃないかと。

それから、西海橋でもう一つ言うと、年間約3,000万円、月にすると250万円、これは人件費

でほとんど終わってしまうのかな。この内容という人件費が指定管理者の経費になってしまうのかというところを確認しておきたい。だから、西海橋の方は何人ぐらいおられるのかな、雇用関係が。

【馬場道路維持課長】 もちろん、維持管理をしていく上で、除草や植栽等の維持管理につきましては人件費がかかりますので、人件費は大きなシェアにはなるかと思えます。

そのうち、具体的な数値でございますが、今、手元で探することができないので、後ほどご案内したいと思えます。

【田中委員】 事前には話してないから、詳細なことはわからないということだろうけれども、要は広報の必要性がもう少しあるんじゃないかと。西海橋公園でいうと、毎月250万円かけて管理をするわけだからね。だから、利用してもらう必要がある。

少し私が感じているのは、やっぱり佐世保市、西海市みたいな行政の違いが、広報が足りないような感じがするんです。片方は全部平戸になってしまったみたいだけれども、前は自治体が違っていたから。平戸市と田平町と分かれていたからね。そういうことで利用をもう少し促進すべきじゃないかという感じがしますよ。

費用は少なくなるに越したことはないけれども、そんなものかな、月に250万円ぐらいは人件費が要るわけだろうからね。

それで、道路維持課管轄は終わって、もう一つはマリーナだ。ハウステンボスマリーナ及びハウステンボスハーバーの関係でちょっと聞きたいと思うんだけど、このユニマットプレシャス、今度初めてなんだよね。ほかのところは大体同じところがずっと取っているけれどもね。今度初めてユニマットプレシャスという会

社が出てきたんだけど、どういう会社なのか。ハウステンボスは、はっきり言うと困っていると思うよ。今までは若干ルーズなところがあつたと私は理解しているんだけどね。ちょっと聞かせてください。

【井手港湾課企画監】 このたび、ハウステンボスマリーナ及びハウステンボスハーバーの新たな指定管理者になりましたユニマットプレシャスにつきましては、全国的にマリーナ事業、あるいはリゾート事業、例えば国内にホテルが12施設あるとか、レストランを運営しているなど、マリーナも所管しているマリーナが7つあるみたいですが、そういうマリーナ事業、あるいはリゾート事業等に運営実績がある県外の会社でございます。資本金は約1億円、売上高は約300億円の会社ということになっております。

【田中委員】 ユニマットグループ的なものがあると私は理解しているんだけど、全国的にはユニマットグループ、そこの子会社的な要素かなと思っているけれども。

一番は、今までは若干持ち出していたわけでしょう。どのくらい持ち出していたのかな。

【井手港湾課企画監】 年間1,500万円を県負担金として5年間支出しておりました。

【田中委員】 年間1,500万円支出してハウステンボスに管理を委託していたわけね。もともとはハウステンボスの敷地だったところを早岐港という位置づけで県が所有して、それをハウステンボスに管理委託だけ1,500万円も出してやっていたと。今回はそれがゼロになったわけでしょう。県としては1,500万円助かったわけね。これも早岐港になっているから、あそこは県有施設なんですよ。ただ、県有施設とハウステンボスの境界を一般市民は知らない。ハウステンボスも知られたくないのかどうか知らんけれ

ども、勝手に利用しているケースも過去あった。どういふことかという、臨港道路を勝手に止めて駐車場収入がなくなる、あれは県の収入になっていたわけだからね。

そういう問題で4月からスタートするんだろうけれども、ハウステンボスは大変だと。花火も簡単にやれなくなる。ユニマツがどういう位置づけで、どういう姿勢をとるか、ハウステンボスとの関係をね。県と3者の関係になるような気もするんだけどね。しかし、すっかりしていいのかなと私も思っている。昔、ハウステンボスの敷地だったところを県有地にして、管理はハウステンボスに頼んで1,500万円出していたと。それがもうきれいになって、清算して県有地は県有地でこのユニマツに委託してやってもらおうと。ハウステンボスはそこから手を引くと。

しかし、その敷地の中にハウステンボスの建物みたいなものがまだあるんだよね、港湾の敷地の中にね。店舗も幾つか入っている。私は昨日ちょっと3時間ぐらいかけていろいろ聞いて回ったんだけど、ほとんどがハウステンボスの契約店舗なんだね。契約店舗の前の一帯は全部県有地になるわけね。だから、店舗に行くためには県有地を通らなきゃいかんという形にはなるわけだ。ただ、それが今まで市民も知らないし、ハウステンボスはある程度広報もしなかった。だから、県有の臨港道路のところで勝手にシャットアウトして料金を取ったりなんかしていた。そのトラブルがいろいろあったけれども。

駐車場も県の駐車場なんだ。あえて言うと一番最後のホテル、ホテルの駐車場になっているわけよね。昨日びっくりしたんだけど、お客さんがあの駐車場に車を置いて、荷物を引い

てホテルに入っている。それはお金さえ出せばいいわけだけれども、中間の料金設定はどうなっているのかなと思った。21時で閉まって、それまでしか料金取らないのかどうか知らないけれども、1日止めっぱなしの料金設定はできているのか、そこら辺をちょっと聞きたい。

【井手港湾課企画監】 まず、ハウステンボスの駐車場のハーバーの利用料金ということでございますが、今出されている利用料金の指定管理者の提案というか、現行もそうですけれども、基本的には60分100円ということで、上限料金の設定は1日1,000円ということになされていると聞いております。

【田中委員】 そこだけ限定して言えば1,000円と。料金設定が1日1,000円ということなんだね。

そうすると、ハウステンボスが800円取る。奥の方に行くと1時間100円で止められるわけね。だから、奥の方に止めてハウステンボスに行く人が、結構詳しい人はそうするわけです。我々もそうするけれども、800円出していくよりも、奥の方だと1時間100円で行けるわけだ、2時間でも200円で済むからね。それはそれでいいんだけど、これ以上言うといろいろと問題も出てくるだろうからね。

1日設定が1,000円にちゃんとできているわけですね。あそこは9時から9時までですか。それを1日設定にして、止めると夜は出られなくなるんです。ホテルに宿泊する人はそれがいいと思う。手前からずうっと1キロ以上持っていかなきゃいけないのが、奥の方から入ったら50メートルぐらいでホテルに入れるわけだからね。これは1日1,000円でも1,500円でも利用する人は多分いると思う。もっと駐車場を広げてもいいという感じもするんだけどね。そこら辺の今後のハウステンボスとユニマツと県との関係

に私は注目していきたいと思っているんですけども、それ以上は言いません。終わります。

【里脇分科会長】ほかにございませんか。

【八江委員】公共用地の取得状況についてお尋ねします。

6ページにあります公共用地の取得状況については、諫早市、特に本明川ダム建設事業についてですが、先般、私も一般質問した折に、本明川ダムの着工時期についてということでお尋ねしましたが、用地の取得状況によっていつになるかわからないということで、はっきりしておりません。平成36年ぐらいかなということでした。

そこで、県が委託を受けて国交省の方から用地の先行取得をしておられるものとは思いますが、これら取得状況もいろいろ、個人の用地関係、田畑、あるいは山林等が一つあることと、移転をしていかなければならない住宅の用地、そしてまた、ダム本体の工事を行う場所、そういうものに分けて考えた時、着工時期がまだはっきりしてないというのは用地取得の問題からの話でありましたので、そのあたりをどこがどうとはっきりわからなくてもいいですから、おおよそここに書いてある平米と金額も書いてありますけれども、それはそれとしていいんですけれども、どのあたりを、県道の付替等もあります。市道の付替等の用地取得もあります。ダム本体の堤防をつくる場所もあります。そして、ダムに水没するいろんな用地、こういったものを並行してやっただけだと思っていますけれども、区別してずっと書いてありますので、どのようになっているのかということ、大方で結構ですから、どのようなことで進めておられるのか、用地課にお尋ねしたいと思いません。

【松本河川課企画監】本明川ダムの用地の取得につきましては、現在のところ概ね順調にしております。面積につきましては約3割から4割の間というぐらいでご理解いただければと思います。

【八江委員】3割から4割というのはそれでいいんですけれども、どの部分を主に取得しているのか。我々は堤防の着工はいつごろか、はっきり明確にお尋ねして、いつ頃できるのか、いつ頃その堤防ができるのかと、並行して全体を買収していかなければ、100%できなければ着工できないのかどうかわかりませんが、どの部分を先行取得をしながら用地課の方が進められているのかということをお尋ねしたかったんです。

【里脇分科会長】今の質問は、後で、委員会になってからもう一回やりますので。

ほかにございませんか。

委員長を交代します。

【山本(由)副会長】里脇分科会長、どうぞ。

【里脇分科会長】あんまり委員長は質問しないんですけれども、どうしてもお尋ねしたいところがあります。

指定管理者の問題なんですが、ちょっとお尋ねさせていただきます。

まず、そもそも論として、これは応募をするところは入札というか、指名願いを出してなくても応募できるんですか。例えば、公園ですとか、港の関係とか、それぞれに指名願いを出してなくても、団体等であれば応募ができるということなんでしょうか。

【馬場道路維持課長】応募資格要件につきましては、まず、県内に主たる事務所を有すること。それから大きな点としましては、一級造園施工管理技士の資格を有する者を配置でき

ること。それから、単独で応募した法人等につきましては、他の団体と構成する企業体の構成員にはなれないこと、そういった点を資格要件としているところでございます。

【里脇分科会長】いわゆる事業できる人材がいて配置できるということであれば応募ができるということですか。

まず、1番目が、応募がほとんど1者か、多くても2者なんですね。そんなに魅力のないものなんですか。いわゆる入札の参加要件というのは非常にアバウトな部分がありながら、その程度しか応募がないというのは、状況として、過去もそういう状況だったんですか。

【馬場道路維持課長】都市公園関係で申し上げますと、今回、3件の公募に対して、一つは2者が来て、2件は1者ということでございますし、過去につきましては、3者、あるいは2者というところが多くて、1者のところも確かにございました。魅力がないのかというご質問でございますけれども、確かに規模的には大きな公園、公益的な利用のある公園というふうに考えておりますので、それ相当の造園に関する実績等が必要になってまいります。1者で対応できるものについては1者で応募できるかと思っておりますけれども、やはり1者でできない部分は複数社で企業体をつくって応募するといった形になるかと思っております。

魅力があるか、ないかということでございますけれども、私どもはできるだけ多くの方々に応募していただくような機会を、あるいは資格を設定しているというところでございまして、我々ももっと魅力のある取組方というのは必要かと思っておりますけれども、受ける側の方々にとって非常にご苦勞もある内容かなとは思っております。

【里脇分科会長】ちょっと気になる部分がある

のは、長崎県公園緑地協会ですね。これは一般社団法人になるんでしょうけれども、その構成メンバーは、13市8町が大体の構成メンバー、それに県も入っています。一見すると、公的機関のような感じがするんですよね。この違いというか、そういう部分についても法的、あるいは条例としても別に応募することについて制限は何もないですよということなんですか。

【馬場道路維持課長】指定管理者の指定につきましては、通常、私どもがよく発注しております工事等々の請負契約ということではなくて、指定という行為によって生じる行政処分に該当するものでございます。よって、県と指定管理者との間に取引関係はないといったところから、地方自治法の142条で禁止しております請負人となることのできないといったところに該当するものではございません。

【里脇分科会長】わかりました。いわゆる法的には何も問題ないという部分と、あと実務の部分でいくと、この長崎県公園緑地協会というのは、県内の自治体、市町が入っているわけなんですけど、仕事としてはどういう形でやられるのかなということですね。共同企業体を組んでいるところはそこがまたされるんでしょうけれども、単独で受けているところとかあるんです。要は、県内に全部、事務所か何か多分あると思うんですね。そこに要するに管理する人がいて、長崎に事務所があって、それこそ平戸までその人が行ってやられるのか。それとも地元の下請けに仕事をさせている状況なのか。どういうやり方をされているんでしょうか。

【馬場道路維持課長】長崎公園緑地協会についてのご質問でございますけれども、設立の目的としましては、公園緑地等に関する事業を促進し、もって郷土の美化、都市緑化等の推進、ス

ポーツレクリエーション、観光施設の振興を図るといことで昭和45年から設立されているものでございます。

現在、諫早の方に事務所がございますけれども、公園の方にはそれぞれ管理事務所がございまして、そこに職員を配置して維持管理を行っているといったところでございます。

それから、指定管理者として私どもが委託をしている内容において維持管理を行っておりますけれども、250万円を超えるような修繕、施設の修繕ということになりますけれども、そういったところにつきましては県が個別にまた発注をするという形になっております。

それから、協会の方で通常できる範囲のものは自分たちで行われておりますけれども、例えば自分たちの持っているところでできないような、250万円以下であってもできないような、例えば高木の処理とか、そういったところにつきましては、協会といたしますか、共同体からの外注といったことを行っているところでございます。

【里脇分科会長】 少し踏み込んでいかないと、ちょっとぼかした質問で申し訳ないんですけども、以前は長崎県公園緑地協会に委託をされていたんですよね。業務発注をされていたのが、今度は指定管理者に移行することによって、そこだけではだめですよということになりました。

そういう中で、要するに公園緑地協会にもそれ専用の職員がいるんだと、こういう人たちの仕事も確保しないといけない。いわばシルバー人材センターじゃないですが、昔、失対対策という形の中で、人材がいるのでその人たちの仕事を確保しないといけないとか、そういった部分もあった。そういうことから、ここにも発注されているのかなというのがあるんですが、要

するに、もし公園緑地協会、頭だけはずらっともう公的機関ですよ。市町に県まで入っているんですからね。たしか会員名簿、役員名簿、全部そういうことになっているはずですよ。会員名簿の中にはずらっと市長、町長、知事、ずらっと入っているんですから。ひょっとしたらここは、権利としては、法的に参加する権利はあるけれども、単独で、いわゆるこれはもうだめですよと、やっぱり民間企業主体でということしていきたいんですよということになったときには、本当はこの公園緑地協会が応募しなければ、ほかの民間企業、そういう造園じゃなくたつていいですよ。例えば大村の野岳湖公園なんて全く緑地に関係ない、造園業者に関係ない人がやっています。いわゆる一般の汲み取り業の方ですけども、そういった業者がやられています。だから、違う方々が参加するかもしれないと思うんですよ。

その辺のところを、公園緑地協会は、参加資格があるけれども、もうちょっと控えてくださいよとか、そういったことは言わないのか。いわゆる公募の中であくまでも平等に勝負をしていってくださいということしていくのか。その辺のところは、もう少し民間に広く応募があれば、もっと事業、仕事が回るんじゃないのかなという思いもあってお尋ねするところです。

【天野土木部次長】 まず、指定管理制度の趣旨でございますが、先ほどもちょっと道路維持課長から答弁申し上げましたが、従来は公の施設の管理委託という制度でございまして、それはその委託の相手方が公共団体もしくは公共的団体ということに限定をされておりました。かつ、その当時は随意契約でございました。指定管理制度になった趣旨は、一つは経費の節減、一つはサービスの向上でございます。

そのために、競争をさせると。その場合にはこういった公園緑地協会も含めまして、公共も民間も、あくまで対等の立場で競争をさせるということでございます。一方的に民間だけということでもありませんし、これまでみたいに公共だけを使うといった趣旨でもございません。

そういった中で、できるだけ幅広く応募いただけるような仕組みづくりは、また宿題としてはあろうかと思いますが、そういった中で競争を必ずさせた上で今現在の状況になっておまして、これは一定のサービス向上等にはつながっているかと考えております。あくまで対等の立場で競争させるという趣旨でございます。

【里脇分科会長】 よくわかりました。

一つだけ、西海橋公園については応募が2者で、これは一つは公園緑地協会が応募されているんですか、これは答えられるんですか。

【馬場道路維持課長】 西海橋公園についての応募団体の2者ということで、1者につきましては、先ほどのグリーンメイク・岩永造園・中村造園指定管理者共同体といったことでございますけれども、もう1者につきましては緑地公園ではない、一般の民間の団体といったところでございます。

【里脇分科会長】 ということは、決して付度しているということはいいませんけれども、長崎県緑地協会が入っているところは全部とれているという見方。1者しか応募がない。これを競争の原理を働かせるためには、もっと複数の業者、企業体が応募できるような環境をもっと考え出していく。予算が厳しいのであれば、その辺ももう少しと考えるといけないかもしれませんし、そういったことも必要じゃないのかなと思っておりますけれども、その辺の方針については今後も別に改める気はない、今の状況のまま

いかれるということでもよろしいでしょうか。

【馬場道路維持課長】 現在、行っている指定管理者制度につきましては、県の方でガイドラインといったものを設けておまして、応募者が1者であったとしても、適正な審査を行うことで、そこが適切であれば候補者として選定をしているところであります。

ただ、分科会長ご指摘のもっと多くの方が参加できるような、競争性を高めるようなことが考えられないのかということでございますが、私どもとしても、やはり多くの方々にご参加いただくのが望ましい姿だと思いますので、今後、どのような取組ができるかといったところは、今すぐは回答ございませんけれども、課題として考えていきたいと思っております。

【山本(由)副会長】 分科会長を交代します。

【里脇分科会長】 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【里脇分科会長】 ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、予算議案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【里脇分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第121号議案のうち関係部分、第123号議案、第125号議案のうち関係部分、第127号議案のうち関係部分及び第129号議案のうち関係部分は、原案のとおりそれぞれ可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【里脇分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は原案のとおり、それぞれ

可決すべきものと決定されました。

【里脇委員長】次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

まず、土木部長より総括説明をお願いいたします。

【岩見土木部長】土木部関係の議案についてご説明いたします。

「環境生活委員会関係議案説明資料」、土木部をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第139号議案「契約の締結の一部変更について」、第140号議案「契約の締結の一部変更について」、第141号議案「契約の締結の一部変更について」、第142号議案「公の施設の指定管理者の指定について」のうち関係部分、第143号議案「公の施設の指定管理者の指定について」、第144号議案「公の施設の指定管理者の指定について」で、その内容は記載のとおりであります。

なお、全ての議案について補足説明資料を配付させていただいております。

次に、土木部関係の議案外の報告事項についてご説明いたします。

今回、ご報告いたしますのは、「和解及び損害賠償の額の決定について」、「訴えの提起について」、「公共用地の取得状況について」で、その内容は記載のとおりであります。

次に、土木部関係の主な所管事項についてご説明いたします。

今回、ご説明いたしますのは、平成31年度の重点施策、幹線道路の整備について、水源地域対策特別措置法に基づく水源地域の指定について、石木ダムの推進について、九州新幹線西九州ルート建設の推進について、海砂採取限度量に関する検討委員会について、公共事業の再評

価について、政策評価の結果等について、地方創生の推進について、会計検査院の指摘についてで、その内容は記載のとおりであります。

なお、水源地域対策特別措置法に基づく水源地域の指定について、海砂採取限度量に関する検討委員会について、会計検査院の指摘については、補足説明資料を配付させていただいております。

以上をもちまして、土木部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【里脇委員長】次に、道路建設課長より、補足説明を求めます。

【大塚道路建設課長】お手元の「環境生活委員会課長補足説明資料」をご覧ください。

まず、1ページをご覧ください。

第139号議案「契約の締結の一部変更について」でございます。

工事は、一般県道諫早外環状線道路改良工事（仮称）4号トンネル）であり、工事の場所は2ページの位置図にお示ししておりますとおりでございます。

工事の内容は、3ページにお示ししておりますように、延長1,594メートルのトンネルを建設するもので、4ページにトンネルの標準断面図をお示ししております。

1ページにお戻りください。

請負者は、6に記載のとおり清水・星野・荒木特定建設工事共同企業体であり、現在の契約額76億9,184万7,480円を、今回75億935万4,480円に変更するもので、1億8,249万3,000円の減額でございます。

今回の変更内容でございますが、7月の豪雨により、トンネル坑口に近接する法面が被災し

たことから、一部の工事のためのトンネルへの出入りができなくなり、約2カ月間、トンネル工事の一部が中断をいたしました。この結果、工期内に行うはずであった工事の一部が実施できなくなったことから、この分を変更して工期内の工事の完成を図ることとし、減額変更となったものでございます。

3ページの平面図をご覧ください。

図面左側の丸で囲んでいる箇所において豪雨による被災がございました。

5ページをご覧ください。

左上に示しております平面図の着色している箇所の法面部が下の写真のように法面崩壊を起こしました。このため、被災の進行を抑えるためのブルーシートの設置や、右上の断面図のように大型土のうの設置、工事用道路の拡幅を行いました。その上で、法面の動きがないことを確認するため、観測機器による観測を行い、安全確認を行った上でトンネル工事の全てを再開いたしました。これらにより、工事が約2カ月遅延したことから、工期内に全ての工事を行うことが困難となり、施工業者と協議いたしました。本工事はこれまで既に2年の工期延長を行っていることから、これ以上の工期延長は施工業者が難色を示し、結果的に工期内に間に合わない監査歩廊の工事3,188メートル分を減工することといたしました。この結果、約1億8,200万円の減額となりました。

以上が139号議案の契約の締結の一部変更についての補足説明でございます。

続きまして、課長補足説明資料6ページをご覧ください。

第140号議案「契約の締結の一部変更について」でございます。

工事は、一般県道諫早外環状線道路改良工事

に伴う長崎本線跨線橋等新設工事であり、JR九州の長崎本線に近接している工事であることから、JR九州に委託しているものでございます。

工事の場所は、7ページの位置図にお示ししているとおりでございます。

工事の内容につきましては、8ページにお示ししておりますとおり、諫早インターチェンジONランプ橋及びOFFランプ橋の橋げたの架設工事、貝津東跨線橋の下部工及び橋げたの架設工事、貝津東高架橋の下部工、河川1号橋下部工を建設するものでございます。

6ページにお戻りください。

請負者は、6に記載のとおり九州旅客鉄道株式会社（JR九州）であり、現在の契約額15億688万5,000円を、今回16億484万8,000円に変更するもので、9,796万3,000円の増額でございます。

10ページをご覧ください。

今回の変更内容でございますが、まず、現場管理費の増額によるものでございます。

貝津東地区の人家連担地区において、工事着手前の地元協議により、生活環境に配慮した施工を強く求められ、通常の日曜日の休日に加え、土曜日、祝日も工事を休むこととなりました。このことから、工事期間が延び、現場管理費が約3,500万円増額となったものでございます。

11ページをご覧ください。

次に、騒音対策により増額となったものでございます。

当工事の施工箇所には、家屋が隣接して建っていることから、工事中の騒音防止対策として、当初、防音シートを敷地境界に設置をしておりました。しかしながら、稼働現場が人家連担地区に近づくにつれて騒音に関する苦情が多くな

ったことから、改めて地元と協議を行った結果、より防音性が高い対応を求められ、防音壁に変更いたしました。このことから約2,700万円の増額となったものでございます。

12ページをご覧ください。

最後に、地盤改良の追加により増額となったものでございます。

当初、施工ヤードの表土面は健全であり、作業に支障はないものと考えておりましたが、降雨後の数日間ぬかるむ状態となり、重機による作業が数日間できない状況であることがその後確認されたことから、石灰混合による地盤改良を行い、円滑な作業を確保する必要がございました。このため約3,600万円の増額となったものでございます。

以上が、第140号議案の「契約の締結の一部変更について」の説明でございます。

続きまして、課長補足説明資料13ページをご覧ください。

第141号議案「契約の締結の一部変更について」でございます。

工事は、西彼杵道路の一部である一般県道奥ノ平時津線道路改良工事（（仮称）久留里トンネル）でございます。

工事の場所は、14ページの位置図にお示ししておりますとおりでございます。

工事の内容は、15ページにお示ししておりますとおりで、延長1,728メートルのトンネルを建設するもので、16ページにトンネルの標準断面図をお示ししております。

13ページにお戻りください。

請負者は、6に記載のとおり、西松・三基・錦特定建設工事共同企業体であり、現在の契約額54億3,713万7,960円を、今回57億3,760万3,680円に変更するもので、3億46万5,720円の

増額でございます。

17ページをご覧ください。

今回の変更内容でございますが、まず、政令改正に伴う材料変更による増額でございます。

掘削したトンネルは、覆工と呼ばれるコンクリートで巻立てを行います。それまでの期間、掘削表面の保護のために吹付コンクリートを施行いたします。それには早期に強度を発現させるため、急結剤という薬剤が使用されておりますが、その中に使用されている二酸化アルミニウムナトリウムが、平成30年6月29日付の毒物及び劇物指定令（昭和40年1月4日政令第2号）の改正により劇物に指定されたことから使用ができなくなりました。これにより、使用可能な急結剤へ変更する必要が生じ、このことにより約8,000万円の増額となりました。

18ページをご覧ください。

次に、支保構造等の変更による増額でございます。

トンネルの掘削におきまして、当初想定しておりました地質よりも地質が悪い区間が約280メートル存在したことから、支保パターンを変更いたしました。

具体的には19ページに断面の変化をお示ししておりますけれども、鋼製支保工の設置間隔が狭くなり、吹付コンクリートの厚さやロックボルトの長さ、本数が増加し、さらにはインバート工が追加となったことで約2億2,000万円の増額となっております。

なお、掘削は、この設計変更時点でまだ6割程度の進捗でございますが、今回、急結剤の変更という議会にお諮りする必要がある大きな変更事案が発生したことから、掘削途中ではありますが、今回、変更議案に盛り込ませていただいたものでございます。

以上で、第139号、第140号、第141号議案の「契約の締結の一部変更について」の補足説明を一括してご説明させていただきました。

ご審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

【里脇委員長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりました。

午前中の審査はこれにてとどめ、しばらく休憩します。

午後は、1時30分から再開いたします。

— 午前 11時49分 休憩 —

— 午後 1時31分 再開 —

【里脇委員長】 委員会を再開いたします。

午前中に引き続き、土木部関係の審査を行います。

第142号議案ないし第144号議案に対する質疑は終了しておりますので、第139号議案ないし第141号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

委員長を交代します。

【山本(由)副委員長】 里脇委員長、どうぞ。

【里脇委員長】 第139号議案で減額があっていますが、これ以上は延ばせないと。それでやるわけじゃなくて、今後のことと申しますか、もう少し詳しく説明していただけたらと思います。要するに、なぜここで切るのかということです。

【大塚道路建設課長】 第139号議案に計上しております4号トンネルの減額の議案でございますけれども、まず、本工事に関しましては、先ほどもちょっとご説明いたしましたけれども、過去に2度ほど工期の延長をいたしておりまして、当初の契約工期が平成29年3月まででございました。その後、これは平成28年11月定例会

にお諮りをしているんですけれども、トンネルの工事に入るまでの地元調整等、それから地質が悪いことから崩落等もございまして、工期を1年ほど延長させていただいております。

その後、平成29年11月定例会でございましてけれども、この時にまた再び地質が悪いことによる補助工法の追加等で工期を1年延長させていただきました。当初の計画からしますと、2年ほどもう既に工期が延びております。

その都度請負業者の方といろいろ協議を行いつつながらやってきたわけですが、今回、再度その協議を行ったところ、もう既に2年工期が延びているということで、技術者の留め置き等について、かなり厳しいということがございました。この結果、今回は工期を延ばさず、できるところまでの工事とするということにいたしました。

残る工事につきましては、本体部分ではございませんで、補足説明資料の4ページをご覧くださいんですが、この断面の両側に監査歩廊と申しましてトンネルを維持管理するための歩廊の設置工事がございます。この部分だけを減額するという形にしているんですけれども、この工事につきましては、今後、別途、別工事にて発注をして、全体の工程の中で支障が出ないような対応をしていきたいと考えております。

【里脇委員長】 もう指名からやり直すということですね。

【山本(由)副委員長】 委員長を交代します。

【里脇委員長】 ほかにございませんか。

【徳永委員】 1点確認なんですけれども、今のトンネルです。ここは島原道路の一部なんですけれども、2年遅れたということで、当初のインターは長野になるんですかね。

今、栗面からは、今トンネルは出ていますよ

ね。そして国道まで開通し、供用できていますけれども、この長野～栗面間、この状況であれば、当初の供用開始が何年で、こういった遅れによって、次、何年にこれが供用開始になるのか、その辺わかりますか。

【大塚道路建設課長】 4号トンネルがございませう島原道路の長野栗面工区でございませうけれども、この工区は、もともと最初に事業を始めた時の完成目標は平成30年度でございました。その後予算の内示状況、それから、先ほども再三申しておりますとおりトンネルが遅延しているということも踏まえまして、現時点におきましては、平成32年度以降を完成目標という形にさせていただいております。

これも工程的には、もう今後、予算さえつけばしっかりと進めていけると考えておりますけれども、いかんせん、これは国の内示状況等も大きく影響してまいりますので、今後はそれを見ながら、今後の完成目標等については、また見据えていきたいと考えております。

【徳永委員】 その平成32年度以降というのは、いわゆるこの工事のいろんな内容で遅れたということで、この平成32年度以降ということではないんですか。

【大塚道路建設課長】 基本的にはトンネルが2年遅れているということが一番大きな原因かと考えております。

【徳永委員】 そうなれば、予算が確保できれば、しっかりと、予算が確保できれば計画どおり平成32年度ということはできるという理解でいいんですか。

【大塚道路建設課長】 予算の確保が100%我々が望む予算が内示でつけば、平成32年度内の完成というのも可能と考えておりますが、昨今の財政状況等踏まえますと、地域高規格道路の補

助事業に対する予算の内示というのが非常に厳しゅうございます。ということで、100%お約束というのはなかなか厳しいかと思いますが、しっかりと頑張っていきたいと思っております。

【八江委員】 今の質問に関連してです。私も本会議で言っているからもう言わなくていいのかなと思いましたが、平成32年度以降という、その以降はずっと後が以降ですから、予算がつけばすぐでもいいということに受け止めはされるけど、島原道路の一番入口の時点で、諫早のところ、特に私も自分の近くのインターに制限がかかっているような感じがする。落盤事故があったり、今のようなことがあったりしておりますから、その事情はわかるけど、予算がないと言われれば、県全体のことにもなりますけれども、島原道路の入口になるところがそういう状況であれば、以降というのがどうも見え隠れして、平成32年度くらいからと前は説明があっていたように、30年度に終わる、それが31年度、あるいは32年度以降だと、こうずっとなってくるから心配なんですよ。

周辺には、この前も申し上げたように、いろんなことを絡めて開発計画もなされているし、延伸に関することもあるので、何とかできないかと、いま一度確かめておきたいと思うんですけど、どうですか。

【大塚道路建設課長】 再三、繰り返しになりますが、我々も一日も早く完成させたいという気持ちは十分持っておりますし、既に用地買収等も完了しておりますので、しっかりと取り組んでいきたいと思っておりますが、どうしてもやはり国からの予算内示、これによって今後は大きく期間が左右されると考えておりますので、我々としましてはしっかりと、1円でも多く、我々の必要とする額を確保できるように要望等に取り組

んでまいりたいと、しっかりと頑張っていきたいと思っております。

【八江委員】 毎日といいますか、今日もあそこを通ってきたんですが、栗面インターから小船越インターにですね。長崎に来る時は非常に時間短縮効果も十分あらわれておりますけれども、逆の場合がなかなか時間がうまくいかない。それが長野インターにくると、栗面のインターを通り抜けますので相当大きな緩和策になる、そう思いますので、改めてですけれども、予算の確保も努力しながら、早めに完成できるようにお願いしておきたいと思っております。

【里脇委員長】 ほかにございませんか。

【渡辺委員】 第139号議案の法面が今年の7月の豪雨で崩壊しているんですね。7月の豪雨によりトンネル坑口の法面が被災していますが、これは工事した後の法面が崩れたわけでしょう。それを補修するのに時間がかかったから、今回のようなことになってきたわけ、結果的には。工事ができないために、このような分割というか、今まで一体的なトンネル工事を、点検歩道を別にしないといけないようになって、減額になってきたわけですか。そういうことですか。

この工事は、どこがしていたんですか。集中豪雨で崩れるような法面をつくるべきじゃないと思っているわけさ。こういう豪雨がきたら、また別のところも崩れる可能性があるんじゃないか。

【大塚道路建設課長】 7月に豪雨が降っているわけですが、もちろん委員ご指摘のとおり、大雨が降ったからといって簡単に崩れるような法面をつくってはいかんだらうというのはごもっとも、おっしゃるとおりだと思います。

今回は、7月7日に被災を確認しているんですけれども、7月5日の朝6時から7月9日16時まで

にトータル334ミリというかなり大きな雨が降っております。被災した7月7日までの連続雨量も331ミリということで、大雨特別警報等も発令されておりますし、約30年に一度の大雨だったということもございます。

それで、法面がここだけなぜ崩れたのかということでございますけれども、やはりそれは大雨が降ったということと、あとは暗渠に大量の雨とか、草や葉っぱなどが流れ込んで暗渠の入り口をふさいでしまって、大きな雨が、表面水が法面の表面を通ったということで、ここは今回崩れたという形になっております。

ですから、決して法面の施工が悪かったということではなく、これは平成27年の1月に完成した法面なんですけれども、その後、定期的に点検も行っておりますし、大雨が降る直前にも点検をしております。その時、全く異常がないという形でございましたので、施工が悪かったということではなく、やはり大雨のせいでこの法面は崩れてしまったと考えております。

【渡辺委員】 要するに、崩れたために今回減額するような別発注になってしまったわけでしょう。1億8,200万円ですね。要するに点検用の歩道だけ残るわけでしょう。そうしたら、今度は別発注で、今度発注する時にはこの1億8,200万円でするんですか。

【大塚道路建設課長】 これはあくまでもトンネル全体の規模の中での諸経費としての金額でございますので、その分だけを発注するという形になりますと、当然その諸経費等が若干、すみません、はじいてはおりませんが、諸経費の分が若干増えるということにはなろうかと思っております。

【渡辺委員】 そうしたら、一括発注した結果、結局分割発注する、監査歩廊だけ別に発注する

ことによって税金をよけい使わないといかんわけだろう。それは私はちょっとおかしいと、一括発注してしまっているんだから、施工者の方で完成させるまで、県としては指導すべきじゃなかったんですか、一番最初にトンネル全体を発注してしまっているんだから。少し延びても一体的に工事することを指導すべきじゃなかったんですか。どうなんですか。

【大塚道路建設課長】それは先ほどもちょっとご説明差し上げたとおり、今回、このトンネルに関しましては、もともとの工期から二度にわたって1年ずつ工期を延ばし、トータル的に当初から比べると2年工期が延びているという中で、今回もちろん業者の方とそのあたりについては協議を行っております。しかしながら、既に2回も工期を延ばしているということもございまして、業者の方から、できれば3月末で工事を終わりたいという申し出がございましたので、そこは協議の上、そういう形をとらせていただきました。

【渡辺委員】県民の立場から言えば、税金を余計使うわけでしょうが。そういうことがちょっと私は不信というか、本当は一括してこのトンネル全体を完成させないといかんということまで発注しているのに、いろいろ地盤の関係とか、こういう豪雨の関係が出てきたけれども、やっぱりこのトンネルを完成させるためにあなたのところに発注したんだから、これが完成するまで頑張ってくれというのが県の姿勢じゃないかと私は思うんです。そうしないと、別発注することによってプラスアルファの税金を使わないといかんわけでしょう。そこは、そこまで押し込んで施工主の方に仕事をさせるべきと私は思う。そこは現場監督者の次の仕事の間接関係があつて離れないといかんから、何とかこれでしてく

ださいということで協議に応じてこういう結果になったということだろう。分割発注になってしまったということだろう。そこは県として、これは見解の相違かもわからんけれども、1本のトンネルを発注したらこれが完成するまで施工主の方に対して強く指導すべきと私は思うんだけど、見解があつたら聞かせてください。

【大塚道路建設課長】まさに委員のおっしゃるとおりでございます。今回、我々も、それはトンネルの地山の状況が原因となったことではございますけれども、当初契約から2年も工期を延ばしているということもございまして、業者との協議の中で、そういった結論やむなしという判断をさせていただいたわけですが、しかしながら、この工区の全体事業費というのは、現時点で約170億円というのがございまして、これについては国の方にも一応お話をして了解をいただいている額でございます。

ですから、ここで分割発注をしたことによって発生した諸経費の分のプラスアルファに関しては、やはりどこかでコスト縮減なり、発注の仕方の見直し等を行いながら、トータル的に全体事業費がプラスにならないように考えていくということが必要かなと思っておりますので、何とかそちらの方で調整をしていきたいと考えております。

【渡辺委員】こういう事例が過去あったんですか。一旦発注した工事を、工期が延長になってしまったものだから分割にしますよという事例が過去にありますか。

【大塚道路建設課長】すみません、過去にあつたかどうかということは把握しておりませんが、基本的にはあまりそういったものはこれまでなかったのかなとは考えております。

【里脇委員長】ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【里脇委員長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、第139号議案ないし第144号議案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

【渡辺委員】第139号議案の関係につきましては、今後、このようなことがないように、要するにトータルで見たら、やはり一旦発注した事業を完成するまで県の方として指導していただくように要望して賛成といたします。

【里脇委員長】これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第139号議案ないし第141号議案、第142号議案のうち関係部分、第143号議案及び第144号議案は、原案のとおりそれぞれ可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【里脇委員長】ご異議なしと認めます。

よって、各議案は原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、説明を求めます。

【井上監理課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づきまして本委員会に提出いたしました土木部関係の資料についてご説明いたします。

提出しております内容は、1,000万円以上の契約状況一覧表、陳情・要望に対する対応状況、附属機関等会議結果報告となっております。

なお、今回の報告対象期間は、平成30年9月

から10月までに実施したものでございます。

はじめに、資料の1ページをお開きください。

1,000万円以上の契約状況について、建設工事関係の委託、建設工事、その他の3つに区分をし、契約状況一覧表、入札結果一覧表を添付しております。

1ページから58ページまでが建設工事関係の委託、59ページから285ページまでが建設工事、286ページから293ページまでがその他となっております。

次に、資料の294ページをお開きください。

知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、県議会議長あてにも同様の要望が行われたものについての県の対応状況を記載しております。

最後に、371ページから386ページまで、附属機関等の会議結果を記載しております。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしく願います。

【里脇委員長】次に、河川課長より、補足説明を求めます。

【浦瀬河川課長】お手元の「環境委員会課長補足説明資料」の、先ほどの道路の次のページの20ページをお開きください。

水源地域対策特別措置法に基づく水源地域の指定の申し出について補足説明いたします。

水源地域対策特別措置法（通称「水特法」）は、ダム等の建設によって、その周辺の地域の産業基盤及び生活環境に著しい影響を受ける地域において、その影響を緩和するため、各種対策を講じることによって関係住民の生活の安定と福祉の向上を図り、もってダム等の建設を推進することを目的に昭和49年に施行された法律でございます。

この水特法の対象ダムとなることによって、各種対策事業の実施に当たり、事業の優先採択

や受益者による整備事業費の一部負担など、水源地域を抱える自治体について事業の負担を軽減するメリットがございます。

水特法に基づきます手続の流れについては、このページの下の方角に囲まれたフロー図に示すとおり、上から指定ダム等の指定、第3条の水源地域の指定、第4条の水源地域整備計画の決定、整備事業の実施の順に進めることとなっております。

石木ダムにつきましては、昭和57年12月28日に、本明川ダムにつきましては平成28年3月30日に水特法に基づきますダム指定がなされており、現在までに国、県、関係市町、地元住民団体、検討委員会等において地域振興策や周辺整備計画等が検討されております。

このたび、関係機関と協議調整を進めた結果、石木、本明川の両ダムにおいて、水源地域の指定とする準備が地元市町と整いましたので、この赤枠で示します水特法第3条に基づき国土交通大臣に申し出を行いたいと考えております。

次に、21ページをご覧ください。

全国では、これまでに群馬県の八ッ場ダム等98ダムがダム指定を受け、また、神奈川県の大井町ダム等94ダムが水源地域整備計画の決定を行っております。また、現在、赤色で示しています大分県の大分川ダム等19ダムにおいて、水源地域整備計画に基づきます整備事業を実施しております。

次に、22ページをお開きください。

石木ダムにつきましては、上の図の黄色の線で囲まれた川棚町内の石木郷、岩屋郷、木場郷を水源地域の指定の範囲とし、また、ダムの周辺整備のイメージを下の図のように考えております。

次、23ページをご覧ください。

本明川ダムにつきましては、上の図の黄色で囲まれた諫早市内の上大渡野町、富川町を水源地域の指定の範囲とし、また、ダム周辺の整備のイメージを下の図のように考えております。

以上が水源地域の指定に関する説明になりますが、今後は、水源地域の整備事業もダム建設事業の完成までの間に並行して進める必要がありますことから、引き続き水源地域整備計画の決定に向けて、国、関係市町及び地元団体等との協議を行い、早期に整備事業が実施できるように努力してまいりたいと思っております。

以上で説明を終わります。

【里脇委員長】次に、監理課長より補足説明を求めます。

【井上監理課長】課長補足説明資料の24ページをお開きください。

長崎県海砂採取限量に関する検討委員会の提言についてご説明いたします。

海砂採取の限量につきましては、長崎県海域管理条例に基づき、各年度の採取限量を定め、告示を行っております。現在は、平成25年度に、平成26年度から30年度までの5年間の採取限量を定めておりますが、平成31年度以降の採取限量が未定となっております。そのため、本年度中に平成31年度以降の採取限量について定め、告示する必要がありますので、幅広い見地から有識者等の意見を求めるため、弁護士をはじめとした7名を委員とする長崎県海砂採取限量に関する検討委員会を設置し、8月30日の第1回委員会以降4回開催した委員会において、海砂の採取限量についてご検討いただき、去る11月20日に提言をいただきました。

それでは、提言書の内容について説明させていただきますので、24ページをご覧ください。

表紙をめくっていただき、25ページには「は

じめに」ということで、本県においては必要な細骨材のほとんどを海砂に依存せざるを得ないという現状と、これまでの海砂採取に関する取組や検討委員会における検討項目、それから検討の経緯が整理をされているところです。

26ページをお願いします。

ここには、長崎県における海砂採取限度量の推移が記載されております。平成11年度の600万立米をピークとして、段階的に削減しており、平成30年度は250万立米と平成11年度の約42%の水準となってきております。

27ページをお願いします。

ここには、長崎県における海砂採取の現状ということで、平成26年度以降の採取量実績が記載されております。当然のことながら、採取限度量の枠内で推移をしております。

28ページをお願いします。

ここから平成31年度以降の海砂採取について記載されておりますが、30ページまでは検討の状況が整理されております。

(1) 海砂採取が海域環境へ与える影響については、県において継続的に海域影響調査を実施しておりますが、直近の平成27、28年度に実施した調査の結果を踏まえ、現時点では海砂採取が海域環境に与える影響は判然としないと整理されております。

(2) 県内予測需要量については、専門業者に委託して実施した骨材需給動向調査の結果に基づき、平成35年度までの県内需要予測が記載されております。

新幹線工事の影響もあり、平成33年度が最大で153万立米となっており、平成34年、35年度は減少に転じ、平成31年度並みの需要量になると予測しております。

(3) コンクリートの代替骨材としての砕砂

の活用については、研究が進められているが、実用化に向けての課題が残されており、現時点では海砂採取限度量を定めるに当たって、考慮すべき状況に至っていないと整理されております。

29ページをお願いします。

(4) オブザーバー等の意見については、オブザーバーとして参加していただいた4団体の代表者から意見聴取を行った結果が整理されております。

また、30ページになりますが、壱岐市内の漁業協同組合等から委員会へ要望があったことが記載されております。

(5) 検討の方向性については、過去の限度量検討委員会における議論を踏まえて、採取限度量の検討に当たってポイントとなる事項として定めた内容が記載されております。

31ページをお願いします。

(6) 各委員の意見および本委員会としての結論について整理されております。

①海砂採取限度量については、県全体の採取限度量について、各委員の意見と、32ページになりますが、本委員会の結論に区分して記載されております。

委員会の結論として次の3点が記載されております。

1、削減又は増やすべきという意見もあったものの、維持すべきという意見が多数を占め、本委員会としては最終的に「現在の限度量250万立米を維持すべき」という結論に至ったこと。

2、仮に採取限度量を削減する場合は、一定期間の激変緩和措置を講じることが妥当であると考えること。

3、骨材需要に関する情勢の急激な変化によって砂が不足する事態も懸念されることから、

必要に応じて需要状況の把握を行い、採取限量を上方修正することも検討されるべきであること。

33ページをお願いします。

壱岐海域における採取限量について、全体の採取限量と同様に、各委員の意見と、34ページになりますが、本委員会の結論に区分して記載されております。

委員会の結論として次の2点が記載されております。

1、平成33年度に最大となる県内需要量に見合う骨材を賄うために必要な海砂を一定確保することを考慮し、壱岐海域での現在の採取限量である175万5,000立米を上限とする必要があると考えること。

2、骨材需要に関する情勢の急激な変化によって砂が不足する事態に対応するため、県全体の採取限量の上方修正について検討する際には、壱岐海域の採取限量も併せて検討されるべきであること。

次に、「終わりに」というところでございますが、ここでは1、県において平成31年度以降5年間の採取限量を決定するに当たっては、本委員会の議論及び結論を踏まえて適切に判断してほしいこと。

2、今後とも、骨材資源の確保と水産資源の保護及び自然環境の保全との調和を図りながら、海砂の適正採取への取組を継続することを求めています。

なお、35ページにある別図1は、この提言書の最初の部分に記載されております採取限量、採取実績、県内需要量についてグラフで示したものでございます。

36ページには委員名簿と4回開催された委員会の開催経過が整理されております。

以上で提言についての補足説明を終わらせていただきますが、今後、委員会の提言を踏まえるとともに、県議会のご意見も賜りながら、今年度中に平成31年度以降の海砂採取限量を決定してまいりたいと考えております。

【里脇委員長】次に、道路維持課長より、補足説明を求めます。

【馬場道路維持課長】会計検査の指摘について、補足してご説明いたします。

課長補足説明資料、37ページをご覧ください。

去る11月に行われました会計検査院による平成29年度の決算検査報告において、国の交付金を活用した本県の2件の道路事業について指摘を受けておりますので、ご説明いたします。

まず、1件目は、平成25年度から28年度までの間に実施した一般国道499号の大波止交差点付近から出島町の区間における電線共同溝整備事業に伴うセンターポール事業であり、路面電車の軌道敷地内の中央部にセンターポール等を設置する工事を長崎電気軌道株式会社に委託したものであります。

委託工事費につきましては、消費税相当額を加算して算定しておりましたところ、今回、会計検査院から、整備後のセンターポール等の資産が長崎電気軌道株式会社に帰属することになっていることから、県への資産の譲渡は発生せず、消費税法上、資産の譲渡の対価に該当しないため、消費税相当額を加算すべきではなかったとの指摘を受けております。なお、消費税法第4条では、事業者が行った資産の譲渡には消費税を課するとなっております。

次に、2件目は、長崎自動車道木場スマートインターチェンジの整備のうち、西日本高速道路株式会社が平成28年度に実施した高速道路を跨ぐ橋梁の工事について、工事費の2分の1を

県が負担しているものです。この件につきましても、1件目と同様、消費税相当額を加算して県負担金の算定を行っていましたが、整備後の資産が西日本高速道路株式会社に帰属することになっていることから、消費税相当額を加算すべきではなかったとの指摘を受けております。

今回の指摘を踏まえまして、国土交通省とも協議した結果、この消費税にかかる交付金相当額を年度内に国庫に返還することとしており、今後、その手続を進めることとしております。

国費返還額としましては、センターポール事業につきましても、委託工事費における消費税相当額に対する国費として1,188万円、木場スマートインターチェンジ事業については、県負担金における消費税相当額に対する国費として691万円となっております。

今回の会計検査院からの指摘については、消費税等の取組についての理解が十分でなかったことが原因であると考えております。

今後は、関係法令等の順守について、改めて周知徹底を図り、このような事態が二度と発生することのないよう適正な処理に努め、再発防止の徹底を図ってまいります。

以上で説明を終わります。

【里脇委員長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりましたので、陳情審査を行います。

配付いたしております陳情書一覧表のとおり陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

審査対象の陳情番号は、45、46、48から53、55から59、61、63から66です。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

【川崎委員】 65番の長崎・幸町工場跡地活用事業に向けた要望事項について、株式会社ジャ

パネットホールディングスから上がっている要望についてお尋ねをいたします。

右側に全部で5項目あり、全部該当するとは思いませんが、1番と3番でしょうか。それぞれ県の認識を伺いたいと思います。

【植村都市政策課長】 ジャパネットホールディングスから提出されました要望についてのお尋ねでございますが、要望項目が5項目ございまして、そのうち1番と3番についての対応をどう考えるかというご質問かと思っております。

1番の交通関係につきましては、要望の内容としては、周辺の駅ですとか、浦上川の対岸エリアから計画地である幸町までの歩道や照明などの、主に歩行者動線の整備に関する事と、周辺の道路における渋滞緩和のことを要望として申しついております。この内容につきましては、6月以降、県庁内に関係する課で構成します連絡会議を設けておまして、その連絡会議と長崎市及びジャパネットホールディングスグループとの間で、月に1回程度の意見交換を継続的に実施しておりますが、その中でやはり一番大きな懸念される事項として、この交通問題ということが当初から想定されておりますので、3者で協働してどういった交通アクセスの方法を確保するのがいいのかということについて、現在、検討中でございます。

また、3番の周辺を含む土地活用についてということでJRの高架下の利用についての要望でございますけれども、これは実はこの要望が上がってくるまではジャパネットホールディングスグループの方からは余り詳しいお話をお聞きしておりませんで、私どもが想像しますに、恐らく幸町の再開発予定地に隣接する高架下をジャパネットホールディングスグループの開発と関連するような内容で利用できないかという

ことだろうと思っておりますが、高架部分につきましては、現在実施をしております連続立体交差事業で整備をした後、JR九州の財産として維持管理がなされます。基本的には、高架下の利用もJR九州が主体的に検討し、行うこととなりますが、高架下の部分の面積の15%は県及び市で活用できるというルールがございますので、そのことも含めてジャパネットさんがどういうことを望んでいるかをまず確認させていただいて、具体的にどういった対応ができるかというのを今後検討していきたいと考えているところでございます。

【川崎委員】では、月1回の会議をやっておられて、具体的には今からですね。わかりました。

長崎市の中で、県庁舎跡地もそうでしょうし、市役所の跡もそうでしょうし、いろんなところの再検討がなされている中において、中心部において大規模な開発と、注目もされているところではありますが、裏を返せば渋滞の部分については非常に懸念をされますので、ぜひとも真摯に取り組んでいただきたいと思えます。

あと1と3と申しましたが、残りについては土木部が関係するところはありませんか。

【植村都市政策課長】残りの3項目のうち、4番につきましては、各種インセンティブについてということで全体の減税に関するご支援ということを要望されておりますけれども、税制面の減免措置というのが国の制度として幾つかございまして、その中に都市再生緊急整備地域という仕組み、制度がございます。これにつきましては、県においては土木部の方で所管しておりますので、その活用の可能性があるのかということについて、これも6月以降の月1回の協議の中で、今やりとりをさせていただいているところでございます。

それ以外の2番、5番につきましては、土木部の所管ではないのかなと思っておりますので、先ほど申し上げました関係部局を集めた連絡調整会議の中で担当部署を決めて対応を検討してまいりたいと考えております。

【瀬川委員】西彼杵道路について質問をさせていただきたいと思えます。

今、県内では、西九州道路、あるいは島原道路、そして西彼杵道路と規格の高い道路整備を行っていただいているところでもありますけれども、県としては、現在、島原道路、西彼杵道路という状況だと。そういったところを考えますと、県内のバランスとして本当に均衡ある整備状況なのかというところを考えますと、順調に工区数も多い島原道路と比較して、西彼杵道路は今、時津工区のみという整備状況と考えております。また、今般の定例会一般質問等々においても、東彼杵道路については有料化で整備をするような検討に入りたいという話を伺ったところでありまして、この西彼杵道路については時津工区が完成した後に次の検討に入るといことをお聞きしているわけですが、まず、その時津工区の現状というものについて、改めてまずお聞きしたいと思えます。

【大塚道路建設課長】西彼杵道路に関するご質問でございます。

時津工区でございますけれども、こちらにつきましては平成26年度から事業を行っております。現在、工区の延長の約半分を占める（仮称）久留里トンネルを中心に施工を行っております。久留里トンネルの延長1,728メートルのうち、ほぼ4分の3に当たります約1,300メートルほど現在掘削が完了しているところでございます。

全体の進捗率といたしましては、用地につき

ましては約95%、事業費におきましては平成30年度末で約35%という状況でございます。

ただ、先ほど増額の議案を提出させていただきましたけれども、当初想定しておりました地質の相違によるトンネルや橋りょうの整備費の増といったものがございまして、全体事業費を44億円ほど増額をさせていただいて、現在、全体事業費約133億円という形で事業を進めております。それに伴いまして、工期の目標につきましても、当初の平成32年度から平成34年度完成目標ということで変更させていただいたところでございます。

今後につきましては、当初のみならず、補正予算などの予算確保に努めまして、早期の完成を目指していきたいと考えております。

【瀬川委員】平成32年度が2年延びて平成34年度に完成予定ということでありますが、今後、その西彼杵道路の整備についての考え方、平成34年度に時津工区が完成をする。完成をする前に現在の西彼杵道路の整備の方針といたしますか、その辺についての考え方、見通しをお聞きしたいと思います。

【大塚道路建設課長】西彼杵道路の未着手区間でございますが、時津工区、それから北の方の西海パールラインが完成しておりまして、現在、約3割弱でございますけれども、大串から日並の区間が未着手になっております。この整備につきましては、これまでもご答弁させていただいているとおり、時津工区の完成後に速やかに次の事業箇所に着手できるような準備を進めていきたいと考えております。

このため、大串から日並まで約25キロメートル程度でございますけれども、これらについて大まかなルート、それからインターチェンジの位置、並びにその整備の優先順位などを決める作

業、この作業について来年度から取り組んでまいりたいと考えております。

【瀬川委員】来年度から未整備区間については検討に入っていただくということでありますので、どうぞよろしく申し上げます。バランスよく県内の整備ができるようお願いをいたしたいと思います。

次に、海砂の件です。先ほど監理課長から話がありましたけれども、11月20日に海砂の採取限量に関する検討委員会というところから結論として答申がされております。

これは過去においても、いろいろな議論が起こってきて、制限をかけながら、その都度、中長期にわたった採取計画というものが議論されてきたと認識をしているところであります。土木部、あるいは監理課として、県の水産振興、あるいは自然保護等々含めて、あるいは骨材の適正な運用等を含めて、総合的に、今回のこういった答申も含めて受けた中での基本的な考え方というものをお聞きしたいと思います。

【井上監理課長】県としましては、本県における海砂採取については、これまでも骨材資源の確保と水産資源の保護及び自然環境保全との調和を図る観点から、採取限量を定めまして適正採取が行われるように取り組んでまいったところでございます。

今後引き続き、委員ご指摘のとおり、業界、関係団体の指導も含めまして、適正に管理をしていきたいと考えているところでございます。

【瀬川委員】業界、関係団体というところに、きちんとこれまでも、あるいはこれからも適切な指導をきちんとやっていくというお考えと受け止めてよろしいんですか。

【井上監理課長】委員おっしゃるとおり、今後とも、引き続き県の方としてはスタンス変わら

ずを取組を進めてまいりたいと考えております。

【里脇委員長】 ほかにございませんか。

【八江委員】 53番の陳情、有明海沿岸道路の西部地区の整備促進についてということであります。これは一般質問もさせていただきましたが、ひとつご理解をいただきたいことは、よく長崎県と佐賀県が何かにつけてぎくしゃくしていることはご案内のとおりです。その中で一番問題なのは、諫早湾干拓事業等の問題、それが特に沿線であります太良、鹿島、あるいは白石、福留、川越とかという有明沿岸道路関係のところとの関係が非常に強くて、何かあれば漁民の皆さん方はじめ地域の皆さん方が反対行動をとっておられることは事実です。

新幹線の問題も全くそのとおりです。あの沿線に関係する首長はじめ関係の皆さん方が、言えば阻止行動ではないけれども、非常にそういったものが多く見受けられます。

我々も気にしているのは、鹿島まできている、その先が諫早までつながらないのはなぜかと、止めているんだらうと、こういう話もあります。それは私たちは逆じゃないかなと思ったりしているんですけれども。

そういうことを考えれば、これは将来的に計画を進めていく中で、鹿島～諫早間、そして島原道路、もう一つは天草等を進めていくことによって沿岸道路が一巡されることになる。こういうことを考えると、やっぱり今から前向きに取り組んでいく必要があると。どちらかといえば県内のほかの道路と比べたら、少し停滞気味ではないかと思えますけれども、計画路線までは早くもっていく必要があるんじゃないかと、このように思っておりますけれども、その取組についてお尋ねしておきたいと思えます。

【大塚道路建設課長】 有明海沿岸道路の鹿島～

諫早間についてのご質問でございますが、この間につきましては一般質問でもご答弁させていただきましたとおり、その必要性、重要性というのは理解しているつもりでございます。委員ご指摘のとおり、地域高規格道路の検討区間にしかなっていないということで、ほかの路線の例えば計画路線であるとか、調査区間であるとか、そういった位置づけがない。このことについては20年前にできた広域道路計画の中でそういった位置づけになっておったわけで、県といたしましては地域と一緒に、これまでも国に対して何らかの位置づけということを要望活動等も行っていました。

このような中、今年度、重要物流道路制度というものが創設をされまして、物流に特化したしっかりした道路をつくっていくという流れの中で、まずは県内、九州内、国内の道路ネットワーク、新たな道路ネットワークを再度構築いたしましうということで国の方からご指示もいただいて、現在作業をやっているところでございます。

そういった中で、この有明海沿岸道路の鹿島～諫早間がしっかりと位置づけができるようにということで今検討しているところでございますが、今、委員ご心配の佐賀県との関係性につきましても、直接佐賀県の方から長崎県庁の方に来られまして、そういった調整等も実際もう既に行っております。

今のところ、佐賀県、長崎県とも、この区間を何らかの位置づけを考えていくという方向性については一致しているところでございますけれども、今後はそれをしっかりと形にした上で国に上げて、国の方でまたしっかり認めてもらうという形で進めていきたいと考えております。

【八江委員】 そのとおりひとつぜひやってほし

と思います。特に、鹿島～諫早間というのは並行在来線として20年間はJRが維持するというになっております。そうなった後はどうなるかということを考えますと、道路網はしっかりやってつないでおかないとならないと思います。その間に完成をさせておく必要がある。そうなれば、今からその計画路線、そして着工にもっていけるようなことが必要じゃないかと、このように思っております。

特に、太良町、あるいは鹿島は、今、我々諫早の中で想定して考えている中の一つ、ある商業施設を支点到コンパスでぐるっと回せば、鹿島方面まで入る経済圏の中に入ってくると。諫早で検討しているのが約50万人の郊外人口を考えるとした時に、太良・鹿島方面まで入ってくる、大村ももちろんそうです。そうなった時に、やっぱり道路網を整備しておかなければそういういったものも絵に描いた餅になってしまうと、こういう思いもありますので、ぜひ積極的に取り組んで進めてほしいと要望しておきたいと思っております。

【里脇委員長】 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【里脇委員長】 ほかに質問がないようですので、陳情につきましては承っておくことといたします。

次に、所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について質問はありませんか。

しばらく休憩いたします。

— 午後 2時32分 休憩 —

— 午後 2時32分 再開 —

【里脇委員長】 委員会を再開いたします。

ここでしばらく休憩し、午後2時45分から再開いたします。

— 午後 2時33分 休憩 —

— 午後 2時45分 再開 —

【里脇委員長】 委員会を再開いたします。

先に、港湾課企画監より発言の申し出がおりますので、許可します。

【井手港湾課企画監】 午前中の分科会で、第142議案から第144号議案の指定管理の案件について、里脇委員長からご指示がありました各指定管理者に選定された側、候補者からの具体的な提案内容についてまとめたものということでしたので、道路維持課分とともに作成しておりますので、配付させていただきたいと思います。

【里脇委員長】 しばらく休憩しますので、配付してください。

— 午後 2時46分 休憩 —

— 午後 2時46分 再開 —

【里脇委員長】 委員会を再開いたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【里脇委員長】 次に、所管事務一般について、ご質問はございませんか。

【川崎委員】 一般質問で質問させていただきました県道113号線、岩屋橋交差点から長崎バイパスについてお尋ねいたします。

一般質問の質疑におきましては1日2万台を超える交通量があるということ、文教町交差点では郊外向けに最大200メートルの渋滞があることを確認という答弁があり、渋滞状況にある

という認識を示していただきました。

また、平成18年に片側2車線ずつの4車線に都市計画を決定しているのに、双方2車線化をし、渋滞を解消すべきという私の質疑に対しましては、昭和町から文教町間の4車線区間に右折帯やバスベイがないことや、岩屋橋交差点の構造などが原因の一つと考えられると。さまざまな課題を整理するために、基礎資料となる交通量調査を実施していると。県として、長崎市、長与町及び時津町でつくる協議会で当区間についても新たな検討課題として議論を行ってまいりたい、このようなご答弁が趣旨としてあったかと思えます。

これを踏まえまして、まず、確認でございますが、平成18年、都市計画決定として双方2車線の4車線と決定されていますが、その根拠はどのようなものでございましょうか。

【植村都市政策課長】平成18年に当該路線の車線数を4ということで決定をしておりますけれども、その当時、既に4車線の区間と3車線の区間が混在をしております、3車線の区間については、当時、拡幅改良等の予定はございませんでした。そのため、4車線で決定すべきか、それとも3車線として決定すべきかということで検討をした経緯がございますが、都市計画の同意権者である国と協議する中で、都市計画上の車線数というのは偶数で決定するのが基本だと、奇数での決定というのは普通はあり得ませんという話になりまして、4車線の方を採用したという経緯がございます。

【川崎委員】交通量は、根拠にはなっていないんですか。

【植村都市政策課長】交通量につきましても、全く根拠にならないわけではございませんけれども、設計基準交通量は若干上回っております

が、そこまで深刻な渋滞が起きている状況ではないというふうに考えまして、現状のままということで決定したものでございます。

【川崎委員】わかりました。交通量は、その当時はそうかもしれませんが、直近のご答弁では1.44だったかな、数字も示していただいて渋滞状況にあるという説明をいただいております。

一般質問でお答えをいただいた交通量調査ですが、この分析結果というのはいつ報告をされますでしょうか。

【大塚道路建設課長】一般質問の答弁の中でご答弁させていただきました交通量調査でございますけれども、現在、主要交差点の方向別の交通量等の調査をしております。これにつきましては、生のデータに関しましては今年度中に数字が出てまいりますけれども、これを踏まえて方向別の右折、左折、そういった交通量が本線交通量にどう影響を及ぼしてくるのか、現在の渋滞にどういう影響を及ぼしているのかといった分析につきましては、現時点では来年度のできるだけ早い時期までに行いたいと考えております。

【川崎委員】県と長崎市、長与町、時津町でつくる協議会、これによって新たな検討課題として議論していくと、前向きな答弁をいただきました。この協議会は、開催時期、回数はどうなっていますでしょうか。

【大塚道路建設課長】この協議会に関しましては、これまで主に206号を中心とした協議、それからそれに付随する路線、207号とかの協議を行っております。

平成27年12月に最初の協議を開催いたしまして、その後、年平均2回程度のペースで協議会を開催いたしております。

【川崎委員】年2回、チャンスを逃せば半年待

たなければいけない。そのようなことであれば、次の開催がいつかわかりませんが、このようにご答弁をいただきましたので、まず共通の認識として、交通量分析があつてからのことでしょうけれども、速やかにテーマに上げてご協議をいただきたいと思ひます。

私も、一般質問の前のさまざまやりとりの中で、実は毎日通勤の途上でございますので、日々どういったことが起こっているのかということは大體わかっているつもりです。まさに自ら調査をしているような状況にあります。渋滞が200メートルという話がありましたが、400メートルも500メートルも動かない時があるのもこれは事実であります。何度も何度も経験をしてきました。このような状況下において、公共交通機関も定時性は恐らく保たれてないんだろうということも、想像の域を脱しません、間違ひなくそういう状況にあると思ひております。

そういったことに鑑みて、やはりこの4車線化については前向きに取り組んでいただきたいと思ひているところでありますが、当該の1車線区間が約930メートルというご報告をいただきました。今、歩道も広くとつていただいて、景観も保つていただいているところでございます。人の往来もそこそこございまして、活気もあると認識をしておりますが、ぜひその歩道についてはしっかりと確保しながら、何とか4車線化を進めていきたいという思ひでございます。素人なりに考えるに当たつて、純心学園側には、ざつと地図で計算しましたけれども、二十数件の物件があつて、それなりに地権者の数が多く存在するのかなと思ひます。

一方、長崎大学側では、これは930メートルのうち約6割が長崎大学に接しているというところ

でございます、残りの地権者もわずかに数社という法人の状況でございます。このような状況から、長崎大学側に1車線分ご協力いただければ、例えば、工事期間にしろ、経費面にしろ、現実的な政策と考えておりますが、ご所見を賜りたいと思ひます。

【大塚道路建設課長】確かに委員ご指摘のとおり、長与大橋町線の岩屋橋交差点から文教町、昭和町の区間につきましては、特に郊外向けの車線が一部1車線であるということもあつて、夕方の時間帯等については、かなり車が列をなしているという現実がございます。

ただ、3車線区間だけを4車線に広げることによって全ての渋滞が解消するかということにつきましては、現時点ではまだ、もちろんそれは一つの要因ではあるかと考えますがけれども、それが全てではないのではないかと。例えば、昭和町から文教町の間、ここは4車線で供用しておりますけれども、高速バスとか、空港のリムジンバスが比較的長時間停車するバス停にバスベイがない。つまり長時間バスが1車線をふさいでしまう状況もございます。

また、丸善団地へ上がる右折帯、それから家野町方面への左折帯、こういったものも全くないないということで、その都度また車線がふさがれると、そういったことも渋滞の要因ではないかとということで考えております。

先ほどもご答弁させていただきましたけれども、まずはそういった交通量、それから現状等をしっかりと現状把握をいたしまして、渋滞の要因、対策方法などを県としてしっかりと検討していきたいと。それぞれの対策に対してどの程度の効果があるか、また費用がどれくらいかかるか、そういったことなどもしっかりと検討していきたいと考えております。

長大側に広げるということに関しましても、それぞれの検討の中での対策方法の一つとして検討していきたいと考えております。

【川崎委員】詳しくご説明をいただきましてありがとうございます。

今おっしゃられた文教町から昭和町の間におけるポイントとなるところは、私もよく承知をいたしております。その点の部分について解消していくということは、それは総合的にやらなければいけないことかと思えます。

ぜひ、それを全部クリアして初めてスムーズに流れていくんだらうとは思いますが、まず、一つのところが厳しかったのでもう全体がだめですよ、もうできませんよと、そんな考え方はなくて、大局に立ってこの状況を解消していただきたいと思えます。長崎の出入口ですよ。重要な部分だと思えますので、ぜひご検討をよろしくお願いいたします。

次に、川口アパートについてお尋ねをいたします。

6月の委員会で耐震化について質問させていただきました。この時に1階の部分から耐震工事を進めて、随時2階から上の一般の住居についても進めていくというお考えでございましたが、一部考え方が変わったという説明も受けておりますが、いま一度説明いただきたいと思えます。

【高屋住宅課長】川口アパートの耐震改修工事についてのお尋ねでございます。

当初の予定としましては、1階の店舗部分の耐震改修工事を今年度行い、来年度以降、住宅部分の改修工事を順次行うという予定でございました。ただ、今年度に入りまして、住宅部分の改修工事の内容を精査しましたところ、当初は住みながら、入居者の方に少しずつ移動してい

ただきながら改修工事をするという想定でございましたが、改修工事の中身をよくよく精査いたしますと、なかなかこれは住みながら改修するというのは困難だという結論に至りました。

そういうことで、耐震改修工事を行うには一旦入居者の方に全員退去していただいて仮住まいをしていただく必要が出てくると判断をしております。

入居者の方の状況を見ますと、非常に高齢者の方が増えておりまして、一旦仮住まいをして戻っていただくということになると、2回引っ越しをしていただくことになりまして、非常に入居者の負担が大きいということを考えております。

現在の方針どおり耐震改修を行うということでは、なかなか入居者の理解が得られず、改修工事自体が進まないというおそれも出てきましたので、一旦耐震改修工事を保留させていただいて、建て替えを含めてもう一度来年度検討させていただきたいと考えております。

【川崎委員】入居者の方に一旦仮住まいをしていただく、2回引っ越しをしなければいけない。これは一番最初に検討すべきことだったんだらうと。これはある意味わかっていた話じゃなかったのかなと思っていて、私もたびたびこれを数年前からやりとりさせていただきましても、どう考えても今の結論はある意味正解だと思うんですよ。ご負担かけて、なかなか現実味がない。そうすると、そういう判断を早くしていただきたいかなと思っているんです。

要は、お住まいの方は大変不安に思っておられて、しかも耐震化については今回一旦保留をします。建て替えを検討しますということであれば、耐震化されていない住居に住み続けるということになるわけですよ。そうすると、じ

や、この先どうなるんですかという話は、やはり将来を示していただかないことには、安心して住むことができないというのが入居者の皆様のお声です。ぜひこのところでどう向き合っていけるのか、お尋ねをいたします。

【高屋住宅課長】来年度中には建て替えの基本計画というのをまず作りまして、その上で耐震改修と建て替えた場合、両者比較検討したいと思っております。その上でコスト面、あるいは入居者の移転の面、その中で最も好ましいと、望ましいと思われる選択肢を選んで、その上で実施していきたいと思っております。

耐震改修につきましては、入居者の方の移転のご理解が得られない限りはなかなか進まないという場面も考えられますので、一旦足を止めて建て替えを検討することが、逆に結果的には一番早道で耐震化を行う方法ではないかということで考えております。

【川崎委員】つまり、現在の建物を耐震化するということの現実性が乏しいので、建て替えの方を真摯に検討していくということですね。

では、今まで建て替えということについては一切触れられてなかったのが、建て替えという選択肢が出てきたのはどういう背景でしょうか。

【高屋住宅課長】従来の検討の中では、建て替えについては現地建て替えしか考えておりませんでした。現地建て替えを行うということは、入居者の方に一旦出ていただくかなければいけませんので、耐震改修と同じことになります。もうその二者択一しかなかったという中で、現地建て替えというのはなかなか難しいということで、選択肢としては耐震改修しかなかったというのがこれまでの経過でございます。

今年度、そういった状況の中、周辺の状況を見ましたところ、非現地建て替えという可能性

があるのではないかと。今の建物はそのまま置いておいて、近隣の場所に用地を求めて、その上で非現地建て替えをやって、入居者の方はそこに移転をしていただいて、もとの建物を壊すと、1回で引っ越しが終わります。そういった可能性もあるのではないかとということで考えまして、そこも含めて来年度検討させていただきたいと考えております。

【川崎委員】当たり前の質問をしてしまいますが、建て替えをやったとして、今、お住まいの方は必ずそちらに入居させていただけるということが権利なのか、優先度なのかわかりませんが、そのことが担保されるのか。一方では、建て替えをして、少し今の建物自体が一つひとつの部屋も非常に狭くて住みづらいということもあるんでしょうが、当然広くされるんでしょう。そうすると、ついつい家賃のことも気になるわけで、そのようなことについても、まず優先的に必ず入居できるのか、家賃についてどう考えておられるのか、現時点で結構ですので、お答えいただきたいと思っております。

【高屋住宅課長】この工事は県営住宅の建て替え工事でございますので、既存の住宅を解体しますので、新しい住宅に入居する権利、特定入居と申しますけれども、特定入居の資格は皆さんお持ちということで考えております。

家賃についてですけれども、どうしても新しくなると当然家賃は上がっていきます。ただ、家賃というのは住宅の規模によりますので、これくらいの規模につくればどういった家賃になるという試算はできていると思っておりますので、そういったシミュレーションもしながら、建て替え後はどういった家賃になるというところも検討しながら進めていきたいと考えております。

【川崎委員】最後にしますが、建て替えという

ことが案とすると、私も現実的な話なのかなとは思っております。

そうすると、もう皆さんの中に一部発表があって、報道で耳にされて、いつできるんですか、いつ引っ越せるんですか、さっき申し上げましたように移れるんですか、家賃はどうなるんですかと、これが先行するわけですね。どうかお住まいの皆様には公平な情報をきちんとお伝えをして、希望が持てるような状況に、ぜひ情報発信、丁寧な説明をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【高屋住宅課長】 委員ご指摘のとおり、住民の方には、今後、丁寧に情報提供をして、ご理解を得ながら進められるように努めてまいりたいと思っております。

【里脇委員長】 ほかにございませんか。

【田中委員】 もう補正予算は可決しましたのでありがたい話なんですけれども、その中で4億円とか、1億円とか補正を組んでもらったので、202号の関係は大変進捗するなと思っているんです。

ところが、大きな事業なのに全然補正の対象にならなかったというのがあるんですね、早岐川。それから瀬戸中央橋の3期工事、早岐瀬戸浚渫、ここら辺は補正の対象にはどうしてもできなかつたのかどうか、聞かせてください。

【大塚道路建設課長】 委員ご指摘の、今、補正とおっしゃいましたけれども、ゼロ県債のことでしょうか。（「全部補正で通していますから、補正予算で」と呼ぶ者あり）委員ご指摘のとおり、202号の浦頭につきましては、一応4億円という形で設定をさせていただきました。

広田に関しましては、今回、ゼロ県債を計上しておりませんが、基本的には用地の先行を急ぐということを中心考えたものですから、今

回、広田に関してはゼロ県債の計上はしておりません。しかしながら、当初予算、それから国の補正予算等も含めて、少しでも多く予算を確保できるように努力はしたいと考えております。

【浦瀬河川課長】 河川関係の補正につきましては、まず、ゼロ県債については、出穂前に工事ができるところとか、委託関係を主に出しております。それと国の方の補正については、一次補正が今、多分国会では通っているんですけれども、二次補正以降、特に河川関係におきましては重要インフラの緊急点検というのを全国的に行っておりまして、その結果をもとにどういう補正をつけるかということ国の方とやりとりをしている段階でございます。今後、来年度の当初、今年度の補正も含めて早岐川についてはできる限り予算確保を目指したいと思っています。

【近藤港湾課長】 委員ご質問の早岐港の浚渫についてでございますけれども、一応ゼロ県債につきましては大規模事業といえますか、浮棧橋であるとか、そういった大型の構造物がどうしても工期的に時間がかかるものですから、そういったものを優先的に予算の配分をさせていただきますけれども、加えて、国の補正予算につきましては、やはり今回の台風であるとか、地震であるとか、そういった災害関連のものについて、電源のブラックアウトであるとか、高潮による浸水だとか、そういったものについて重点的に配分されると聞いておりますので、なかなか早岐港については対応できないところでございますけれども、以前から委員の質問に対してお答えしてございますように、早岐港の浚渫につきましては一般財源の方の、起債がつかないということで今年度に維持管理計画が一とおりのめどが立ちますので、起債の枠がある程度増

えてまいりますので、それを含めて来年度以降の当初予算において早岐港の浚渫については配慮していきたいと考えてございます。

【田中委員】 来年度の国の補正予算が2兆円とかいう話も出ていますので、長崎県も2兆円の枠内なら、部長、100億円ぐらいの補正は組めるんでしょうね。本当は大体1%という感じからいくと200億円となるんですけれどもね、2兆円の1%なら。100億円ぐらいの補正予算が2月補正に上がってくることを期待しておきたいと思えます。

もう一つは、繰越になった関係で1億4,000万円も繰越になったというのが、道路維持課の広田工区、繰越明許ですよ。多分全額繰越になったのかなという感じもするぐらいなんです、1億4,000万円という数字は。なんでそんな感じの、繰越は認めたんですよ、認めたんだけど、ちょっと理由を聞いておきたいと思えます。

【馬場道路維持課長】 広田工区の繰越につきましては、主に用地補償が関係しております、相手方の単価に対する不満とか、そういったところで時間を要しているところから年度内の解決といったところまで至りませんで、年度をまたがってやっていくということでございます。

【田中委員】 私もある程度わかって聞いているんだけど、何回も話をしているように、用地の取得、家屋の補償関係は先行取得ができないのかという話をずっとしているんですが、県はやっぱり検討はしているんですか、先行してやれるように。そんなに用地が単年度でやれないような感じの用地が多い。わかっているんですよ、今言った1億4,000万円のところもね。なんでかなと。もう一つの広田工区ならわかるけれども、これは逆ザヤと私がしょっちゅう言っているように、補償するべきところと移転地と

の逆ザヤでうまくいってない。これが14件ぐらいあるんですよ。しかし、この1億4,000万円の方は5～6軒の家なんですよ、線路の上をやり変えるわけだからね。これはそんなに逆ザヤじゃないからいけるはずなんだけれどもね。

だから、公共用地の確保といいますか、移転するね。早岐川で言うと、一番最初スタートする時に佐世保市が公共用地の代替地を準備していた場所があった。今、アパートが建ってしまったけれどもね、花高に。処理場の跡地が3,000～4,000坪あった。そこが一番最初、早岐川の改修の時には、ここが代替地ですよと位置づけられていた。しかし、もうどんどん、どんどん遅れていくから、早岐川の改修が遅れていくから、そのうちに佐世保市はもうアパートをつくってしまった、公共用地の代替地と言っていたけれども。これは調べてみればわかる。その頃はそういうことで進んできたわけだから。だから、遅れば遅れるほど難しくなる。

だから、早岐川も、2期工事を含めれば40～50件の用地ないし家屋の補償移転がある。その広田の3工区に至っては14軒ぐらいあるのかな。今の繰越になったところも6軒か7軒ぐらいある。そういうことを含めれば、やっぱり一番がんなのは用地の確保と家屋の補償なので、これを抜本的に、どうにかして早目早目に取り組む方法を考えてもらわなきゃ。ずうっと続いている案件だから。用地補償、家屋の移転。こころ辺を検討してもらっているんですかね。ちょっと聞かせてもらおう。

【浦瀬河川課長】 前回の委員会でも同様のご質問があったと思うんですけども、県といたしましても河川事業については、以前は物価上昇の時代は用地国債というのが活用できたんですけども、今の状況の中では物価が上がらない

ということで、大型事業、ダム事業等じゃないととか、高規格道路以外はなかなか用地の先行取得の用地国債というのが使えない状況でございます。

その中で正直、河川事業におきましては全国的に予算が減っている中で、補正についても各災害ごとにテーマを、例えば今年度については河川の掘削とか、樹木の伐採とか、そのあたりが災害の引き金になったということもあって、なかなか用地に使える予算というのが大幅に増というのがなく、その中で検討はしているんですけども、結果的には国の予算が少ないということで、なかなか困難な状況でございます。

【田中委員】あきらめろとおっしゃるわけですね。あきらめろとね。家屋の所有者の人にもあきらめなさいと私も伝えないといかんね。

そのくらい、いつでも賛成しますから早くやってくださいという声があることだけは理解してほしいと思う。反対じゃないんだ、早く買収してくれという話だ、高齢者の人もおられるしね。早岐川などというのは、それこそ30年来の懸案事項がようやく今スタートしているところだけれどもね。だから、そういう意味では何か考えてほしいなど。

次に入りますが、舗装業界から、今回、補正という形で言わせてもらおうと予算はついているけれども、これではもうプラントも廃棄して舗装をやめなきゃいかんという話も聞くぐらいなんです。だから、推移的に舗装などというのはある程度、毎年もう仕方がない。同じぐらいの予算が確保できなければ、半分になってしまったら、それはもうプラントを維持していけないと。一回取り壊してしまうと、新しくできないという話なんです。県内には舗装のプラント業者は何社ぐらいあるのかな。これがなくな

ってしまうと大変なことになるという感じがするけれども、どうなんですか。見解を聞かせてください。

【川添建設企画課長】アスファルトの合材のプラントは、県内では17者あります。（「あるのはいいけれども、そこは大変なんだという話なんだ。総予算の推移はどうか」と呼ぶ者あり）

【馬場道路維持課長】委員ご指摘のとおり、ここ2年ほど舗装事業については国の交付金等を活用しながら実施しているところでございますけれども、大変厳しい状況になっております。

また、一方、県単独予算につきましては、そういった交付金が少なくなってきたということもございまして、財政部局あたりと協議をし、できるだけ確保していくということで協議を行っているところでございます。

今回、ゼロ県債につきましても、できるだけ多くの予算をつけて先に発注したいということで取り組んでいるところでございますけれども、いかんせん、国の交付予定の額がちょっと厳しいといったところから、少し額が抑えられているところでございます。

今後、先ほど17社のプラント等の維持においても大変じゃないかというご指摘でございます。確かに我々としてもそういう危機感を持っているところでございます。

そういったところからしっかり舗装業者、協会等ともよく意見交換をしながら取り組んでまいりたいと思っているところでございます。

【田中委員】やっぱり舗装関係はどうしても必要なのでね、やりかえなきゃいかんわけだから。あんまり予算額がどんと半分以下に落ち込んだりするとやっていけなくなるというのは、もうこれは常識なので、ある程度の線で維持していかなければ、平均とって。何か国の予算のつけ

方が従来と違ってきたと、だから、県単でやらざるを得ないという話も聞くんだけど、そこから辺はどうですか。

【馬場道路維持課長】道路維持関係の国の補助としましては、社会整備資本総合交付金の防災安全交付金といったもので対応しているところでございます。

維持課関係で申し上げますと、交通安全施設事業、歩道整備、それから道路防災事業、舗装補修事業、あるいは電線地中化事業等々を防災安全交付金の方で賄っているところがございます。国の方針の方がやはり交通安全対策であるとか、あるいは施設の老朽化対策、橋梁補修であるとか、トンネルの補修であるとか、そういったところには重点化をしております。それ以外の舗装・補修等については若干厳しいといったところがございます。

【田中委員】最後に一つ、どうせここで結論は出ないから問題提起をしておきたいと思うんです。言うとうかと思うので詳しくは言いませんが、早岐の田子の浦交差点、昔の国道35号線、国道です。今は市道になっているんですよ。周辺は整備が進んでいるけれども、その250メートルぐらいの市道部分が進まない。だから、昔の国道35号線だから、今は市道になっているけれども、国道に昇格運動をやってください。幹線として一番大型車両等々も多いところ。田子の浦交差点から陣の内交差点の間、約250メートルぐらい。もう県道に昇格してくれと言ったら県道は受けられませんというから、国道昇格をやってほしい。線形上も国道202号線が田子の浦で終わっているんです。左折しているんです。そして35号線につながる。まっすぐ35号線につないでくれた方がよっぽどいい。もちろん、35号線を通して有田の方で202号線になってい

るわけだから。

だから、202号線をそのまま延長して陣の内まで250メートルぐらい国道昇格をやってもらえばいい。今、202号線が横に逸れて35号線とつながっているけれども、まっすぐつないでくれた方がよっぽどいい。だから、昔は国道35号線という立派な国道ですから。それが陣の内バイパスができたばかりに市道になっているけれども、一番多いところですよ。大型車もどンドン通る。この前も現場を見てもらったけれども、どうも県道昇格は難しいという話です。なぜなのかも聞きたいけれどもね。幹線じゃないからと。一番車が多く通るところが幹線じゃないと言うわけだ。だから、もう国道昇格を、202号の延長として35号線につないでほしい。見解だけ聞かせてください。

【馬場道路維持課長】ご指摘の田子の浦交差点につきまして、西海市の方からずっときまして、この田子の浦交差点を、先ほど委員ご指摘のとおり左折すると35号にタッチした路線が現在の国道202号となっております。

交通量につきましては、9,000台、あるいは多いところでは1万2,000台等の交通量がございます。（「大型車が多いんだよ」と呼ぶ者あり）そして、田子の浦交差点からまっすぐ陣の内交差点の方になっている路線については、現在、市道の花高循環線になっておりまして、市の方からは7,600台ぐらいの交通量があるとは聞いております。確かに交通としては多いところではないかと思っておりますが、現在、市道であるということから、整備の必要性があれば市の方をお願いをしなければならないと思っております。

また、国道への昇格といったところがございますが、現在、国道の方が左折してタッチして

いるということから、ダブルで国道ということは難しいところがございますので、今の時点としては見直しといったことは考えてはいないところでございます。

【田中委員】 202号線は、先では有田の方でつながるのよ、西有田の方で。なんで佐世保に向かった202号をつなげるの。まっすぐつなげばいいじゃないの。左の方にもって行って35号線につないだって意味ないじゃない。線形的にもおかしいじゃない。おかしいと思わないですか。まっすぐ35号線につないで、先の方で西有田で202号につないでいくなら、なんで左折するの。これは佐世保の方だよ。関係ないんだ、そんなことは。現場に行って見てくださいよ。誰が見たって非常識な話だから、あなたたちの見解は。幹線道路じゃない。それじゃ、どこが幹線道路なのか聞きたい。ここで終わる話じゃないからこれで終わるけれども、委員会が終わってからやるから。終わります。

【渡辺委員】 ちょっと確認したいんですが、この海砂の採取限量に関する提言が今出されたと説明がありました。県として限量を決めるのは、2月定例会で決めるわけですか。

【井上監理課長】 今回はあくまでも有識者による提言ということでございますので、これを踏まえて県の方で案をつくりまして、2月定例会でまたお諮りさせていただくということで予定しております。

【渡辺委員】 わかりました。

そして、採取量の実績が平成29年度237万立米、壱岐の採取限量は175万立米ですけれども、具体的に237万立米のうちの壱岐の採取量、残りはどの地域でどれくらい取れているのか、そこを示してもらえませんか。

【井上監理課長】 ちょっと時間をください。

【里脇委員長】 しばらく休憩します。

— 午後 3時27分 休憩 —

— 午後 3時27分 再開 —

【里脇委員長】 委員会を再開いたします。

【渡辺委員】 そうしたら、壱岐の方は平成11年ぐらいからずっと取り出して、もう20年近くなるわけですね。やっぱり資源は有限だと思っているんですよ。無尽蔵にわいてくる海砂じゃないと思うので、埋蔵量というのは調べておりますか、今、どのくらい残っているかというのは。

【井上監理課長】 壱岐海域の砂の埋蔵量に関してですけれども、平成25年に有識者の方に委託をしまして調査をしております。その際に出ておりますのが、水深20メートルから60メートルまでについて約3億4,700万立米、さらに、60メートルから100メートルまでの間にかけて約12億400万立米の埋蔵量があるということで報告を受けております。

【渡辺委員】 そうしますと、今の175万立米でいけば何年ぐらいかかるわけですか。

【井上監理課長】 先ほど申し上げました数字につきましては、海砂の賦存量といたしまして、実際にどこにどれだけあるかということなんですけれども、あってもなかなか採取するのが難しいようなものもございますので、その報告書の中では0.5を掛けるということで報告をいただいているわけですが、これで考えますと、7.7億を実際に取れるものだというふうに推定をしますと、175万5,000立米で割りますと約438年、ざっと400年以上はまだ採取が可能なのではないかと推定をしているところです。

【渡辺委員】 そんな量が埋蔵されているわけたい。ここの県内需要実績と採取量の実績で差が

100万立米ぐらいあるものですから、要するに100万立米は県外に行っているわけだろう。やっぱり県内の財産として、あるいは海の資源、宝として、そこを少しでも減らして、長くもたせないといかんと私は思っていますので、これは一人の意見として聞いておいてください。

この提言のオブザーバーの意見がおもしろいですよ。オブザーバーの意見として、長崎県海区漁協会会長会からは、「段階的に減少させて将来的にはゼロとすべきなどの意見が出た」と。壱岐の漁協組合については、「そのままの維持を求める要望書が出された」ということになっているわけね、同じ海に携わっている人の中でさ。壱岐の方は、要するに迷惑料が今入っているからだろうと私は思っているんだけど、現段階で壱岐漁協の5つの漁協に迷惑料が幾らぐらい入っているんですか。

【井上監理課長】確かに迷惑料ということで壱岐の漁協の方にお金が入っているということはお聞きしておりますけれども、金額につきましては、すみません、こちらの方では詳細を把握していません。

【渡辺委員】漁協の決算でわかると思いますよ。収入として入っているはずさ。漁協に入っていないとおかしいんだから。

【天野土木部次長】海砂採取につきましては、現在、県の方に財産収入でいただいておりますのが、1立米当たり94円、プラス消費税で101円となっております。

これは伝え聞いた話ですので、正確かどうかわかりませんが、迷惑料につきましても、県がいただく財産収入と同額と伺っております。ということは、大体170万立米ほど壱岐の方で取られておりますので、それに101円を掛けますと、1億7,000万円程度ではなかろうかと推測い

たしております。

【渡辺委員】それは漁協の決算ではっきりした数字は出てこないんですか。

【井上監理課長】決算については、こちらの方では今まだ把握をしておりません。

【渡辺委員】それは後で調査してみてください。よろしくをお願いします。

次に、センターポール化の会計検査院の国費の返還の関係ですが、今回、499号のセンターポール化の大波止付近の出島までのセンターポール化になっているんですが、センターポール化はずっと今までしてきたですよ。国道499号もですよ。この時はどうしていたんですか、この消費税の扱いは。

【馬場道路維持課長】今回、会計検査院でご指摘されました国道499号については、平成25年から28年の間にちょうど工事を行ったものでございまして、それ以前、平成17年度から24年度の間は、たまたまセンターポール事業については休止をしているところでございます。ただし、それ以前につきましては、国道202号であるとか、長崎駅前等々、それから206号等では、電線地中化事業に併せてセンターポール事業もやっております、そういったところでも、資料等は詳細がわかりませんが、そういった消費税等にかかるものは計上していたのではないかと思います。

【渡辺委員】かなりの消費税を納めていたという形になりますね。その数値ははじいていませんか。

【馬場道路維持課長】今回、平成25年度から28年度分につきましては詳細がわかりますので、私どもが国へ返還する金額、また、長崎電気軌道様に返還していただく相当額、それから電気軌道様が国の方、税務署に納めている分に

については返還額がおおむね確定をしているところでございます。しかしながら、さかのぼって税務署から電気軌道様の方に返還できるのが5年ぐらいの猶予しかなくて、それ以前につきましてはもうできない形になります。したがって、それ以前につきましては、今回は、相当な額がある可能性はありますけれども、詳細な額というのは資料も残っておりませんのでわからないところでございます。詳細については金額を述べることはできません。

【渡辺委員】わかりました。もうセンターポール化も終了に近いと思っているんですけども、今後、このようなことがないようにひとつよろしくお願ひしたいと思います。

次に、部長説明資料の8ページ、地方創生の推進についてという中の7行目ぐらいに、土木部においては総合戦略に掲げる基本方針のうち、「地域をつくり支えるインフラサービスを活性化する」や「既存ストックのマネジメントを強化することに取り組んでおり」とこうなっているんですが、具体的にどういうことを示しているのか。その中身、こういうことをしたいんですよ。それで地方創生の推進をしたいんですよと、具体的にどういうことをしようとしているのか、概略説明してもらえませんか。

【里脇委員長】しばらく休憩します。

— 午後 3時38分 休憩 —

— 午後 3時39分 再開 —

【里脇委員長】委員会を再開いたします。

先ほどの件は、個人的に説明をしてください。ほかにありませんか。

【八江委員】午前中ちょっと発言しておりましたが、公共用地取得状況についてということで、本明川ダムの用地取得についてであります。

本明川ダムはご案内のとおり、今、国直轄事業として営々と進められております。現状では地元の皆さん方のご意見等も賜れば、何事もなくというのはどうか知らないんですけども、順調にその工期等についても迎えられる状況になってきていることは事実であるようです。

そういう中で用地取得についてここに出ておりますけれども、水没する家屋、あるいは田畑、山林、そういったもろもろの用地買収が進められているということだろうと思いますし、そこにでき上がったものが順次ここに記載をされているものと思いますけれども、この前の一般質問の壇上で申し上げておったのも、本体工事が答えがはっきり見えない。何年に着工するんですかと言っても、ぐらいの話はあっても、見えないから、それはそれとしていたし方ないかと思っておりますけれども、現在のここに記載されておりますものについてはどういうものが主に用地取得されているのか、それをまず1点お尋ねしたいと思います。

【松本河川課企画監】本明川ダムにおきましては、地権者の方々は早期の用地取得を希望されております。そこで、平成29年2月に損失補償基準協定書の調印式が行われ、付替道路の用地買収に着手いたしております。国の予算不足により、大幅な予算増は非常に困難な状況にあり、また、国からの要望もあったことから、その対応としまして、今年度と来年度の予定で県による用地国債の制度を活用して用地の先行取得を行っております。この用地取得の事務につきましては、国が各地権者との用地交渉までを実施し、県は用地契約、登記、支払い事務を行うことになっており、どのような順番で用地を取得していくかということに関しましては、国の方針で行っているところであります。

このような中、10月末時点での用地取得につきましては、用地面積比で約4割程度と国からお聞きいたしております。

その内訳としましては、ダム本体部用地、貯水池用地及び付替道路用地部分等がございますが、これ以上の詳細については、残念ながら県の方では把握いたしておりません。

ダム本体工事の着工のめどにつきましては、先日の一般質問でも答弁いたしているところがございますけれども、平成36年度の事業完成を目指し、用地の取得状況、道路工事の進捗及び予算の確保状況等を踏まえまして、段階的に進めていくと聞いております。

ダムの予算の確保につきましてですが、このダムの予算というのが箇所付予算でございますが、全国的にダム本体工事中、または、新たに本体工事に着手するダムが非常に多いということから、必要となる予算が現在ピークを迎えております。このため、近年では予算確保が非常に厳しい状況にありますけれども、県といたしましても、早期にダム本体工事に着手できますよう、引き続き工事及び用地取得に最大限努力をしていきたいと考えております。

【八江委員】 順調にいけばいくほど、地元も期待をしながら協力をしているわけですので、平成36年以降にならないように、できるだけ前倒しができればという期待をしているようですし、それにはやっぱり地域振興というのが一つあるわけですね。水没する人たちの30戸余りの移転の補償等も含めて考えますので、やっぱり移転は早めにしていきたい、あるいは場合によっては解決ができずにずれるところもあろうかと思えます。集団移転、あるいは個々の移転、そういったものもあると思えますけれども、そういったものが解決するためには、順調に流れてい

かないと、これもまた用地の問題で停滞して着工が遅れるということになりますので、今機運が高い時に、できるだけ早めにやっていただきたいと思っております。

この本野地域については、もう我々もかねがねお願いはこうしてやっていくと、相談をしているのは、やっぱりあそこは新幹線が本野入口のところに入っているんです。諫早駅に入る前にですね。今、新幹線の変電所も建設中でもありますし、そして、国道34号の本野交差点が先般でき上がった。それから、花高団地から大村の与崎までの区間を、今、計画決定をして着工する状況になっています。

そういうもの等を含めて、一つはあそこはどちらかという、諫早の中でも非常に人口減少が激しい。過疎と言え失礼なことなんですけれども、過疎に近い状況なんです。そこを本明川ダムでもっともう少し勢いをつけて、あるいは新幹線等が通っていく、バイパスができる、あるいは交差点ができ上がるようになってくると、そこにまちづくりに大きく期待をして、地域にまちづくり懇談会というのができております。盛んにそのことを申し上げておられますし、我々もそのお手伝いを今までもしてきたつもりです。ですから、用地取得に当たっては、委託を受けてと言いつつも、積極的に協力をしていただいて、早く着工ができるようお願いをしておきたいと思うんですけれども、今、4割程度ということですが、100%になるには、あとどのくらいかかるんですか。

【松本河川課企画監】 予算の状況にもよりますが、用地国債を使いまして今年度と来年度合わせて約40億円程度で、可能な限り買収について一生懸命やっつけようと考えております。

【八江委員】 近いうちに懇談会等に参加もする

ようにしておりますので、必ずその話が出てきますのでお尋ねしているわけです。

石木ダムは残念ながら県の事業でありますけれども、大変な状況にあります。しかし、こちらの方は国直轄事業であります。今の状況では順調にいけると。そして、早く予算を付けないと、また何かあるかわかりませんから、早く付けていただきたいということで強く要望しておきたい。

そして、地域振興計画については、別紙にもあったんですけれども、公園の事業とか、移転の状況、あるいは公民館その他もですね。それも国が全てやるのか、県がやっていくのか、あるいは市がやっていかなければならないのか。市道、県道、あるいは国がやっていく、三つ巴の話ですから、お互い牽制し合うのではなくて、協力し合ってやっていきたいと思うんですけれども、その点で確認しておきたいのは、部長、非常に大事な時期だと。今のところ順調にしているから問題はないと思うんですけれども、今が大事な時だと思います。いかがですか。

【岩見土木部長】 今後、ダムに関する水源地整備計画の中身を関係団体と協議をしていく中で、国、県、市、あるいは石木の場合は町でございますけれども、そこ十分連携をとりながら、それぞれのメニューが組み合わさって地域振興が図られることになっておりますので、総合的に効果が発揮できるように十分連携して取り組んでいきたいと思っております。

【八江委員】 どうぞひとつ出遅れないように、できるだけ早めに、一步前進という気持ちでやっていただきたいと思います。

次、住宅課長にお尋ねしたいと思えます。諫早の西部台についてであります。西部台の問題は、平成15年に私が議長になって1カ月もしな

いうちに破たん状況になって、特別委員会等を設置しながら再建をすることになって、今、それも順調にいつていることもお聞きしておりますので、言えば最終段階に入ってきているのかなど。西部台の造成事業もうまくいつているし、トンネル等の余剰の土も相当運んでいます。

この間、たまたま私も、余りにも諫早にダンプが多いし、活気を取り戻してきているのもこのダンプのおかげだと感謝をしながら、大体ダンプカーがトンネルから搬出された土をどのくらい運んだんですかということを確認したら、なんと83万立米ですか。ダンプカーにして85万台、けた違いにもものすごいものです。毎日トラックの後ろをついて行かないといけない状況がこの数年間続いておったわけです。それは我々にとっては非常にいいことでありまして、交通渋滞等もありました。その搬出された土を各地区の採石場跡とか、あるいは各道路、新幹線の使う用地に使っていると思えますけれども、その中の一部が西部台の商業用地のところに、極端に言えば半分近く運んだという話も聞いております。そして、そこにでき上がるはずなんですけれども、この前、ある企業が西部台の買収をしました。3ヘクタールを10億円で買収しました。それはもう2年前ですけれども、1年もしないうちに計画決定をして、こういうことでそこに店を出しますということが出ておりますけれども、なかなか出てこない。丸2年になると思うんですが、そういうことは住宅供給公社の方は売ってしまえば終わりなのか、確認をしておられるのかどうか、その点はいかがですか。

【高屋住宅課長】 西部台の用地につきましては、イオングループが買収をされていると認識をしております。現在、荒造成は終わっておりますので、開店に向けての設計なり、計画を進めら

れていると聞いております。

【八江委員】そのくらいのことは誰でも聞いているんですけども、速やかに、半年ぐらいしたら店舗計画を出しますという説明が諫早市の方にもあっておったと思います。もちろん、県の住宅供給公社は売った相手ですから、そこには報告があっていると思うし、それがいまだにできてないのは、もう2年近くなっていますけれども、どのようになっているんですかということをお尋ねしているんです。その点はおわかりではないんですか。

【高屋住宅課長】今年の9月をもちまして所有権移転は終了しております。

今後の予定としましては、開発許可、造成、建設設備工事を経まして、店舗のオープンとしましては平成32年頃を目指して事業を進めているところでございます。

【八江委員】ちょっとスピードがね、なぜかという、地元の周辺に住宅供給公社も、あなたたちも売っている宅地がたくさんある、何百戸かね。あるいは周辺もそれを見込んで商業用地をあそこに計画して売却したわけですけども、それがだんだん延びて、黙って見ておっぴいのかなど。近くの方はいつできるんですかと、こういう話が盛んに今あります。もう2年前の話ですから、すぐでもできる状況だったのがだんだん延びておるし、今話を聞けば、平成32年と。32年というのも随分また先の話みたいですけども、すぐつくって3ヘクタールの土地を一遍にぱっとできるわけじゃないですけども、その辺を地域もそれを期待しながら待っているから、それはやっぱり計画どおり遂行できるような形で進めていかなきゃならないと思うんですけども、いま一度、他人事のような話だったから、しっかり売ったところもそういう契約

をなさっていると思いますので、そのことをもう一度確認したいと思います。いかがですか。決意をちゃんと言ってください。

【高屋住宅課長】イオンタウンの建設につきましては、住宅供給公社の方とも協議を続けながら、順調に進むよう調整を図ってまいりたいということで考えております。

【八江委員】ひとつその点は売りっぱなしということではなくて、まちづくりの大きな役割です。そしてまた、住宅用地もまだ残っているわけですね。あと3工区も含めていくと、まだ20～30ヘクタール残っているんじゃないかと思うんですね、全体が80ヘクタールあったわけですから。そうなりますと、やっぱりそれを短縮しながら売却を進めていかないと、住宅供給公社の運営が安定してこないと思いますので、それは強く求めておきたいと思います。

もう一点、新幹線のことでありますけれども、このことはもう何回となく我々も応援をしてやって、応援というよりも我々は要望してきているから、そのことは別として、長崎から武雄温泉間の費用が1,188億円、約1,200億円ということです。その内容について、どこがどのように負担するということがまだ明確に指示はされていないようですけれども、九百何億円と二百何億円とか、話は距離によって算出されているのではないかと思います。

我々が考える時に5,000億円だったのが、武雄駅に9億円使って、そして5,009億円。そして、少し値上がりというか、工事の変更をせにゃいかんと。それがいきなり1,200億円近くが約2割以上ぼんと上がってくる、これが果たして認められるかと。国民的というよりも県民的にも、あそこが何%か上がったというならともかくも、2割以上上がるのが認められるのか。認める

か認めないかは別としても、そういうことがあっていいのかなという思いはするんですけれども、それを含めて割合が決定しておれば、それを発表していただければと思います。いかがですか。

【鈴木新幹線事業対策室長】新幹線事業の現在実施されております武雄温泉から長崎間の増額についてのご質問でございます。

現在実施している区間の増額については、8月21日に国及び鉄道運輸機構の方から、今お話がありました約1,200億円の増額という話がありまして、その時には大きなことで4つの要因で上がりました。関係機関の協議、現地状況の精査、単価上昇、地震対策、そういうので上がりましたというご説明だけでしたので、その後、私どもの方で鉄道運輸機構と協議を重ねて、その詳細を確認しているところでございます。

まだ最終的な結論みたいのところまでいっておりませんが、今確認している状況をご報告いたしますと、関係機関との協議の中では関係する道路管理者、河川管理者、地元の方との協議の中で、橋りょうの幅員が広がったり、施工計画が変わったり、あとは地元の方との対策で振動騒音対策をとらなければならなくなりました。

現地状況の精査については、斜面防災対策とか、施工方法、地盤改良とか、そういうところで上がってきております。

また、単価上昇につきましては、消費税が5%から8%に上がったこと、また、今後10%が予測されること、それと物価上昇。

最後に、東日本大震災、熊本地震に対する対応、こちら辺で上がってきたということで、今、詳細を聞いているところでございます。きちんと整理がつくには、もう少し時間がかかりま

すけれども、今、そういう作業を進めているところでございます。

【八江委員】なかなか打ち出していただかないから、明確にわかってもしようもないことにもなろうと思いますけれども、余りにも差があり過ぎるものだから、財源の確保等に、今は延伸、延伸と武雄温泉から新鳥栖まで、あと5,000億円が6,000億円になりますよと。それにまた手前の方ではそういうものが発生すると県民に対する負担が非常に大きくなってくる。そういうことを心配しながらの話なんですけれども、この財源は国に求めたいと我々議会としては思っておりますし、県の方もそのように思っておられると思いますので、一緒になって経費節減という意味よりも、削減に努力すべきことではないかと思っております。その点を一つ申し上げて私の質問を終わりたいと思っております。

【里脇委員長】ほかにございませんか。

【川添建設企画課長】先ほどの渡辺委員の地方創生の推進について、お答えをしたいと思います。

先ほど18の戦略というのが前段にお示しがあつたかと思っておりますけれども、県の方で部をまたがって横断的にやっているものとして18の基本的な方向性を持ってしまして、これは俗に言う「まち・ひと・しごと創生総合戦略」と言われるものでございます。

「まち」に関するものが5つ、「ひと」に関するものが4つ、「しごと」に関するものが9つということで、合わせて18ということで県全体で取り組んでいる戦略でございます。

そのうち土木部に関するものとしまして3つありまして、「まち」に関するものが2つ、「ひと」に関するものが1つとなっております。

まちをつくるものについて、先ほど委員から

ご指摘のあった「地域をつくり支えあうインフラサービスを活性化する」というものと、「既存ストックのマネジメントを強化する」というものがあります。

それと「ひと」に関するものとしまして、「人材財県ながさきの実現によるひと・しごと好循環を生み出す」というものがございます。

委員ご指摘のとおり、何をやっているのかよくわからないようなネーミングだということで、これは基本的方向性を示す言葉なので、いろんな施策を束ねた総花的なネーミングになっております。

具体的には、それぞれ目標数値を決めまして、それによって県としてきちんと計画を立てた上で進捗管理をやっていくという取組でございます。

例えば、先ほど言われました「地域を支えるインフラ整備」としましては、地域高規格道路の進捗状況を管理していくと、あるいはクルーズ船の港に関する記述、それと既存ストックのマネジメントに関しては空き家対策、あるいは橋梁点検といったものです。

それと、「しごと」等に関しては、人材確保という観点から建設業への入職者数を目標を立てて管理していくと、そういったことを数値目標を立てながらこの5カ年間の計画をきちんとやっていこうというものでございます。

【坂本(浩)委員】 知事の専決処分の報告でお尋ねをします。ちょっと気になったものですから委員会の場で確認をさせていただきたいんですけども、部長説明資料の2ページから3ページにかけて2件、「和解及び損害賠償の額の決定」と「訴えの提起について」ということであります。

いずれも地方自治法第180条の規定に基づく

軽易な事項として専決処分しましたという報告なのでありますけれども、この180条でいう軽易な事項というのが、私は、損害賠償の場合は額なのかなという感じがしたんですけれども、そこをもう少し教えていただきたいんです。

【馬場道路維持課長】 道路事故につきましては、100万円以下の損害賠償額につきましては、議会への報告等をする必要はございません、すみません、専決事項は100万円未満という形になっております。

【崎野住宅課企画監】 住宅課の場合につきましては訴訟でございまして、訴訟は議決事項になると、どうしても時間的な制約がありますので、これについては議会がない間にも先行してできるような形でやったものでございます。

【坂本(浩)委員】 金額的には、こういう事故等の場合は100万円以下の損害賠償額、住宅の場合は時期が議会閉会中ということで後からの報告ということですから、だから、その理由として「地方自治法180条の規定に基づく軽易な事項」ということでしてしまっているのかというのがあるんです。というのが、この報告事項でもらった資料を読みますと、例えば「和解及び損害賠償の額の決定」ということでは、いずれも県管理の港、それから県管理の道路、その法面から樹木が落ちたり、落石等で、たまたまこれは車だからよかったようなものじゃないかなと思うわけですね。直撃とか接触とかあって、落石がどの程度の石なのかかわからないんですけども、仮にこれが人の場合だったらどうだったのか。これではなかなか見えてこないんですけども、もし人だったらと思うと、もちろんこんな金額で済まない。場合によっては生死にかかわる状況もあると。これは法面ですよ、県が管理する道路の法面ということですから。

そう考えた時に、金額でいわゆる専決処分すると。それはそれでわかるんですけども、何か理由として軽易な事項というのがちょっとひっかかったものですから、そこら辺認識を聞きたいなど。これは今の分でいうと道路維持課になるでしょうし、それから住宅の場合も一番最後のところに、県営の黒髪住宅団地の方なんですけれども、多分部屋代を払っていないということが原因だろうと思うんですが、例えばそうした場合に福祉保健部あたりと連携して、この方が悪質だったら別なんですけれども、どうしても生活が厳しくて払えない。その場合に、例えば今、生活保護に至らなくても、いわゆる生活困窮者自立支援とか、そういう制度がありますから、そこと連携して何とか払わせるようなことができなかつたのか。そういう努力の跡が「軽易な事項」という理由で見えないものですから、そこら辺はもう少し説明した方がいいんじゃないかという気がしたものですから。

【馬場道路維持課長】 100万円以下の案件について軽易な事項としているのは、あくまでも書類的なものかなと思っておりまして、決してそれぞれの事案が軽んじられるものではないと私どもも受けております。委員ご指摘のとおり、まかり間違えば死亡事故にもつながるような案件であるということから、私どももそういった事故が起きないように、事前の防止策としまして道路災害防除事業等を実施していくこととありますし、また、日頃の道路の点検等において、そういったところが発生しないように点検等を行っているところでございます。

【崎野住宅課企画監】 本件につきましては、支援センター、福祉事務所、また保証人等々とも協議を重ねており、どうしてもこの滞納解消に応じられないということで訴訟に至ったもので

ございます。

また、専決にしているのは、議会開催中は議決という形でできるんですけども、速やかに処理できるように、議会がない間は専決で、議会がある時は議決を行っていますので、決してそのことを軽んじているわけではなくて、訴訟する時期の問題で専決になったり議決になったりしていることとございます。

【天野土木部次長】 自治法180条の専決でございますが、これはどういったものが軽易な事項に該当するかということにつきましては、これは議会のご了承もいただきまして、知事が告示をしているものでございます。

その中には事細かに、今手元に持っておりませんが、さっき申し上げておりますような100万円以下の損害賠償の事案であるとか、訴えの提起の場合はこうであるとか、そういったところがきちんと事細かに決まっておりますし、その範囲内ですと、当然そこに至るまでの相手方との協議もございまして、そういった努力を踏まえたところで最終的にはその告示に基づきまして専決として取り扱っているということとございます。

【坂本(浩)委員】 私も今まで、議会ごとこういうものが出てきていますが、その時はなかなかそういうところまで一回もできなかったんですけども、たまたま今回、そういった事案じゃないかなという感じがしたものですから。

表現としてはこういうことになるんだろうと思いますが、今、それぞれ答弁がありましたことについては了解いたします。

【山本(由)副委員長】 バリアフリー法の基本構想のことをお伺いします。

今、県内の市町の基本構想の策定状況、あるいは策定済みであるとか、今策定に向けて取り

組んでいるとか、そういう状況というのは把握されておられるでしょうか。

【馬場道路維持課長】道路関係で申しますと、歩道のバリアフリー対策ということで推進しているところがございますが、現在、基本構想等の策定につきましては、2市3地区ということで、長崎市で2地区、佐世保市で1地区のバリアフリー基本構想が策定されているところがございます。また、今後取り組むべきところとしまして、諫早市であるとか、そういったところでの地区の取組が今後進んでいかなければいけないと考えております。

【山本(由)副委員長】先般、一般質問でも取り上げたんですけれども、地元の島原鉄道がトイレのバリアフリーをしたいというので国の方に申請をしたんだけど、その地域に基本構想がないということでできなかったという話があって、市の方に確認したら、今のところ基本構想はないということだったんです。

これをすることによって、いろんな社会資本整備総合交付金であるとか、そういった形のバリアフリー、例えばトイレの改修であったり、駅舎の改修であったりといったものに対して助成が受けられるということで、トイレに関しては、これ以外にも例えばインバウンド対策で観光庁からの補助とか、そういうのがあるんでしょうけれども、いわゆる国の方の鉄道局のメニューの中では基本構想が条件になっているという形になっているので、基本的には市の方という話なのかもしれないんですけれども、県としても各市町をそういった形を、基本的に県の福祉のまちづくり条例とか、そういうのにも全部絡んできますので、各市町に対してこういう基本構想をつくりましょうという形の呼びかけであるとか、そういったことは考えておられな

いでしょうか。

【馬場道路維持課長】各市町のバリアフリー対策につきましては、先般も各市町集めまして、道路関係のことについての説明等も行っているところがございます。

また、トイレのバリアフリー化という点におきましては、こういったバリアフリー基本構想等に基づいて整備を行うものもあれば、道路管理者として管理しております公園であるとか、そういったところのバリアフリーにつきましては、こういった基本構想区域外であっても推進すべきものは推進していきたいと思っております。

【山本(由)副委員長】ちょっと基本構想の手続が、もちろん住民の方も巻き込んでいく手順を見てもかなり複雑だなという感じはするんですけれども、今言われたそれぞれに関して、バリアフリーに関してはメニューがあるのかなとは思ってますけれども、公共施設であったり駅の周辺であったり、長崎と佐世保の方はある程度進んでいると思います。また、今、諫早の方は基本構想の策定準備をされているということなんでしょうけれども、それ以外の市町に関して、全体的な社会的な流れの中で、ぜひそういったものをつくっていただくように、今、市町にもお話をされたということではあるんですけれども、できるだけ足並みをそろえてやっていただければと思っておりますので、ご指導いたしますか、働きかけの方をよろしく願いいたします。

それからもう一点、議案説明資料の追加の方で、これは平成31年度の重点戦略の話になるんですけれども、移住者向け住宅確保加速化支援事業というのを考えているというお話で、この素案の方に賃貸住宅が少ない離島・半島地域等

で、これまでの市町の空き家バンクと別に、移住者のニーズに応じた住まいを民間事業者等が確保、紹介、リフォーム云々と書いてあるんですけれども、今の現行の施策のどこに問題があって、どのように変えようとしているのかという方向性だけ教えていただけますか。

【高屋住宅課長】現在、移住者向けの住宅について、既存の空き家のストックを活用した形で空き家バンクを各市町が設けて供給しようという形になっておりますが、これがなかなか進まないという現状がございます。

空き家のオーナー側から見ると、やはり既存の住宅がかなり古いものがございますので、一定お金をかけてリフォームをしないとなかなか貸せる状態にならないという状況がありまして、空き家のオーナーさんがそういった空き家バンクの登録に踏み出せないという状況がございます。もう一つ、移住者側から見ますと、移住者に対してそういった情報が行き渡っていない、移住者のニーズにあったような住宅が空き家バンク側で供給されていないということが課題かと考えております。

【山本(由)副委員長】現状は多分そういうことなんだろうと思うんですが、では、これをすることによって、今までも移住者のニーズに合わせたリフォームに対しては補助を出しますよという流れだったと思うんです。結局、移住者が住宅の条件が合わないから移住をしないんだという状況であるのか、その辺のところがよく見えないんです。今までの制度が、いわゆる空き家バンクに登録してないという問題と、このリフォームの内容の問題等、それによって移住が今まで滞っていたものが進むという施策になるように、内容は多分2月定例会になるかと思うんですけれども、ご検討をお願いしたいと思

います。よろしく申し上げます。

【里脇委員長】ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【馬場道路維持課長】先ほど、山本(由)副委員長の質問に対しまして、市町へのバリアフリーの説明ということで開催したと申しましたけれども、12月21日、今月に説明をするようにしておりました。申しわけございません、訂正させていただきます。

【里脇委員長】ほかに質問がないようですので、土木部関係の審査結果について、整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午後 4時18分 休憩 —

— 午後 4時18分 再開 —

【里脇委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、土木部関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は午前10時から委員会を再開し、環境部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

— 午後 4時19分 散会 —

第 2 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

平成30年12月11日

自 午前10時 1分
至 午後 2時39分
於 委員会室 3

環境部長 宮崎 浩善 君
環境部次長 山口 正広 君
兼環境政策課長
地域環境課長 吉原 直樹 君
水環境対策課長 田口 陽一 君
廃棄物対策課長 重野 哲 君
自然環境課長 田中 荘一 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 里脇 清隆 君
副委員長(副会長) 山本 由夫 君
委 員 八江 利春 君
" 田中 愛国 君
" 渡辺 敏勝 君
" 瀬川 光之 君
" 徳永 達也 君
" 外間 雅広 君
" 川崎 祥司 君
" 坂本 浩 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

県民生活部長 木村伸次郎 君
次長兼県民協働課長 松尾 和子 君
男女参画・女性活躍推進室長 有吉佳代子 君
人権・同和対策課長 宮崎 誠 君
交通・地域安全課長 宮崎 秀樹 君
統計課長 笠山 浩昭 君
生活衛生課長 加藤 佳寛 君
食品安全・消費生活課長 松尾 康弘 君

6、審査の経過次のとおり

— 午前10時 1分 開議 —

【里脇委員長】 おはようございます。

環境生活委員会及び予算決算委員会環境生活分科会を再開いたします。

これより、環境部関係の審査を行います。

【里脇分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

環境部長より、予算議案の説明をお願いいたします。

【宮崎環境部長】 おはようございます。

予算決算委員会環境生活分科会関係議案説明資料、環境部の1ページをお開きください。

環境部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第121号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分、第124号議案「平成30年度長崎県流域下水道特別会計補正予算（第1号）」、第127号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分、第128号議案「平成30年度長崎県流域下水道特別会計補正予算（第2号）」の4件であります。

はじめに、第121号議案「平成30年度長崎県補正予算（第3号）」のうち関係部分につきま

しては、歳出予算額は記載のとおりであり、内容は職員給与関係既定予算の過不足の調整に要する経費であります。

次に、第124号議案「平成30年度長崎県流域下水道特別会計補正予算（第1号）」につきましては、歳入・歳出予算額は1ページ下段から2ページ上段に記載のとおりであり、内容は職員給与関係既定予算の過不足の調整に要する経費であります。

続きまして、2ページ中段の債務負担を行うものにつきましては、大村湾南部浄化センターの高度処理化工事について、ゼロ県債の設定により、年間事業量の平準化及び当該施設の早期の供用開始を図るため、本年度から平成31年度までの経費を計上いたしております。

次に、第127号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分及び、3ページの第128号議案「平成30年度長崎県流域下水道特別会計補正予算（第2号）」につきましては、歳入・歳出予算額は記載のとおりであり、内容は職員の給与改定に要する経費であります。

以上をもちまして、環境部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【里脇分科会長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

【渡辺委員】 債務負担行為で、大村湾南部浄化センターの高度化処理事業の関係が出てきていますが、これはいつまでですかね。順次、改修してきていると思っているんですが、いつまでの完成予定なんですか。

【田口水環境対策課長】 現在、高度処理化の工事をしておりますのが第6番目の水処理施設でございます。今後順次、1から5系につきまして工事をする予定としておりまして、最終的に完成する見込みとしては平成42年度を想定しております。

【里脇分科会長】 ほかにございませんか。

【坂本(浩)委員】 今の関連ですけれども、私も聞こうと思ったんですが、平成42年度までということ。

今年度の予算が、大村湾南部流域下水道建設費で8億2,000万円ありまして、今回、1億5,000万円補正ということ。この高度処理化工事は、たしか平成27年度から始まっているんですかね。平成42年度の完成のめどで進むということで、その総額はどれぐらいかかるものでしょうか。

高度化も、私は中身がよくわからないので、資料を見る限りは窒素とリンを削減することですが、そこら辺も含めて少し説明していただけないか。

【田口水環境対策課長】 現在、6系列の水処理施設がございまして、そのうちの第6番目の水処理施設の工事をしております。工事を着工いたしましたのは平成29年度でございまして、平成31年度に一部供用開始をする予定でございます。その後、1から5系につきまして、系列ごとに2年程度の工期がかかるものと想定しております。

また、工事費は、概算で1系列当たり3億円程度かかるというふうに考えておりますので、全体としては今後15億円程度かかるものではないかというふうに想定しております。

【坂本(浩)委員】 わかりました。それぐらいかかるということですね。

窒素、リンを削減する高度処理化が進むことによって、このセンターの処理の対象となる人口、多分、大村市と諫早市とにまたがっているんじゃないかなと思うんですけども、どれぐらいの人たちの処理ができるのか。

【田口水環境対策課長】高度処理化につきましては、処理の方法を変えるということでございまして、汚水の対象人口が変わるということではございません。

現在、標準活性汚泥法という方式によりまして汚水処理を行っているわけですが、その場合には窒素とかリンがなかなか除去できないという部分があります。結果的に窒素とリンが大村湾に流れ込みまして富栄養化の一つの要因になっているということもございすことから、高度処理化によりまして窒素、リンを低減することが大きな目的でございます。

【坂本(浩)委員】大村湾南部浄化センターで高度処理化をするということですけども、県内のそれ以外の処理施設も、高度処理化しているという認識でいいんでしょうか。

【田口水環境対策課長】基本的には標準的な処理で行っておりまして、高度処理化をやっておりますのは佐世保市の西部処理場、波佐見町の波佐見処理場、そういった水質に対して特に配慮が必要な水域を対象とした処理場で行っているところでございます。

【坂本(浩)委員】答弁にあったところ以外に、今後進めることはないんですか。この地域は特別にそういう処理をしないと、なかなかというふうなことで理解するんですが、それ以外に、こういうふうによれば処理能力も高まるということで、今後する計画があるのかどうか、そこはいかがですか。

【田口水環境対策課長】閉鎖性水域であります

大村湾につきましては、流域下水道計画を策定いたしまして、その中で必要な処理場については高度処理化を進めるという計画になっております。

ただ、高度処理化をするのは莫大な費用がかかりますから、現在、大村市と県の南部浄化センターに対しまして高度処理化を行っているところでございます。

この2カ所を優先的に整備している理由といたしましては、この流出先であります観測点の環境基準が、ほかの地点よりも悪い状況がありますので、まず悪いところから手をつけようというところで、この2カ所に手をつけたところでございます。

ほかの処理場は、施設の中で余裕があるところにつきましては、処理速度を遅くすることによりソフト的な水質改善をすることで放流水質の改善を図っております。

今後、長与町の処理場につきましては高度処理化の予定がございす。

【坂本(浩)委員】了解いたしました。

【里脇分科会長】ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【里脇分科会長】質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【里脇分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第121号議案のうち関係部分、第124号議案、第127号議案のうち関係部分及び第128号議案は、原案のとおり、それぞれ可決することに

異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【里脇分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は、原案のとおりそれぞれ可決すべきものと決定されました。

【里脇委員長】 次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

まず、環境部長より総括説明をお願いいたします。

【宮崎環境部長】 環境生活委員会議案説明資料の環境部の1ページをお開きください。

今回ご審議をお願いしておりますのは、第138号議案「契約の締結について」であります。

第138号議案「契約の締結について」は、諫早市と大村市にまたがる区域の下水処理施設である大村湾南部浄化センターにおいて、老朽化している中央監視装置の改築を行うため、工事請負契約を締結しようとするものであります。

以上をもちまして、議案関係の説明を終わります。

次に、議案以外の主な所管事項についてご説明いたします。

資料の3ページをお開きください。

P C B廃棄物の適正処理の推進について。

P C B（ポリ塩化ビフェニル）は、人の健康及び生活環境に係る被害を生ずる恐れがある有害物質であることから、「P C B廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」や「長崎県P C B廃棄物処理計画」に基づき、処理期限までの適正処理を進めているところです。

高濃度P C B含有の安定器等につきましては、処理期限である平成33年3月31日までの確実な処理完了に向け、現在、使用または保管の可能性のある県内約1万3,000事業所に対し調査を

進めているところです。

今後、関係団体や県内市町、県立保健所等関係機関と連携を図りながら、早期の適正処理に努めてまいります。

なお、処理が滞っていた高圧コンデンサ1台を所有保管する県内事業者につきましては、現在、県において事業者への指導・助言を継続しているところであり、今年度中に処理完了できるよう、引き続き関係機関と連携しながら解決に向け努力してまいります。

このほかご報告いたしますのは、長崎県環境教育等行動計画の策定について、地球温暖化対策について、大村湾環境保全活性化行動計画の策定について、生物多様性保全の推進について、島原半島満喫プロジェクトについて、ジオパークシンポジウムの開催について、政策評価及び研究評価の結果等について、地方創生の推進についてであり、内容は記載のとおりであります。

なお、資料5ページの政策評価及び研究評価の結果等についての記載のうち22行目、下から3行目でございますが、「縮小」「廃止」につきましては、環境部は該当がなく、お詫びして削除をさせていただきます。大変申し訳ございませんでした。

また、別冊で配付しております環境生活委員会関係議案説明資料追加1、環境部の1ページをご覧ください。

平成31年度の重点施策。

平成31年度の予算編成に向けて、「長崎県重点戦略（素案）」を策定いたしました。これは、長崎県総合計画チャレンジ2020に掲げる目標の実現に向けて、平成31年度に重点的に取り組もうとする施策について、新規事業を中心にお示ししたものであります。このうち、環境部の予算編成における基本方針及び主要事業について

てご説明いたします。

平成31年度は、未来につながる環境にやさしい長崎県を目指して、「長崎県環境基本計画」に掲げる環境保全対策等に引き続き取り組むとともに、新たな施策の柱として、脱炭素ビジネスや滞在型観光の推進など環境と経済の好循環につながる施策を推進したいと考えております。

なお、主な事業について、1ページに記載のとおりであります。これらの事業につきましては、県議会からのご意見などを十分に踏まえながら、予算編成の中でさらに検討を加えてまいりたいと考えております。

以上で環境部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【里脇委員長】次に、水環境対策課長より補足説明を求めます。

【田口水環境対策課長】水環境対策課の契約案件につきまして、ご説明をいたします。

今回ご審議いただきますのは、第138号議案の新規契約1件でございます。

補足説明資料の1ページをお開きください。

工事名は、大村湾南部浄化センター中央監視装置改築工事でございます。工事場所は、2ページの位置図にございます、諫早市貝津町にあります大村湾内部浄化センター内でございます。

本議案は、一般競争入札の総合評価落札方式簡易型により発注をいたしまして、契約相手方は、三菱電機・一電設特定建設工事共同企業体、契約金額は5億5,738万8,000円で、工期は平成32年8月31日までとなっております。

工事の内容について説明をいたします。

中央監視装置とは、下水処理場のさまざまな機械、電気設備の運転状況などを情報収集するとともに、汚水の状況に応じて運転制御を行う

下水処理場の中枢的な設備であり、設置後約20年が経過し老朽化が進んでいることから、更新を行うものでございます。

3ページに、現在の管理本館中央監視室にあります中央監視装置の全景写真を貼付いたしております。今回の工事によりまして、写真にあります中央監視装置を撤去いたしまして、4ページの右に赤枠で示します1から7の装置に更新いたしますとともに、5ページの赤枠で示しますポンプ棟などに設置しております関連設備の更新を行うものでございます。

6ページの入札結果一覧表と7ページの評価表をお開きください。

本議案は、一般競争入札総合評価落札方式により入札したものでございます。技術提案や配置予定技術者の能力、企業の施工能力と入札金額に基づき評価値を算出し、評価値が最も高かった三菱電機・一電設特定建設工事共同企業体を落札者といたしました。その後、仮契約を行い、今回議案として上程させていただいております。

以上で、第138号議案「契約の締結について」の補足説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

【里脇委員長】ありがとうございました。

以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【川崎委員】第138号議案についてお尋ねをいたします。

設置から20年経過ということで、老朽化についてはわかるんですが、中央監視装置改築一式ですので、この写真の部分が今現在の施設ということですが、これにとどまる話でしょうか。各出先のさまざまな機器について、何か更新を

伴うというようなことはないのでしょうか。

【田口水環境対策課長】 中央監視装置自体が、各設備の稼働状況、運転状況を入手することが必要になりますので、関連する設備の電気設備であるとか機械設備の改修が伴うものでございます。

【川崎委員】 つまり、この図面にある範疇の中におけるハードの更新にとどまるということですね。

【田口水環境対策課長】 5ページの平面図に、中央監視制御装置の更新に伴いまして施設を更新する部分がございます。例えば、手前の右側がポンプ場、その隣が管理本館で監視装置の本体が入っているところでございます。その左側は汚泥処理棟、その上段にあります水処理施設には電気設備等がありまして、ここには各施設の稼働状況を示すデータがありますから、そのデータを中央監視装置に送り込まなければならない仕組みになっていますので、その送り込む施設に関連する設備について改修が伴っているものでございます。

【川崎委員】 一式ですね。わかりました。

【里脇委員長】 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【里脇委員長】 ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【里脇委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第138号議案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【里脇委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、第138号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、提出のあった政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、説明を求めます。

【山口環境部次長兼環境政策課長】 私から、「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました環境部関係の資料について、ご説明いたします。

なお、今回の報告対象期間は、本年9月から10月までに実施したものとなっております。

はじめに資料1ページをご覧ください。

県が箇所付けを行って実施する個別事業に関し、市町等に対し内示を行った補助金であります。

直接補助金の実績については、資料1ページに記載のとおり、長崎県浄化槽設置整備事業補助金の1件であり、間接補助金につきましては、資料2ページに記載のとおり、長崎県浄化槽設置整備事業補助金の7件となっております。

次に、資料3ページをご覧ください。

1,000万円以上の契約状況についてであります。3ページに記載のとおり2件となっております。また、4ページから5ページに入札結果一覧表を添付しております。

次に、資料6ページをご覧ください。

知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものにつきましては、五島市からの要望など6件であり、それに対する県の取り扱いは、資料6ページから12ページに記載のとおりであります。

次に、資料13ページをご覧ください。

附属機関等会議結果報告については、附属機関が長崎県環境影響評価審査会など3回開催しており、私的諮問機関等が長崎県海岸漂着物対策推進協議会など3回開催しております。

その内容につきましては、資料14ページ以降に記載のとおりであります。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

【里脇委員長】引き続き、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料に関連して、地域環境課長より補足説明を求めます。

【吉原地域環境課長】資料14ページに記載しております、第40回長崎県環境影響評価審査会の伊万里市における風力発電事業計画段階配慮書に係る審査結果について、補足説明をさせていただきます。

右上に「補足説明資料2」と記載された資料をご覧ください。

環境アセスメントの制度については、規模が大きく環境に著しい影響を及ぼす恐れがある事業について、その影響を事業者が事前に調査、予測、評価するとともに、関係者からの意見を踏まえ環境保全措置を検討し、事業計画を策定するための手続を定めたものでございます。

今回の事業は、エコ・パワー株式会社が、伊万里市と佐世保市の市境で風力発電事業を計画しており、最大出力3万4,000キロワット、10基程度の風車を伊万里市側に設置しようとしているものでございます。

本配慮書は、環境影響評価法に基づき、事業者が事業の計画段階において、環境保全のために配慮すべき事項を取りまとめたもので、その内容について、隣接県である本県も同事業への県知事意見を発出することができるように定められております。

県では、有識者から成る環境影響評価審査会を設け、本配慮書に対する審査会委員、佐世保市、県庁各部局の意見を取りまとめ、審査会において、事業者から事業計画内容及び意見に対する対応を審査し、知事意見を取りまとめ、10月12日付で、裏に付けておりますように意見を発出したところでございます。

意見書は、2ページから4ページにあるとおりで、主なものは、地元住民に対する適切な情報提供と合意形成を図ること、搬入経路の拡幅にかかる動植物への影響の回避、低減策を検討することなどとしております。

事業者は、住民や本県などの意見に対し、佐世保市側に計画している搬入道路の再検討を行うなどの考えを示していることから、県としましても、本事業の今後の計画を注視しつつ環境アセスメントの手続を慎重に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

【里脇委員長】次に、環境政策課長より補足説明の申し出があつておりますので、これを受けることにいたします。

【山口環境部次長兼環境政策課長】私から、現在、策定作業を進めております第2次長崎県環境教育等行動計画の素案につきましてご説明いたします。

お手元に、補足説明資料3-1と、素案冊子といたしまして補足説明資料3-2をお配りいたしております。この素案につきましては、長崎県環境審議会環境教育等行動計画策定部会等のご意見を踏まえ取りまとめたものであり、12月中旬から1カ月間、パブリックコメントを予定しております。

補足説明資料3-1は素案の概要を取りまとめたものであり、主にこれに基づきましてご説

明いたします。なお、補足説明資料3-1の項目名の右側にページ番号を記載しておりますが、これは、素案冊子である補足説明資料3-2の対応するページ番号をお示しております。

それでは、まず、補足説明資料3-1の1ページをご覧ください。

「行動計画改定の趣旨」といたしましては、現在の計画が平成30年度末で終期を迎えることなどを受け、次期行動計画を策定するものであり、「改定の基本的考え方」といたしましては、E S D（持続可能な開発のための教育）やS D G s（持続可能な開発目標）などの新しい考え方を踏まえながら、各主体が連携・協力し、一人ひとりが自ら主体的に取り組むことで持続可能な社会づくりを目指すこととしております。

次に、「前行動計画の評価・検証」ですが、前行動計画の目標指標である「身近な環境保全活動に取り組んでいる人の割合」について、現状と課題を整理し、記載しております。

「年代別」では、10代、20代において、その割合が平成28年度以降、増加に転じており、これは、学校での環境教育の取組の効果が現れているものと推測されます。

一方、30代、40代、50代と60代以上では、取り組んでいる人の割合の推移が若干ですが減少傾向にあり、これは、自治会活動に参加する機会の減少などが起因しているものと推測されます。

続きまして2ページをお開きください。

「子どもの有無別」では、取り組んでいる割合は男女ともに「子ども有」が高い傾向にあり、これは子どもなどを通じた環境保全活動に取り組んでいるものと推測されます。

次に、「前行動計画の評価・検証に基づく今後の方向性」ですが、評価・検証で抽出された

課題を整理すると、1つとして、「いろいろな方々に関心をもってもらうための取組や工夫、方策の検討などが必要」とか、「誰でも参加しやすい身近な体験活動の創出・充実が必要」など、記載の課題などが挙げられ、次期行動計画では、改定された国の基本方針や行動計画改定の基本的考え方などとの整合を図りながら、前計画の4つの施策を踏襲し取組を進めることとしております。

3ページをお開きください。

「行動計画の位置付け」といたしましては、環境教育等促進法第8条の規定に基づき県が策定する行動計画であり、「行動計画の目指す目標」といたしましては、「持続可能な社会づくりのために、一人ひとりが自ら主体的に環境保全に取り組むこと」としております。

また、「目指す人間像」といたしましては、国の基本方針に挙げられている人間像に加え、「地域の課題解決に向けて主体的に考え、行動できる人間」の育成も併せて目指すこととしており、「育むべき能力」といたしましては、国の基本方針に挙げられている2つの力に加え、「身近な環境保全活動に取り組むための力」を育むことも併せて目指すこととしております。

「行動計画の計画期間」につきましては、2019年度からS D G sの目標年である2030年度までの12年間としております。なお、県の総合計画や環境基本計画の見直し年度である2025年度を中間年度といたしまして、検証・見直しを行うこととしております。

「行動計画の数値目標」についてですが、詰替商品の購入や節電・節水の取組など身近な環境保全活動に取り組んでいる人の割合を、2030年度までに100%とすることを目指すこととしております。

4ページをお開きください。

「施策と体系」については、（1）環境保全活動、体験活動及び環境教育の推進、（2）としまして協働取組の推進、（3）として人材の育成、（4）として拠点機能と情報発信の充実の4つの施策を設定し、取組を進めることとしており、「各主体の役割」といたしましては、学校等、家庭・地域、事業者、最後に行政の各主体が、それぞれの立場で積極的に推進することとしております。

「行動計画の施策の展開」といたしましては、4ページから5ページに記載のとおりであり、各施策の取組全数と、その内訳といたしまして継続取組数、拡充取組数、新規取組数を記載しております。また、施策ごとに新規取組の内容も併せて記載しておりますが、説明は省略させていただきます。

「行動計画の進行管理」といたしましては、5ページに記載のとおり、毎年度、計画目標の達成状況及び施策の取組状況について結果を取りまとめ、庁内の会議組織において点検評価を行うとともに県環境審議会に報告し、意見・提言をいただくことで進行管理を行うこととしております。

6ページをお開きください。

最後に今後のスケジュールですが、本委員会への説明を終えた後、市町等への意見照会とパブリックコメントを12月中旬から1月中旬まで行い、その後、提案があったご意見等を踏まえて必要な修正等を行った上で、記載の経路を経て年度内に策定、公表する予定としております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【里脇委員長】引き続き、地域環境課長より補足説明を求めます。

【吉原地域環境課長】第4期大村湾環境保全活性化行動計画の策定について、補足説明をさせていただきます。

右上に「補足説明資料4-1」と記載された資料をご覧ください。今回の計画の素案の概要をまとめたものとなります。また、補足説明資料4-2と記載されたものが、計画の素案となります。

補足説明資料4-1の1ページをご覧ください。

「1. 行動計画改定の趣旨」といたしまして、現在の第3期行動計画を平成26年度に策定して5年が経過し平成30年度末で終期を迎えること、大村湾を取り巻く現状の変化や国連サミットで採択された持続可能な開発目標などの新しい考えを踏まえて整理した上で第4期行動計画として改定するものでございます。

また、「2. 第3期行動計画の検証と評価」ですが、指標の進捗状況や森川海の総合診断の評価手法を用いた環境レビュー調査結果をもとに、有識者、関係市町などの意見を踏まえ、四角で囲んでおりますとおり課題を整理しております。

「3. 行動計画の目標及び方向性」ですが、第3期行動計画により取組を進めてきた結果、水質改善に加え、少しずつではありますが生物多様性が高められており、計画の目標としていた「みらいにつなぐ“宝の海”大村湾」の実現に向けて進みつつあることから、第4期行動計画においても、目標、基本的方向性を継承しながら、さらなる課題解決に取り組むこととしております。

次に「4. 計画期間」については、本計画の上位計画となる県総合計画、県環境基本計画の終期と整合を図ることから、2019年（平成31年度）から2025年度までの7年間としておりま

す。

次に、2ページをご覧ください。計画の体系と施策体系ですが、計画への県民参加を促すため、里海づくりをキーワードに、「森里川海が一体となった里海づくり」で主に水質保全対策を、「みんなで取り組む賑わいのある里海づくり」で主に大村湾の活用、活性化を図っていくこととしており、この2つの体系につながる施策を整理し、計画の趣旨がさらに明確になるようにしております。

次に「6. 行動計画の施策の内容」については、2つの体系ごとに指標を設け、各施策の実施により全体目標の達成を目指すこととしております。

(1) 森里川海が一体となった里海づくりの評価指標としましては、大村湾の環境基準値と同様の水質目標を掲げ、大村湾流域が一体となり、水質保全に係る各事業に取り組むこととしております。なお、これまでの対策に加え、新たな取組としましては、3ページ記載しております造成浅場の維持管理方法の検討や、湾奥部等における栄養塩の有効活用の検討などを考えているところです。

(2) みんなで取り組む賑わいのある里海づくりの評価指標としましては、大村湾関連体験活動へ参加した人数を掲げ、大村湾の恵みを将来にわたってつないでいけるよう取り組むこととしております。

新たな対策としましては、市民との協働による浅場の活用、維持管理、生物調査、意見交換や情報発信など大村湾体験活動の充実を図っていくとともに、さまざまなイベント等を通じ流域連携や協働した取組を進めていきたいと考えております。

「7. 行動計画の進行管理」につきましては、

毎年度、計画目標の達成状況及び施策の取組状況について結果を取りまとめ、庁内組織である「大村湾環境保全・活性化会議推進本部（幹事会）」において情報の共有を図り、外部有識者などで構成する「大村湾環境保全・活性化会議」に報告し、ご意見をいただくことで進行管理を行うこととしております。

今後の予定といたしましては、市町への素案の照会、パブリックコメントを12月中旬から1月中旬まで行い、意見を反映後、3月の県議会環境生活委員会において最終案をご説明させていただき、年度内に策定、公表まで行いたいと考えております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

【里脇委員長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりましたので、陳情審査を行います。

配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

審査対象の陳情番号は、45番から47番、61番、64番の計5件です。

陳情書について、何かご質問はございませんか。

【川崎委員】 46番の長崎県離島振興協議会、長崎県過疎地域自立促進協議会の皆様からのご要望で、27ページのマイクロプラスチックのごみについてお尋ねをいたします。

生態系に及ぼす影響が懸念されることから、その実態、環境に及ぼす影響の解明と発生抑制対策を講じること。まず、県の受け止めをお尋ねしたいと思います。

【重野廃棄物対策課長】 近年、マイクロプラスチックについては、新聞報道等で非常に問題視

をされているところでございます。

県におきましても、他自治体で実施している調査に参加をして県内のマイクロプラスチックの状況把握に努めておりまして、県内の離島の調査地点においてマイクロプラスチックの存在を確認しております。

今後の対応につきましては、国の動向を注視しながら、積極的に取り組んでいきたいと考えております。

【川崎委員】そういったものに対する離島振興協議会様へのレスポンスといいますか、協議といいますか、そういった会議体のあり方はどうなっているのでしょうか。

【重野廃棄物対策課長】離島振興協議会の方から、マイクロプラスチックによる生態系への影響が懸念されているので、その辺を関係国に対して発生しない対策を求める必要があるということのご要望がっておりますので、我々としては、現在、漂流・漂着物につきましては国の補助金を活用しながら回収・処理に努めて、マイクロプラスチックになる前に回収をするというふうな形で対策をとっているところでございますので、その辺を継続してやっていくと。

あと、マイクロプラスチックの影響につきまして、今後、国等と調査を一緒にやっていきまして、解決に向けて対策をとっていくというふうな方向で話を進めているところでございます。

【里脇委員長】ほかにございませんか。

【外間委員】陳情番号64番、佐々町におけるごみ処理の確保に対する県の支援についてということで要望が上がっております。これは、ご承知のとおり、広域で行っていくごみ処理問題について、財政支援のご要望を県に上げている内容でございます。

広域で行うごみ処理計画につきましては、佐

世保市と合併する前の北松浦郡の江迎町、鹿町、吉井町、佐々町も含めて広域で行っていた一般廃棄物のし尿処理、あるいはごみ処理が、合併によってもたらす弊害といいますか、財政的に大変厳しいということで、先般も県知事宛てに、町長さんを中心に地元の行政当局が県に対してご要望された。私も立ち会ったわけですが、このことにつきまして改めて県の考え方をお聞かせいただきたいと存じます。

【重野廃棄物対策課長】今おっしゃったとおり、佐世保県北ブロックのごみ処理については、6町で組合を設立してごみ処理をやっていたところを、合併の影響で、現在はごみ処理を1町で運営していることで非常に経営的にも大変と認識しています。

それと、平成8年に建設してから20数年経過してしまっていて、現在、今後のごみ処理の方向性について検討しているということを確認しております。

佐々町におきましては、西九州佐世保広域都市圏協議会で佐世保市との広域という形を考えておられたんですけども、思ったよりもごみの量が減っていない、佐世保市のごみが今後増える状況にあり、キャパ的になかなか受け入れることが難しいという状況を確認した中で、現在、佐々町において方向性を決めているところでございます。他市町との協議とか民間の施設の活用、それから自前で建て直す基幹的改良の部分も含めて検討をしているところでございますので、佐々町の方針が決まった段階で、我々県としても協力できることは協力していきたいと考えております。

【里脇委員長】ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【里脇委員長】ほかに質問がないようですので、

陳情につきましては承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【里脇委員長】 次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【川崎委員】 まず、部長説明資料の3ページ、PCB廃棄物の適正処理の推進についてお尋ねをいたします。

高濃度PCB含有の安定器等につきましてはというくだけから、県内の約1万3,000事業者に対して調査を進めているということでありませう。使用または保管の可能性のある事業所ということですが、どういった事業者で、1万3,000という可能性をどのようにして見極めたのかをお尋ねいたします。

【重野廃棄物対策課長】 高濃度PCBが含まれている安定器につきましては、昭和52年3月以前に建設された事業所において設置されている可能性があることから、所有・使用している事業所を国のデータから抽出して、その1万3,000件に対してアンケート調査を実施しているところでございます。

内容につきましては、建設した建物自体が現在あるかどうかの確認をまずさせていただいて、照明器具を取り換えた経緯があるかどうかも確認した中で、現在あるかどうかを確認させていただいて、あったものにつきましては、安定器にPCBが含まれているかどうかを銘板を見させていただいて確認をするというふうな調査を現在やっているとございませう。

【川崎委員】 まず、その見極めが先ですね。そ

れをやって適宜指導をしていくということでしょう。

後半の、処理が滞っていた県内事業者は、明らかにPCBを使った機材があると、その処理を行ってくださいと指導、助言をしているけれども、なかなか取り組んでいただけない。それはどういったことが原因なんでしょう。どういったことであれ、速やかにやるべきことと考えますが、いかがでしょう。

【重野廃棄物対策課長】 前回の委員会で報告させていただきました高圧コンデンサ1台を所有していた部分につきましては、10月に、所有者から片づける意思を示していただいで、その後、指導、助言を行った結果、現在、処理施設のJESCOへの登録、それから収集・運搬の契約も済んでおりますので、あとはJESCOに運び込んで処理をする段階までいっているところだす。よくよく事業者さんと話をした結果、片づける意思をいただいで、現在、指導・助言で進んでいるところでございませう。

【川崎委員】 先ほど、マイクロプラスチックのことについてお尋ねをいたしました。今、廃棄のプラスチックについて社会的な問題、世界的な規模で問題というふうには認識をしております。プラスチックの生産量のうち、毎年800万トンが海に流出をしているとされているようだす。このままでいきますと2050年には、海の中の全ての魚の合計重量よりもプラごみの方が重くなるという予測もあるようだす。極めて深刻な状況にあらうかと思ひませう。

報道におきましては、アジアにおける各国の処理をしていただけるアジアの国が、こういったこともあって受け入れを規制してひいて、要は輸出できないものだすから、国内にそれがずっとたまっていく状況であるということが強く言

われているところがございます。

こういったことを受けまして、まずは本県の廃プラの状況、いわゆるため込みといったものが現認されているのか、お尋ねいたします。

【重野廃棄物対策課長】 廃プラスチックごみにつきましては、中国の輸入禁止ということで、今まで中国に持っていった廃プラスチックがなかなか受け入れてもらえないところです。プラスチックくずの輸出量としては、2017年6月に全体的に14万トンぐらいあり、そのうち中国に8.4万トン流れていたと。それが2018年1月に中国への輸出が0.2万トンと制限をされて、プラスチックくずの輸出量が6.1万トンまで落ちているところで、今、委員がおっしゃったのは、国内にプラスチックごみがたまっているんじゃないかというふうなご質問だと思われま

す。国の方で平成30年8月に都道府県、政令市に調査した結果、不法投棄事業は現在は確認されていないということでございます。また、現時点において、生活環境保全上の支障の発生は確認されていないものの、一部地域において、上限の保管量の超過があらわれているので指導を行っているということでございます。

なお、県内についても同時期に調査を行ったところ、そのような状況は確認していませんので、今後も継続して監視、指導を行いながら廃プラスチックの適正処理に努めていきたいと思っております。

【川崎委員】 中国がかなり大幅な輸入規制をして、今は顕著な事例は見られないにしても、徐々に徐々に危険性が高まっているというご説明かというふうに思いました。

中国にかわる輸出先となっているタイやベトナムなども禁輸措置を実施していることから、だんだん、だんだん、こういった状況が深刻化

をしていくんだらうと推測をされます。

そういった中において国内の処理機能を高めていくことも大事かと思えます。関係者には積極的に取り組みたいというお声もございますが、こういった処理をする施設に対する支援にはどういったものがございますでしょうか。

【重野廃棄物対策課長】 国におきまして、今言われたようなプラスチックの高度なリサイクルに資する省CO₂型の設備及び低炭素製品等にかかるリユース、リサイクルのための設備の導入費用の補助制度を設立しているところがございます。2分の1を上限に補助ができるということで、平成29年度は4億円だった予算規模を、平成30年度には15億円ほど予算措置をして、そういうふうな設備投資に補助を国がやっているところがございます。

【川崎委員】 国もこのように、2分の1補助という制度を創設しながら積極的に取り組まれていますので、ぜひ県内においても情報発信をしていただいて、積極的に環境問題に取り組んでいただきたいと思えます。

一方、プラスチックの海洋流出が増えないようにする取組もいろいろ行われているようでございます。昨日だったか、トウモロコシの素材でつくるストローのことが報道されておりました。いろんなメーカーさんが工夫をしながら取り組んでおられるんだなということもよくわかっておりますが、一方で、身近なところから取り組めることもいっぱいあろうかと思っております。

例えば、レジ袋の削減。いわゆるマイバッグを持参することも一つの取組なのかなと、身近でできることなのかなと思えますが、県内において、そういう取組状況がどうなのか。レジ袋にしる、ストローにしる、そういったものを削

減しながら環境保全に努めていこうといった動きがどのような状況か、ご説明をお願いいたします。

【重野廃棄物対策課長】レジ袋の有料化につきましては、条例化をしているところはございません。

協定を結んでいるところは、新上五島町の8事業者、16店舗において、県が事務局となっている当時のごみゼロながさき推進会議と新上五島町と県の4者で協定を結んで現在取り組んでいるところでございます。その他、イオン九州も協定を結んでおります。

その他の動きといたしましては、西友、トライアルカンパニー、ミスターマックス、夢彩都のイズミにおいてレジ袋の有料化に取り組んでいるところでございます。

あと、先ほど委員がおっしゃいましたストロウの関係でございますが、多分、すかいらくホールディングスが、ファミリーレストランのガストとか、そういうところでプラスチック製のストローを廃止して、トウモロコシからできるストローを希望者に出しているという状況で進んでいるところでございます。

その他の動きといたしましては、ピエトロ、コココーラ、スターバックス、マクドナルドという全国展開をしているところが、ストローとかプラスチックごみの対策に取り組んでいると聞いております。

【川崎委員】本当に積極的に事業者の皆様が取り組んでおられることは、今ご説明いただきました。ある意味、積極的に投資をしながら環境保全に努める事業者さんを、顕彰といったら大げさになるかもわかりませんが、何か皆さんにアピールしてあげるとか、ホームページに載せてあげるとか、そんなことをしてご支援をして

いくことで、またいい流れができてくるんじゃないかなと思います。

そして、個人にあつては、先ほどご説明がありました環境教育等の行動計画、まさに一人ひとりが自ら主体的に環境保全に取り組むためにと、この辺が一番大事なのかなというふうに思っております。ぜひ、こういったところを積極的に取り組んでいただいて、この海洋プラスチックごみについて、積極的な取組をよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

【里脇委員長】ほかにございませぬか。

【渡辺委員】部長説明資料のPCBの関係を、もうちょっと詳しく教えてください。

要するに、平成33年3月31日までの確実な処理に向けて、今、1万3,000カ所の事業所の安定器の調査をしているわけね。この調査を進めて、結果、PCBが含まれているものがあるとするでしょう。そうした時の処理は、この民間業者がするんですか、県がするんですか。そこはどうなんですか。

【重野廃棄物対策課長】委員ご質問の件ですが、安定器にPCBが入っているかどうかを確認して、発見した場合は届け出をしていただくという形です。届け出をしていただいた後、我々が指導・助言を行いながら、国がつくった5つの処理施設がありますので、そちらに持って行って高濃度のPCBを処理していただくという流れになります。事業者がです。

【渡辺委員】国が指定している5つの処理業者があるわけね。そこに持って行くわけね。

その処理費用は、民間の事業者が負担するということになっているわけか。それを確認させてください。

【重野廃棄物対策課長】全国にJESCOという国が設立した処理事業者がいるんです。長崎

県であれば北九州が該当します。そちらに、特別管理産業廃棄物の収集・運搬業者に頼んで収集、運搬をしていただいて処理をしていただくという形になります。

【渡辺委員】 PCBが入っている安定器は、もう使用できませんよ。PCBが入った安定器がある事業者は、新たな安定器を買って、そして指定された業者に持って行って処理するというシステムになっているわけか。

【重野廃棄物対策課長】先ほどから申し上げますように処理期限があります。平成33年3月までに高濃度PCBを含んでいる安定器は処理しないといけないので、そこまでに使用をやめて処理をしていただくという形になります。

一方、LEDに照明器具を替えていただくところの補助制度もございますので、その辺も紹介し、LED化して処理に努めていただくというふうな指導、助言を行っているところでございます。

【渡辺委員】 その安定器というのは何か。そこをもう一遍確認させてください。

【重野廃棄物対策課長】 安定器といいますのは、蛍光灯についている黒い箱型のものです。始動を助けます。ランプがつく時に、予熱して始動電源を助ける部分と放電を安定させる、ランプにかかる電流が適正になるように制限する形で蛍光灯とかに付けられているものでございます。

【渡辺委員】 昔、蛍光灯をつける時に、スイッチを長く引いておかないとつかなかったのが、スイッチを入れるだけで予熱か何かして、そのことか。

要するに、家庭にある安定器も対象に入っているのか。そこを教えて。

【重野廃棄物対策課長】 今回対象になっているのは事業用の部分ですので、家庭のグロー球で

電灯がつくようなものにはPCBは含まれておりません。あくまで事業用で使われている蛍光灯に安定器があった場合で、昭和52年より前につくられたものには入っている可能性があるもので調査を行っているところでございます。

【渡辺委員】 そうしたら、あくまでもこれは事業所の蛍光灯というか、水銀灯か、そこに入っていると、そういうことで理解しておっているんですね。わかりました。

それと、補足説明資料の伊万里の風力発電事業の関係です。これは長崎県じゃないけれども。

環境部にお尋ねしたかったのは、自然エネルギーを導入するという時、景観は損なうよね、風車をどこかに建てるとなった時はね。それは一応、認めていく方向やろう、県の環境部としては。どうなんですか、基本的に。それは景観を損ないますから、できませんよとはならんやろう。そこの基本的な考え方はどうなのか。

【吉原地域環境課長】 委員ご質問の件でございますが、環境アセスメントでの景観に関する知事の意見としまして、一般の住民の方が見て、やっぱり景観上支障があるということであれば県知事としても意見を述べていくと。ただ、委員がおっしゃるように、強制でやめさせることはできないというふうになっております。

ただし、今回の案件につきましては、経済産業省の所管の法アセスになっておりますので、電気事業法の認可というものがございます。そういった地元の自治体、住民の意見というものにきちんと従ってくださいと経済産業省も意見を述べておりますので、認可の段階になって、事業者がそのようなところをちゃんと配慮していない場合は認可をされないとお聞きしております。

【渡辺委員】 補足説明資料2の2番目の項で、

「強制的に事業を中止・見直しさせることができるものではない」となっているよね、あくまでこれは住民の意見を言うだけであって。

これは国の許可ですか、佐賀県ですか、どちらなんですか。

【吉原地域環境課長】許認可権者は経済産業省になります。国です。

【渡辺委員】そうしたら、知事の意見書をつけて、今、国に申し入れをしている段階ですよということですね。あとは国がどう判断するかということだと。わかりました。

部長説明資料の6ページ、地方創生の推進についてで、「バイオガス等の未利用資源の活用について、民間事業者と連携しながら地域資源循環システムの構築などに取り組んでまいります」ということですが、バイオガス等の未利用資源というのは、具体的にどういうものを指しているんですか。

【吉原地域環境課長】委員ご質問のバイオガス等の未利用資源の活用でございますが、島原半島におきまして、家畜糞尿が堆肥化されて県下の農地で利用されているところがございますが、たい肥化だけではなくて、家畜糞尿を利用してバイオガス発電を行い、電気を一般の農家の方が自家用に利用していただくことを進める事業として考えているものでございます。

【渡辺委員】具体的に家畜の糞尿をバイオガス化しているところはあるのか。

【吉原地域環境課長】県内では、バイオガスの発電を利用されているところは、お聞きしておりません。

県内のガス事業者が佐賀県で、牛糞を利用してバイオガス発電をされているところで、その事業者さんが今度、長崎県内でも事業を展開したい意向がございますので、連携してやっ

きたいと考えているところです。

すみません。先ほど佐賀県と言いましたけれども、久留米市です。福岡県です。訂正をお願いします。

【里脇委員長】ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【里脇委員長】ほかに質問がないようですので、環境部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午前11時12分 休憩 —

— 午前11時13分 再開 —

【里脇委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、環境部関係の審査を終了いたします。

午前中はこれで終わって、午後1時半から県民生活部関係の審査を行いたいと思いますので、よろしくをお願いします。

では、しばらく休憩いたします。

— 午前11時14分 休憩 —

— 午後 1時31分 再開 —

【里脇委員長】委員会及び分科会を再開します。

これより、県民生活部関係の審査を行います。

【里脇分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題とします。

県民生活部長より予算議案の説明をお願いいたします。

【木村県民生活部長】県民生活部関係の議案について、ご説明をいたします。

予算決算委員会環境生活分科会関係議案説明資料をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第121号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分、第127号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分の2件であります。

まず、第121号議案のうち県民生活関係部分につきましては、歳出予算について329万9,000円の増を計上いたしております。これは、職員給与関係既定予算の過不足の調整に要する経費であります。

次に、第127号議案のうち県民生活部関係部分につきましては、歳出予算について379万2,000円の増を計上いたしております。これは、職員の給与改定に要する経費であります。

以上をもちまして県民生活部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【里脇分科会長】 以上で説明が終わりました。これより、予算議案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【里脇分科会長】 これをもって質疑を終了いたします。

討論・採決は後回しにします。

【里脇委員長】 次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

県民生活部長より総括説明をお願いいたします。

【木村県民生活部長】 県民生活部関係の議案について、ご説明をいたします。

環境生活委員会関係議案説明資料をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第145号議案「長崎県総合計画チャレンジ2020

の変更について」のうち関係部分、第146号議案「第3期長崎県教育振興基本計画について」のうち関係部分の2件であります。

その内容につきましては、記載のとおりでございます。

次に、議案以外の主な所管事項についてご説明をいたします。

つながるフェスタ in 県庁（NPO・人権・男女共同参画）について、女性の活躍推進について、人権尊重の社会づくりの推進について、交通安全対策の推進について、犯罪被害者等支援について、統計グラフコンクールについて、カネミ油症対策について、政策評価の結果等について、地方創生の推進については、それぞれ記載のとおりでございます。

次に、環境生活委員会関係議案説明資料追加1をお開きください。

人権尊重の社会づくりの推進について、追加でご報告いたしております。

性の多様性についての正しい理解と認識を深めることを目的に、去る11月21日に長崎大学中部講堂において、学生をはじめ教育関係者や企業、団体関係者等372人の参加のもと、「平成30年度LGBTフォーラム」を、長崎大学と連携して開催いたしました。

本フォーラムでは、性の多様性ロゴマーク最優秀賞受賞者の表彰の後、同性愛を公にしながら、カップル弁護士として全国的に活躍をされています南和行氏による講演及び、さまざまな立場の性的少数者の方々によるパネルディスカッションを行い、それぞれの体験や意見等をお聞きするなど、性の多様性についての理解を深め、誰もが生きやすい社会づくりについて考える機会とすることができました。

平成31年度の重点施策につきましては、記載

のとおりでございます。

次に、環境生活委員会関係議案説明資料の追加2をお開きください。

追加でご報告いたしております長崎県犯罪被害者等支援懇話会につきましては、記載のとおりでございます。

以上をもちまして、県民生活部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【里脇委員長】 ありがとうございます。

【里脇分科会長】 それでは、予算議案についての討論・採決を行います。

第121号議案と第127号議案について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【里脇分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了します。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第121号議案のうち関係部分及び第127号議案のうち関係部分は、原案のとおり、それぞれ可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【里脇分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

【里脇委員長】 委員会審査に戻ります。

説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【坂本(浩)委員】 第145号議案「長崎県総合計画チャレンジ2020の変更について」で、ウーマンズジョブほっとステーションにおける年間就

職者数について変更を行うということになっていきます。いただいた資料で、平成30年度の目標値を232人から458人と変更をするということになっております。

平成29年までのトータルで、ウーマンズジョブほっとステーションを通じてどれくらい就職をされたのか。できれば、年度ごとでわかれば教えてください。

【有吉男女参画・女性活躍推進室長】 ウーマンズジョブほっとステーションは、平成27年2月に開設いたしました。平成26年度は2カ月間ですけれども、当時の就職は16人で行いました。平成27年度が414人。平成28年度からは巡回も含めまして就職の促進を図ったところ、平成28年度が481人、平成29年度が422人で行っています。

【坂本(浩)委員】 今の数字は、トータルで1,294人ですかね。ちょっと合わないですね。補足説明資料で、平成30年長崎県総合計画チャレンジ2020施策評価調書の9ページに1,294人と、大方そんな数字になるんじゃないかなと思います。

9月定例会の時にもちょっと質問させていただきました。いわゆるサテライト設置ですね、巡回相談の強化と佐世保マザーズコーナーへのサテライト設置の要請をさせていただきまして、本年度中に方向性を見極めたいというふうな答弁だったと思います。

今の数字のうち、いわゆる巡回相談を年に60回ぐらいやっているんじゃないかと思えますけれども、巡回相談で就職された方はわかるのでしょうか。この内数でいいです。

【有吉男女参画・女性活躍推進室長】 平成29年度422人のうち、巡回相談で就職された方は22人となっております。

【坂本(浩)委員】 その前はわかりませんか。

【有吉男女参画・女性活躍推進室長】 その前の

平成28年度は17人です。17、22という動向になっております。

【坂本(浩)委員】巡回相談で17人と22人という数字になっておりますけれども、巡回相談の回数と就職者数は比例の関係にあるというふうな認識でよろしいのでしょうか。

【有吉男女参画・女性活躍推進室長】巡回相談の実施回数と就職者が必ず比例しているというわけではございません。巡回相談は日時が指定されていたり、月に1回であったり、2月に1回であったりということで、いろいろな事情を抱えていらっしゃる方が相談にお見えになりますので、巡回相談を数多く開催したからといって、その決められた日程に合わせて女性の方がいらっしゃるということではないような傾向になっております。

【坂本(浩)委員】その上で目標が458人で、既に平成29年度で422人という実績になっておまして、そういう意味でいくと、目標はもう少し頑張ってもいいんじゃないかなというふうな気がしています。

それで、巡回相談の回数と就職者数が必ずしも比例関係にはないということであれば、どうしても巡回相談は日時とか限られていると思いますので、やっぱりそのほかの方法も含めて、いわゆる常設である長崎以外のところ、佐世保にはぜひサテライトを設置してほしいと思っっているんですけれども、それ以外のところでは何らかの方法で相談窓口を、常設はできないんでしょうけれども、今はいろんな方法があると思いますので、そこら辺は来年度、この目標達成に向けて少し検討されているのかどうか、教えてください。

【有吉男女参画・女性活躍推進室長】巡回相談は年間60回実施しているわけですがけれども、仕

事を探していらっしゃる女性の方に対しては、利便性の点において課題があると認識をしておりましたので、利用者目線での利便性の向上の視点を持ちつつ、かつ費用対効果も勘案しまして、来年度からはICTを活用した相談体制を県下全域で整えるように現在検討しているところでございます。

【坂本(浩)委員】ICTの活用とは、具体的にどういうものか、もしわかれば教えてください。

【有吉男女参画・女性活躍推進室長】現在、関係者の方々と調整中でして、今後変更になることも考えられますけれども、現在考えている方法としましては、インターネットを活用しまして、スカイプによる相談を県内の2拠点、長崎と佐世保で受けることができないかと考えております。

これによりまして、時間や場所に制約されることなく、女性の方が相談をしたい時に相談できる体制を、県内全てを網羅する方法としてICTを活用した相談体制を構築することで解決ができるのではないかとということで、現在、検討を進めております。

【坂本(浩)委員】わかりました。まだ今は検討中ということですので、具体的になりましたら、またやり取りをさせていただきたいと思います。

ICT活用は、それはそれでよろしいんじゃないかと思うんですけれども、そういうのを使っていない方もまだまだいらっしゃるんじゃないか。そうでもないんですかね、ほとんど使っているんですかね。いらっしゃるんじゃないかなというふうに思いますので、例えば、犯罪被害者相談でカードをつくりましたね、名刺判型のものをですね。ICTをするにしても、どう周知するかというところでしょうか、例えば市役所だとか役場だとか、身近な公共施設にそ

ういうものを置いて、ICTでこういうところに接続してできますよと周知する方法も含めて、ぜひ頑張ってくださいと思います。

【里脇委員長】ほかにございませんか。

ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【里脇委員長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第145号議案のうち関係部分及び第146号議案のうち関係部分は、原案のとおりそれぞれ可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【里脇委員長】ご異議なしと認めます。

よって各議案は、原案のとおりそれぞれ可決すべきものと決定されました。

次に、提出のあった政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、説明を求めます。

【松尾県民生活部次長兼県民協働課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました県民生活部関係の資料についてご説明いたします。

1ページをご覧ください。

知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、本年9月から10月に県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものは、「平成31年度 離島・過疎地域の振興施策に対する要望書」及び「県の施策に関する要望書」の2件となっており、それに対する県の取扱いは資料記載のとおりで

あります。

次に3ページをご覧ください。

附属機関等会議結果についての本年9月から10月の実績は、長崎県消費生活審議会など計4件となっており、その内容については資料4ページから7ページに記載のとおりであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

【里脇委員長】次に、交通・地域安全課長より補足説明を求めます。

【宮崎交通・地域安全課長】有識者で構成いたしました長崎県犯罪被害者等支援懇話会の中間意見について、資料に沿って補足説明をいたします。補足説明資料をご確認ください。

まず、犯罪被害者等支援の課題についてです。1点目の支援体制の充実につきましては、県及び市町の各部署には担当窓口が設置されておりますが、被害者が各担当窓口を一つずつ回って説明する負担を軽減するためにも、犯罪被害者支援のための総合的対応窓口を中心とする各部署が相互に連携し被害者支援に当たるという窓口の一元化、いわゆるワンストップ化が必要であるというものです。また、窓口職員の多くは被害者支援に携わった経験がありませんので、研修等によって質の向上を図る必要があるというものです。

そのほか、総合的対応窓口の周知、二次的被害の防止、教育の充実、経済的支援の充実が課題として挙げられました。

次に、課題解決に必要な施策、取組等についてです。

1点目の県と市町との役割の明確化と連携強化につきましては、犯罪被害者等基本法には地方公共団体の責務が規定されておりますが、各自治体によって取組に温度差がある状況にありますので、条例によって広域自治体である県と

基礎自治体である市町の役割を整理し、連携を強化する必要があるというものです。

2点目の犯罪被害者等支援に対する県民の意識の高揚につきましては、県民の誰もが犯罪被害に遭う可能性がありますので、犯罪被害者等支援の重要性について、県民にしっかり認識してもらうための旗印となる条例が必要であるというものです。

3点目の持続的な支援の充実につきましては、条例を根拠として県全体で被害者支援を推進する体制を整備することによって、条例制定後も実効性のある支援を持続できる効果があるというものです。

以上のことから、懇話会では、本県においての犯罪被害者等支援のさらなる充実に向けた施策、取組等を推進していくためには条例を制定する必要があるとの中間意見が取りまとめられました。

今後、懇話会では、条例に盛り込む内容等について検討を進める予定にしております。

以上で補足説明を終わります。

【里脇委員長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりましたので、陳情審査を行います。

配付いたしております陳情書一覧表のとおり陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

審査対象の陳情番号は46番と55番の2件です。陳情書について、何かご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【里脇委員長】 特に質問がないようですので、陳情につきましては承っておくこととします。

次に、議案外の所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、政策等決定過程の透明性等の確保など

に関する資料について、質問はありませんか。

【渡辺委員】 附属機関等会議結果報告が3ページから5ページに載っているんですが、県の食品安全・安心委員会の件でお尋ねしたいと思います。県の食品安全・安心委員会について5ページに載っていて、審議事項に「食品の安全・安心の確保に関する県の施策紹介」とあります。具体的にどのような施策を紹介しているのか、示していただけますか。

【松尾食品安全・消費生活課長】 長崎県食品安全・安心委員会の中で紹介しました施策につきましては、1つは食品表示法の施行に伴う新しい食品表示基準への対応、それから食品の安全・安心リスクコミュニケーションの実施について、この2点でございます。

食品の表示に関しましては、食品衛生法、健康増進法、JAS法、この3つの法で規定されていた食品表示を、食品表示法という新たな法律の中に統合しております。その際に、それまで各法で決められていた基準についても一部見直しがされています。食品のパックの裏に消費期限とか原産地とか、いろいろ表示がありますが、その表示の基準が変わるということでございます。5年間の経過期間がございまして、ちょうど法改正により経過期間中でございますので、その内容を食品安全・安心委員会の委員の皆様にご紹介をしたところでございます。

これに対する県の対応としましては、事業者には経過期間中に新基準に移行していただく必要があるということで、平成29年、平成30年、来年度にかけて表示説明会を実施していきまますというような内容を紹介させていただきました。

もう1点の食品の安全・安心のリスクコミュニケーションは、具体的には、10月31日に長崎

市、11月1日に佐世保市でフォーラム式のリスクコミュニケーションを実施いたしまして、内容は、フグ毒とか植物由来の毒とか、いわゆる自然毒と言われる毒についての講演会、それから意見交換を行いました、そのイベントの紹介をさせていただいたところでございます。

【渡辺委員】 わかりました。

私がちょっと気になっているのは、輸入の肉とか食べ物のチェックの度合いですよ。輸入する時に国がチェックしているんでしょう。実際、地方に出回っている肉に対して、チェックをせんでよかとかだと私は思うとき。国が全部しよるわけじゃなかとじゃろうけん。

そういうチェックは、していないんですか。抜き打ちというか、そこら辺はどうか。

【加藤生活衛生課長】 委員のご質問にありました輸入食品の検査につきましては、国が食品衛生法に基づき輸入食品監視指導計画を立てておりまして、検疫所で監視、指導、検査を行っております。そういうわけで県の方では、主に国内で生産され、国内で流通されているものについて検査をしている状況でございます。

【渡辺委員】 そうしたら、日本産のものは県でもチェックをしているわけか。輸入品はチェックしていないわけか。そういうことか。

【加藤生活衛生課長】 以前は輸入品についても若干しておりましたけれども、違反等がございませんので、国内の流通品、また県産品について特に重点を置いて検査をしているところでございます。

【渡辺委員】 遺伝子操作している食品は、今、日本に輸入することは可能なんですか。

【加藤生活衛生課長】 日本におきましては、遺伝子組換え食品を輸入販売する際には、食品安全委員会の評価を踏まえまして安全性審査をク

リアする必要があるございますので、その審査を受けていない遺伝子組換え食品につきましては輸入することができない状況でございます。食品衛生委員会の評価を経て認められたものにつきましては輸入されている状況でございます。

【渡辺委員】 わかりました。そこまで聞いて、この分はよかです。

【里脇委員長】 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【里脇委員長】 次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【坂本(浩)委員】 3つほど質問させていただきます。

食中毒事件の発生ということで、この間、ファクスを担当課からいただきました。12月3日に小値賀町で発生したと、これはノロウィルスが原因ということですか。

参考資料で、県内の食中毒の発生状況ということで平成30年と去年の分とあって、気になった点が1点ありまして確認をさせていただきます。

去年1年間で長崎県内で13件、有症者数が146人、今年が1月から12月7日現在まで、先ほど言いました小値賀の分は含まずに、件数が13件、有症者数が179人ということでした。件数は同じで有症者数が、食中毒にかかった人が30人ぐらい増えているということですか。死者は幸いにいないということですか。

内訳で、長崎市、佐世保市とありまして、長崎市が今年1月から135人と、去年1年間に比べても100人ぐらい増えているということでありまして、何か特徴的な食中毒があったのか確認させていただきます。

【加藤生活衛生課長】 長崎市で極端に食中毒患者数が増えています、これにつきましては、平成30年5月に、長崎市の学生が修学旅行で県

外に行かれまして、530人の生徒が行かれまして、患者数が113人出ているところが大きな原因でございます。（発言する者あり）

【里脇委員長】 しばらく休憩します。

— 午後 2時 5分 休憩 —

— 午後 2時 6分 再開 —

【里脇委員長】 委員会を再開いたします。

【加藤生活衛生課長】 すみません、今の答弁を修正したいと思います。

今、答弁した中で長崎市から県外へ行かれたと言いましたが、逆でございまして、福岡から長崎市に来られた方に発生したものでございます。

【坂本(浩)委員】 そうでしたね、報道で私も覚えてます。これは、発生源は長崎ではないという理解でよろしいんですか。

【加藤生活衛生課長】 発生源は長崎市内の飲食店でございます。

【坂本(浩)委員】 わかりました。発生源は長崎市内ということですね。報道で承知をしておりました。失礼しました。

それから、12月7日付の長崎新聞に、消費者教育を本格化するというところで、悪質商法対策のために高校で出前授業をするというふうな報道がありました。成人年齢が18歳に引き下げられるのを前に、若い人に、高校生にということで、これはいいことだと思うんですけども、対象が全公立高校57校の家庭科の授業に入るということです。行くのは消費生活相談員、あるいは県の職員の方、12人体制で人数が限られているでしょうから、とりあえずは公立高校の57校ということですけど、私立の高校はどうか。

それから、主権者教育は高校に入ってからだ

けじゃなくて中学ぐらいからという流れもあります。中学校は学校数が多いですから、そう簡単にいかないんでしょうけど、消費者教育についてもそういうのが展望できるのかどうか、そこら辺について伺います。

【松尾食品安全・消費生活課長】 公立高校は57校で、これは平成31年度には全校開始を目指しているところでございます。

私立高校につきましても、授業支援の案内をさせていただいており、本年度は3校で実施をする見込みとなっております。今後、私立高校についても広げていきたいと考えております。

それから中学校でございますけれど、授業支援には中学、高校、両方とも平成28年度から取り組み始めたところでございまして、中学校は各市町立となっておりますので、授業支援を行っていただくのは市町の消費者行政担当の行政職員、あるいは相談員さんとなるため、そういうのをやってくださいという働きかけを市町、それから市町の教育委員会双方に依頼をしまして、平成28年度が4市8校、平成29年度は8市町16校で実施され、本年度は10市町以上を目標として、現在、取り組んでいるところでございます。

【坂本(浩)委員】 わかりました。若いうちから、こういった消費者教育をどんどんやっていただきたいと思っております。ぜひ、市町とも連携をとりながら、可能な限り全ての中学校も含めてやっていただくことを要望させていただきます。

次に、本人通知制度の関係です。9月定例会でも、長崎県内で本人通知制度を導入しているのが長崎市と五島市の2市だけということで、他市町への働きかけをお願いしたんです。その後、9月定例会から今ですから、どうかと思う

んですけれども、多分、その前から取組はされていると思いますので、その後、少し展望が開けるような状況になったのかどうか、そこら辺の経過について教えてください。

【宮崎人権・同和対策課長】 戸籍とか住民票の不正取得につきましては、個人情報や身元調査とか、あるいは結婚差別など悪質な人権侵害を引き起こしかねないというふうな認識も持っておりまして、こういった点を市町でも理解をいただいて、本人通知制度を導入していただけないかというお話をさせていただいております。

この制度につきましては直接には市町村課が担当しておりまして、具体的には各市町の中で戸籍・住民基本台帳担当課の協議会をつくっておられまして、こちらで本人制度についての研究、検討が行われているということで、これに対しまして県としましては必要な情報提供を図りながら、導入に向けて検討していただくよう依頼を行っているということでございます。この会については4月に行われておりまして、今年度はその後は行われていないという状況でございます。

一方、私ども人権・同和対策課におきましては、法務省が窓口になると思いますけれども、こちらに本人通知制度の早期法制化についての要望をさせていただいているところでございます。

委員ご案内のとおり、長崎県の導入状況が他県に比べまして少ないということは十分認識しておりますので、さらに市町への話を進めてまいりたいというふうに考えております。

【坂本(浩)委員】 なかなか進んでいないということじゃなかったかなと思いますし、市町村課が窓口のようでありますので、ぜひ後押しをお願いしたいと思うんです。

11月初めごろの新聞報道によると、市町村課のコメントで、「導入を促しているものの今のところ新たな動きは把握してない」ということです。恐らくこの2市以外ではほとんど動きがないのではないかとこのように考えます。

今、人権・同和対策課長からもありましたように、今年10月15日現在で、全国の都道府県、市町村自治体の取組状況と伺いますか、これを導入しているところを調べました。全国で34都道府県の678自治体が導入をしております。全部で市町村が1,741ありますので、4割近くが導入をしているということになります。

九州でいうと、福岡県、大分県、佐賀県はもう既に100%導入をしています。沖縄県を除くそれ以外の3県でも2割から4割の自治体が導入をしていると、長崎県では2市ですから10%にも満たない現状にあるということをぜひ深刻に受け止めていただきたいと思います。

私がこの時期に取り上げたのは、もう1年前になりますけれども、去年12月に、偽造した委任状を使って戸籍を不正取得した事件が大分県佐伯市で起こりました。これは本人通知制度で発覚したわけです。この委任状を偽造して不正取得したのは長崎市内の探偵業者ということでした。この方は有印私文書偽造、同行使、住民基本台帳法違反、戸籍法違反の容疑で逮捕されたわけです。先ほど言いましたように、大分県では全市町村で導入しておりますので、この通知制度があったために事件が発覚したということなんです。

11月の初めの新聞報道によりますと、この逮捕された方に新聞社の記者が取材をしております。その取材によると、「この制度が浸透すれば、もうそういうことはできないだろう」と率直に語ったと言われておりまして、特に今回の

場合は、いわゆる被差別部落を特定しようとしたための戸籍の不正取得というふうに思いますので、人権・同和対策課として、そういった去年の状況、それから今の長崎県の九州におけるワーストワンという状況を深刻に受け止めていただいて、ぜひ、市町村課とも連携を密にして、県内の各市町に対する働きかけを強めていただきたいと思っておりますので、最後にコメントをお願いいたします。

【宮崎人権・同和対策課長】 昨年の大分県で起きました不正取得についても把握しておりますので、長崎県内の業者ということで、私どもも非常に重く受け止めているところでございます。

国としましても、そういう抑止には効果があるとされる一方で、正当な理由があって交付を受けたい第三者の事情も配慮すべきだということで、なかなか法制化も難しい状況にあるのが客観的な状況ではないかというふうに考えております。

一人ひとりが人権を尊重されるような社会づくりに向かっては、やはりこういった本人通知制度は抑止の効果もありますので、できる限り市町において導入いただけるように話はしてまいりたいと考えております。また市町のご意見も十分伺いながら、この件については真剣に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

【里脇委員長】 ほかにございませんか。

【川崎委員】 民泊についてお尋ねをいたします。

最近の状況、民泊の登録状況をお尋ねしたいと思います。新聞でも報道があっただけですが、市町ごとに直近の登録状況をお知らせいただけますでしょうか。

【加藤生活衛生課長】 12月5日現在の届出件数、総数は30件でございます。そのうち1件廃止が

ございましたので、現在の届出件数は29件となっております。

市町ごとの届出件数は、長崎市が14件、佐世保市が5件、島原市2件、大村市1件、対馬市2件、五島市1件、雲仙市1件、南島原市1件、東彼杵町1件、平戸市1件となっております。

【川崎委員】 私が報道で知ったところから少し動きがあって、佐世保市が1件、平戸が新たに1件出てきたようでございますね。

まず、29件という数字は、県の受け止めとしてはいかがなんでしょうか。多い、少ない、需要をカバーしている、ご評価をいただきたいと思っております。

【加藤生活衛生課長】 届出件数が、県は多いと考えているか、少ないと考えているかということでございますが、当初、県の方で予想していましたのは100件を超える数字でございましたけれども、現時点で29件という状況でございます。

これにつきましては、マンションの管理規約の変更が必要であるなど、マンションで実施するのは難しいことや、家主が不在の場合は管理業に委託しなければいけないことなど、そういったハードルがございますので、若干少ないような状況になっているものと思っております。

ただし、問い合わせ件数につきましては現在までに246件ございますので、相談も増えてきておりますし、徐々に増えてくるものかなとは考えております。

【川崎委員】 わかりました。マンションは確かにそうですね。さまざまなトラブルがないようにやっていく上では大事なことだと思います。

現在営業されている旅館業法上の施設を圧迫するというようなことに十分に配慮をしないと、いけないことから、新たな需要を喚起する、需

要に対応するための民泊法だったというふうに思っております。

福岡とか沖縄だとかは桁違いに登録がされている中において、特にインバウンドの方でしょうけれども、目線にまだまだ長崎県は向いていないのかなと感じているところですが、そういった角度では、所管が観光の方になってしまうのでしょうかね。ちょっとご意見を。

【加藤生活衛生課長】民泊の振興といいますか、誘致、利活用につきましては、今後、観光等関係団体とも話ししながら進めていきたいというふうに考えております。いまだ具体的な話し合いはしておりませんが、生活衛生課も旗振りをしながら、観光とも話をし、研究していきたいと思っております。

また、先ほどの質問の中にありました福岡、沖縄につきましては、やはりマンション型、賃貸型マンションとか、アパートとかといった契約が多いので、件数的には多くなっているような状況でございます。

【川崎委員】規則のベースの差というところもあるのかもわかりません。じゃあ、そこを同じようなレベルにすればいいのかというと、また別の議論があると思います。ぜひ、観光の部署と真摯にお話し合いをしていただきながら、新たな需要をぜひ取り込んでいただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

毎度のことですが、性の多様性についてお尋ねをいたします。一般質問では、部長から随分前向きなご答弁をいただきまして本当にありがとうございました。

実態調査についてはアンケートという取り組みと、形は変えたといえども踏み込んでいただけると、次の施策を構築していく上での基礎デ

ータということで大変重要なことかと思えます。

あと、継続的な理解促進のためのパンフレット、あるいはSNS等の活用についても十分前向きなご検討ということでした。

これはあくまでも県が主体的にやっていくことが重要かなというふうに思っております。特にアンケート調査、分析、そして発表なんていうのは、県の冠がないとですね。民間の方がやったがこうですよということではなくて、県がやって、県の冠で発表していくことが、後々のいろんな活用につながっていくかと思えます。

この取り組み方についてお尋ねをいたします。

【宮崎人権・同和対策課長】実態調査であるとかSNSを使った発信、パンフレットの作成等々への取組方についてのお尋ねでございます。当事者の団体の方のご意見を十分いただき、意見交換をしながら、県の方で主体性をもってやるべきところは主体性をもってやっていく必要があるのかなというふうに考えております。

実態調査につきましては、当事者である方がなかなか、リストと申しますか、調査対象者をなかなか把握できない状況でありますので、まずは当事者団体の方に、ご参加いただいた方の率直なご意見を十分お聞きするようなスタイルで、県としてしっかり意見を聞くような形の調査をやってまいりたいというふうに考えております。

また、継続的に情報発信をする必要がありますので、SNSとか、若い人も迅速にそういった情報をリアルタイムに取れるような方法も検討をしてみたいというふうに考えております。

また、パンフレットにつきましては、既存のものも幾らかございますけれども、やはり長崎

県としてどういうふうな形で情報を提供していくのかといった観点から申し上げますと、パンフレットの作成は必須かなというふうに思っておりますので、いろんな方のご意見もお伺いするような過程も経まして、パンフレットを作成してまいりたいというふうに考えております。

【川崎委員】大変ありがとうございます。随分具体的に、ここ数回質疑させていただきながら進んでいったというふうに思います。

そこで確認ですが、来年度の重点戦略施策別主要事業ということで説明をいただいて、資料も頂戴しております。この中で拡充というカテゴリーですが、人権・同和問題啓発費、性の多様性理解促進事業100万円を求めておられます。

これが、今おっしゃった取組のコストということになるのでしょうか。

【宮崎人権・同和対策課長】性の多様性理解促進事業というのは、本年度からフォーラムとロゴマークの募集と相談デーというのを始めましたけれども、ここに提案しております啓発費は、フォーラムの経費とパンフレットの作成費、それから相談デーの実施に要する経費を内容としております。

したがって、実態調査経費については、また別途考える必要があるかなというふうに考えております。

【川崎委員】100万円というのが適正かどうかというのは、分解してよくよく聞かないとわかりませんが、今言われたことをずっと重ねていくと、果たして十分なのかなということもございます。厳しい財政の中において、お金をかければいいのかとは重々承知をいたしておりますが、スタートの時点で、特に理解を広げていくというまさに最初にやらなきゃいけない分野でございますので、適正な予算

を確保していただいて、ここまで議論も熟してまいりましたので、ぜひ形にさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

【里脇委員長】ほかにございませんか。

【渡辺委員】先月、新聞に、暴力団が休眠しているNPO法人の名を借りて介入しているという報道があったんですけど、長崎県ではそういう事例は出ていないですか。

【松尾県民生活部次長兼県民協働課長】新聞報道にあるような暴力団等に譲り渡した、そういう事例については把握しておりません。

【渡辺委員】NPO法人が、今、長崎県に何団体ぐらいあるのか、全部で。そこは、県民生活部が全部担当しているのか。

【松尾県民生活部次長兼県民協働課長】県で認証を行ったNPO法人については、県民協働課で所管をしております。月末で少しずつ動きがありますが、大体500ぐらいと把握しております。

【渡辺委員】その500団体が、年に1回ちゃんと事業報告とか、総会とか、そういうチェックはされていますか。

【松尾県民生活部次長兼県民協働課長】委員おっしゃるように、年に1回、事業報告書を提出していただく義務がございますので、そちらの提出をいただいて、提出が遅れているNPO法人に対しては、督促などの手続によって出していただくことの慫慂をしております。

【渡辺委員】他県であった事例がないように、十分にチェックをしていただければと思います。

3ページに、LGBT相談デーを11月より毎月第3土曜日の9時半から13時までの時間帯で開設したということですが、11月からですけれども、これに何件の相談があったのか。

それと、LGBT相談デーの相談場所とか、

LGBT相談の電話番号とかあると思うんですけど、そこを示してもらえませんか。

【宮崎人権・同和対策課長】LGBT相談デーを11月の第3土曜日から始めて、1回目が終わったわけですが、実績はありませんでした。ゼロでございます。まだ周知が必要かなというふうに考えております。

相談は基本的に電話で、専用の電話番号がありまして、これに私どもの方でいろんな悩み事とか相談に応じていくという形をとっております。県庁の1階に部屋をとっておりますので、臨床心理士の方にお願ひしまして、その時間帯に来ていただきまして、電話がありましたらお答えをするということで、情報についても配慮した形で行っているところでございます。

【渡辺委員】LGBTの相談をする人たちが相談をする電話番号は決まっているとじゃなかと。そういう周知はどうされたんですか。

【宮崎人権・同和対策課長】電話番号が決まっております。これについて県の広報紙とかホームページ、あるいはチラシをつくりまして、県と協定を結んでおります企業さんにも願ひして広報をしている、あるいは団体を通じて電話番号の周知をしているところでございます。

周知の内容につきましては、相談日時、毎月の第3土曜日の9時半から13時までの間に専用ダイヤルの090-5939-5095、こちらにおかけいただきますと、私どもで相談を受けるというふうな内容で周知を図っているところでございます。

【渡辺委員】数的にはそんなに多くはないと思いますけれども、周知をよろしく願ひしたいと思ひます。

それと、犯罪被害者支援の関係です。犯罪被害者週間において啓発活動をしてイベントをや

ったということですけど、今、県内で犯罪被害者という人たちは何人ぐらいいるんですか。

【宮崎交通・地域安全課長】県警の方では指定被害者支援要員制度というものがございまして、その中には殺人、わいせつ、傷害、DV、ストーカー、交通死亡事故等の罪種を指定して支援に当たっています。昨年、平成29年は県警で210件の支援を行っており、今年10月末現在では150件の支援を行っている状況でございます。

また、犯罪被害者支援センターの相談対応実績につきましては、昨年は609件、今年10月末現在では396件の相談対応を行っている状況でございます。

【渡辺委員】急に犯罪に巻き込まれた家族にとっては、こういう相談窓口というのは非常に大事だと思いますので、今後とも支援をよろしく願ひしたいと思ひます。

最後に、民泊の動向というか、今、県下で何件ぐらい申し込みがあっているんですか、事業者として。

【加藤生活衛生課長】ただいまの委員の質問でございますが、12月5日現在、届け出件数は29件となっております。内訳としましては、長崎14件、佐世保5件、島原2件、大村市1件、対馬市2件、五島市1件、雲仙市1件、南島原市1件、東彼杵町1件、平戸市1件となっております。

【渡辺委員】その中で、よく先進県であるような、ごみ出しの問題とか騒音とか、そういう苦情はきていませんか。

【加藤生活衛生課長】生活衛生課に、民泊についての違法相談窓口を設置してからは、2件ございました。

1件は旅館業の許可を得ているものでございまして、もう1件につきましては、通報内容から場所が特定できませんでしたので、これにつ

きましては指導ができなかったという状況でございます。この2件だけ今は把握しているところでございます。

【里脇委員長】ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【里脇委員長】ほかに質問がないようですので、県民生活部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午後 2時38分 休憩 —

— 午後 2時38分 再開 —

【里脇委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、県民生活部関係の審査を終了いたします。

今日はこれで終わります。明日は午前10時から委員会を再開し、交通局関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

— 午後 2時39分 散会 —

第 3 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

平成30年12月12日

自 午前10時 2分
至 午前11時 9分
於 委員会室 3

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	里脇 清隆 君
副委員長(副会長)	山本 由夫 君
委 員	八江 利春 君
〃	田中 愛国 君
〃	渡辺 敏勝 君
〃	瀬川 光之 君
〃	徳永 達也 君
〃	外間 雅広 君
〃	川崎 祥司 君
〃	坂本 浩 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

交 通 局 長	太田 彰幸 君
管 理 部 長	小畑 英二 君
営 業 部 長	小川 雅純 君
貸 切 部 長	濱口 清 君

6、審査の経過次のとおり

— 午前10時 2分 開議 —

【里脇委員長】 おはようございます。
委員会及び分科会を再開いたします。

これより、交通局関係の審査を行います。

【里脇分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

交通局長より、予算議案の説明をお願いいたします。

【太田交通局長】 おはようございます。

「予算決算委員会環境生活分科会関係議案説明資料」交通局の1ページをご覧ください。

交通局関係の議案につきましてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしております議案は、第126号議案「平成30年度長崎県交通事業会計補正予算（第1号）」であります。

債務負担行為につきましてご説明いたします。

長崎ターミナル新築工事に係る設計業務を本年度から平成31年度にかけて実施するため、平成31年度の債務負担行為として、長崎ターミナル新築工事の設計業務2,521万6,000円を計上いたしております。

以上をもちまして交通局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【里脇分科会長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりましたので、これより、予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【渡辺委員】 確認をさせてください。長崎ターミナルの新築工事に係る設計業務の債務負担行為なのですが、新長崎ターミナルの開業は、平成34年の新幹線の開業を目指して新ターミナルの設計業務に今から入っていくと理解しているんですか。

【小川営業部長】 現段階の工程調整の状況でござ

ございますが、新ターミナルにつきましては、建築工事自体を平成32年10月の着工を予定してございまして、供用開始時期については新幹線開業と同時に供用開始ができるよう、現在、調整を進めているところでございます。

【里脇分科会長】ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【里脇分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【里脇分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第126号議案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【里脇分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、第126号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

【里脇委員長】次に、委員会による審査を行います。

交通局は、委員会付託議案がないことから、所管事項についての説明及び提出資料に関する説明を受けた後、所管事項についての質問を行います。

まず、交通局長より所管事項説明をお願いいたします。

【太田交通局長】「環境生活委員会関係議案説明資料」交通局の1ページをお開きください。

今回、交通局関係の議案はありませんので、主な所管事項につきましてご説明いたします。

（プラチナパス65の利用状況について）

65歳以上を対象に路線バスが定額で乗り放題となる「プラチナパス65」は、本年9月の本格運用開始後も利用者は増加傾向にあり、10月末時点で929名の方にご利用いただいております。

利用拡大に向けた取組のひとつとして、高速バスの対象路線が割引となる特典を設定したほか、今後は、地域の商店街などと連携した優待特典の設定を検討しており、本制度が高齢者のより豊かで充実した生活につながる制度となるよう、利便性や付加価値の向上に努めてまいります。

（営業・広報活動について）

営業・広報活動については、バスの利用促進や地域の方々に親しみを持ってもらうための活動として、様々な取組を行っております。

地域の方との触れ合いを通じ、バスをより身近に感じてもらうため、各地のイベントに積極的に出展しており、今年度は、11月末までに8カ所のイベントに参加いたしました。会場に赤バスを展示するほか、バスのミニカーを使ったゲームなどの親子で楽しめる催しや、バス車内の忘れ物を集めた即売会を行い、多くのお客様にご来場いただきました。

地域の魅力発信とバスの利用促進を目的とした路線マップ「県営バスdeおでかけMAP」の第7弾として、長崎市の日見地区にスポットを当てた「日見編」を作成し長崎ペンギン水族館や地元の飲食店・洋菓子店及び日見地区の史跡などを紹介しており、11月下旬から県営バスターミナルやバス車内、長崎市役所などで4,000部を配布しております。

全国各地域の風景や観光資源を図柄とした地方版図柄入りナンバープレートの交付が10月1日に開始されたことを受け、交通局においても

「平和記念像」や「教会」などを図案に取り入れた長崎県版ナンバープレートを県外高速バス車両16両に設置し、現在運行を行っており、この9月から高速バスで運行している「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」ラッピングバスとともに長崎県の魅力発信に努めております。

（利用者の安全・安心とサービス向上について）

交通局では、「安全」「確実」「快適」「親切」をモットーに輸送品質の向上に努め、お客様がより快適に、安心してバスをご利用いただけるよう、幹部職員による早朝点呼への立ち合いや、3秒ルールの徹底など、様々な取組を行っております。

利用者の安全・安心とサービス向上を目的に、職員がグループを作り、自ら考え、行動していく取組である小集団活動については、平成23年から継続して活動しております。今年度は、来年2月に県営バスグループ全体で小集団活動総決起大会を開催し、活動報告や無事故を達成したチームの表彰を行うとともに、各グループが次年度へ向けた新たな目標を発表することで、職員一丸となって更なる事故防止に対する意識の向上を図ることとしております。

顧客サービスの充実を図るため、今年度初めて全ての職員を対象として、これまでの内部研修に加え、外部講師による接遇マナー研修を実施する予定としております。

このような取組を通じ、今後も一層利用しやすい公共交通機関となるよう「日本一の接遇」を目指してサービスの向上に努めてまいります。

（ツアーの取組について）

交通局では、子会社である長崎県営バス観光とタイアップし、毎年各種ツアーを企画実施し

ており、今年度は、県内において「外海地区の潜伏キリシタン関連施設と池島炭鉱」や「諫早市フルーツバス停と牡蠣焼き、神社めぐり」などの日帰りツアーの検討を行っております。

また、毎年1月から3月にかけて実施している「県営バスよか余暇ツアー」として、来年予定されているNHK大河ドラマの主人公で、マラソンの父と呼ばれる「金栗四三」の「いだてん大河ドラマ館」県学など新しい観光スポットを取り入れながら、霧島温泉に宿泊するツアーを企画しており、有明フェリーの利用など、県内施設の活用も図りながら実施してまいります。

今後とも、交流人口の拡大を通じた観光振興への貢献を図るとともに、県内各地域の活性化に寄与する企画ツアーの取組を進めてまいります。

以上をもちまして、交通局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【里脇委員長】次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性の確保などに関する資料」について、説明を求めます。

【小畑管理部長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました交通局関係の資料についてご説明いたします。

1,000万円以上の契約案件について、本年9月から10月までの実績は、資料1ページに記載のとおり、計2件となっております。

以上をもちまして、補足説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【里脇委員長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりましたので、議案外の所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について質問はありませんか。

【川崎委員】 車両の購入についてお尋ねをいたします。

3両、7,550万円ほどの契約でご紹介がございましたが、最近、エコに資するいろんな車両も出てきていると思うんですけども、まず、これは一般的な従来ある軽油で運行するバスのことでしょうか。

【小川営業部長】 この車両、3両の購入でございますが、国庫補助路線を走る車両の購入でございますが、通常の軽油で走る車両の購入となっております。

【川崎委員】 そうすると、国庫補助を受けるためには、従来車両の形態じゃないといけないという縛りがあるということでしょうか。

【小川営業部長】 特にその縛りがあるとは思っておりませんが、私ども、過去に軽油以外の車両の購入もやったことがあるんですが、なかなか燃費の向上以上に、車両の購入価格、また、そのランニングコストを考えた場合に、その価格として経費が削減できないという状況もございました。あと、全体の車両の回し等々も考えまして、軽油での車両の購入をさせていただいているところでございます。

【川崎委員】 大事なところなので、もう少し詳しくお知らせください。

まず、軽油以外で走るバスということは、ガソリンなのか、電気なのか、いろいろあると思いますが、最近、ハイブリッドという車両も出てきているように思います。

恐らく、確かにおっしゃるようにお高くあるんでしょうけれども、要は軽油と燃費を比較しても購入価格が高くて、償却が終わった後、追いつかないというご判断だと思いますが、こういった環境のことも叫ばれている中に、取組も推進をしていくべきなのかなと思いますので、いま一度、少し詳しくお知らせいただいていいでしょうか。

【小川営業部長】 川崎委員ご指摘のとおり、環境問題等々考えた場合に、ハイブリッド等のバスの導入も叫ばれていることは事実でございます。

私ども、昔、ハイブリッドを導入した際の実績と、あと本年になりましてから他社の導入実績とか、またその後のランニングコストというのを実際にお聞きいたしました。そういう中で、当然その購入価格が高くなるという部分と燃費の縮減の部分、それと、どうしてもハイブリッドになるとランニングコストという部分がかかっているものがございますので、そういう部分を比較検討いたしましたら、軽油の方がやはり安価であるという形で今考えております。

今後、そういうハイブリッド等におきまして、より価格が安くなったりとか、もしくはランニングコストが低減できるのであれば、その導入も考えていきたいと思っているんですが、もう一つ、特に長崎市内については非常に坂が多い街でございますので、運行の安全性等も考慮しながら検討していく課題かと思っております。

【川崎委員】 ありがとうございます。今日の今日ですので、数字がないと思いますが、その比較をされたものを、ぜひお知らせをいただきたいと思います。メーカーもハイブリッドを開発して市場に出されるということで、今のような評価だったら、もう何のために開発をされてい

るんだらうなとも思いますし、実験的にやられているのかもわかりませんが。

軽油もずっと高止まりなんでしょう。そう考えると、やはりそういった車両において経費削減を図ったらどうかと、ちょっと思いつきもあるんですが、一方で今のようなご説明だと、なかなか難しいんだらうなとも思いますし、ぜひ少し検討された資料をご紹介いただければと思います。

それと、これに直接じゃないんですけども、少し関連しますのでお尋ねいたしますが、今、新車を導入する時は必ずノンステップバスですよ。そうすると、例えば空港や高速バスといったものというのは、恐らくノンステップじゃないんじゃないかと思うんですが、そういう交通バリアフリーという考え方についてご所見をいただければと思います。

【小川営業部長】 委員ご指摘のとおり、市内線、赤バスの部分について新車を購入する場合は、基本的にはノンステップバスの購入を進めております。また、中古車の導入の際につきましても、原則としてノンステップバス、もしくはワンステップまでというところでの導入を進めているところでございます。

ご指摘のように、高速路線、リムジン等々につきましても、特に最近の空港への発着でご利用されるお客様はスーツケース等々、荷物がどうしても大型化してきているという状況もございまして、トランクルームがやはり必要だという状況でいった場合に、なかなかその部分をノンステップ等に変えていくというのは非常に難しい状況でございまして、各九州内のバス事業者ともいろんな意見交換をしますが、やはりリムジンバスにつきましてもトランクルームが必ず必要だよなという中で、そのノンステップ

導入というのは非常に厳しいという考えを持っているところでございます。

【里脇委員長】 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【里脇委員長】 次に、議案外所管事務一般についてご質問はありませんか。

【渡辺委員】 部長説明資料の2ページにあります利用者の安全・安心とサービス向上についての中で、3行目に「3秒ルールの徹底など」となっているんですけども、この「3秒ルール」というのが私どもにぴんとこないんですけども、どういうルールがあるんですか。

【小川営業部長】 安全な運行をするために、まず、例えばバス停に停車をした際、もしくは信号で停止をして発車をする際に、信号が変わってすぐ発車をする、もしくはバス停からお客様が乗車してすぐ発車をするのではなくて、いわゆる周辺の状況だとか、車内の状況を再度確認した上で発車する、その時間に要する時間が3秒ということで、「『発車します』と言うのと同時に出るな」と、間をあけて確認をした上で動き出すよなという意味を込めた3秒ルールということでございます。

【渡辺委員】 わかりました。

この中で、小集団活動の総決起大会を開催して、安全・安心のサービス向上に取り組んでいるということなんですけれども、小集団の数というのは営業所単位ですか。どれくらいの小集団があるんですか。

【小川営業部長】 小集団の数でございまして、申しわけございません、詳細の数は今手元にございませんが、各営業所、大体8名から10名ぐらいの単位でグループをつくっていただきまして、それぞれのグループで目標を掲げて1年間活動すると。それに応じた実績等々を含めた反

省をしまして、翌年度の目標をまた立てていくと。例えばグループ内の乗務員の方で事故が起こった場合については、なぜその事故につながったのか、原因は何だったのか、今後改善すべき点は何なのかというのをグループ内で協議、検討していただくというものでございまして、最近では事故だけじゃなくて、アルコールだとか、スマホ問題とか、そういう部分につきましてもその小集団の中で意見交換をしていただいで周知徹底を図るということに取り組んでいるという状況でございます。

【渡辺委員】わかりました。自らのために、安全・安心のための取組はわかりました。

それで、飛行機の機長がアルコールチェックでひっかかったですよ。乗務員の前でちゃんと乗務の前にはアルコールチェックしていると思うんですけども、もしそこでひっかかった時には代替要員というのは確保されているんですか、その営業所ごとにですよ。そのあたり要するにアルコールのチェックによってダイヤが欠便になったとかいうケースはないんですか。

【小川営業部長】始発点呼時のアルコールチェックでございますが、運転手監督と対面する形で始発点呼を行う時に、アルコール検知器を吹いていただいで、そこで確認をするということでございます。

仮にそういう事例が出ましたら、予備の乗務員を配置しておりますので、即座にその予備勤務の方が運行を行う。もしくは、少し時間が遅い時間から運行する方を繰り上げて運行して後を回すとか、そういう形で実際に実施しておりますので、現在のところ、そういう部分での欠便が出たという状況はございません。

【渡辺委員】ツアーの取組で、いろいろ「キリシタン関連遺産と池島炭鉱」とか、「諫早市の

フルーツバス停と牡蠣焼き、神社めぐり」などのツアーを検討しているということなんですが、今までこういったツアーというのは実施してこなかったんですか。

【濱口貸切部長】ツアーの関係でございませけれども、地元再発見ということで平成27年度から実施させていただいております。ちなみに、平成27年度につきましては、雲仙の宿泊、あるいは平戸の宿泊と1泊2日の行程で実施をさせていただいております。

それから、平成28年度は震災がございましたので、震災の災害支援という形で、天草、熊本方面に行かせていただきました。

平成29年度につきましては、県営バス観光の方で「日本遺産」ということで対馬の方に設定企画、催行させていただいております。大体そのような形で進めさせていただいております。

【渡辺委員】そうしたら、その年に特色のあるようなツアーを毎年企画しているわけですか。今年度が世界遺産の関係とか、牡蠣焼きとかを計画していると。いつ頃実施するようにしているんですか。

【濱口貸切部長】牡蠣焼きツアー、フルーツバス停を絡めたものが1月、2月です。そして、外海地区、あるいは地域の観光施設というのが3月から4月にかけてを予定しております。

【川崎委員】先ほどの追加、交通バリアフリーという角度でお尋ねなんですけれども、一般質問でもユニバーサルツーリズムの推進ということで質問させてもらったんです。

県の観光振興基本計画の中に、2020年度までの計画ですが、高齢者、障害をお持ちの方、例えばベビーカーを押される方、そういった皆様がこういう坂の多い街だったり、海岸の多い街だったり、そういったところをスムーズに移動

し、楽しめるような受け入れ体制の整備、そういったことをぴしゃっと書き込んであって推進をされているんですが、なかなか具体的なところがなくて質疑をさせてもらったんです。

2020年度ですから、2年後がゴールなんですけど、今、私が具体的に求めているのは、空港にそういった方たちがお越しになられた時に、スムーズに受け入れというか、相談に応じながら、そして長崎県内各地の観光を楽しめるような、そういった総合窓口をということを求めているんです。

長崎は、入り込みの口が空港だったり、JRだったり、さまざまあるんだろうとは思いますが、どこもかしこも一遍にということではできませんので、まず空港からと思ってお話をさせてもらっているんです。そうなってくると、やはり車いすで来られる方が空港にお越しになる。そうすると、そのままバスに乗って各地に移動するということになってくると、どうしてもそういったバリアフリーの車両ということについても、ぜひ検討していただきたいと思っています。そういったところから先ほどお尋ねをさせてもらったんですが、トランクルームのこともあって、なかなかその辺が難しいということとはよくよく理解はするんですけども、例えば、今現在、来られた時にどうされているのか。恐らく人手を使われてあの中に入れていただくようなことなんだろうと推測はいたしますが、実態がどうなのか、まず、その受け入れ体制についてお尋ねをいたします。

【小川営業部長】空港リムジンにおける障害者等の対応でございますが、基本的には九州バス協会の各事業者の中で申し合わせ事項として整理をしてございまして、車いす等の対応につきましては、基本的に介助者がおられる場合はそ

の介助者が基本となってバスにご乗車いただくと。その際に、必要に応じて乗務員等もお手伝いをしますという形でございます。

介助者がいなくて、それを乗務員にさせるようになりますと、当然障害者の方の体格的な大きさがどうなのかというのもございますし、いわゆる女性のドライバーもおりますので、どこまで対応できるかというのは非常に難しい部分でございますので、現在のところ、そういう問い合わせがあった際には、介助者を確保していただきたいということで、状況に応じてお手伝いできる場所はやりますがという対応をさせていただいております。

【川崎委員】 そうしますと、そういう車いすを利用されている方がリムジンに乗りたいという時に100%は応じていないと、応じることができないということが実情なんですね。応じたいけれども、応じることができないと。応じたくないとか、そんなことじゃなくて、今、そういう状況にないということですね。

やはり国際観光都市長崎として、総合的にどうすればそういった皆様を受け入れられるのかということについても真摯に協議をしてやらないと、そういう方々が安心・安全で来られる長崎にはならないんだろうと今思いました。

最近、リフト付きのバスがあるやにも伺っているんですが、そういったことに関しての検討ということについてはいかがでしょうか。

【小川営業部長】 実は、リムジンバスにつきまして、国土交通省の方からも、いろんなところでリフト付きのバス等の導入についてもぜひ検討していただきたいという要請はあってございます。

現在、全国の地方空港を調べていきますと、なかなか現時点では導入は進んでいないという

のが現状でございますが、私どもとしても、今後、当然全車両にリフトを付けるというわけにはいかないと思いますが、1台でもそういうリフト付きバスの導入はできないか、前向きに検討してまいりたいと考えております。

【川崎委員】ありがとうございます。今の言葉は非常にありがたいですね。それがあつたからといって、リフト付きだから恐らくコストは上がるんでしょうから、それをまた丸々飲み込むということではなくて、それこそまさに観光振興という施策で、さまざまな補助を県なり国なりをお願いをするといったことはあっていいんじゃないかなと思います。ぜひそういった車両を、まずは1台からスタートをし、少しずつ増やしていきながら応じていただきたいと思いません。

同じような観点で、貸切バスについては導入実績というのはあるんでしょうか。

【濱口貸切部長】リフト付きバスでございますけれども、貸切車両には現在ございません。

【川崎委員】今後のご検討の方はいかがでしょうか。

【濱口貸切部長】リフト付きバスは、県内でも何社か導入されている事業者もございます。それから、県外にも導入されている事業者がございます。お話を聞く限りでは、いわゆるリフトの機能を利用した貸切というのがほとんどないという、車両がないということもあるのかもしれませんが、そういう状況がございます。ほとんどが一般貸切に利用されているというのがどうも実態のようでございます。

それから、購入車両が何割高かになるという情報も得ていますので、今後どうするかというのは検討の課題の一つなのかなとは思っております。

【川崎委員】ぜひ検討していただきたいと思えます。車両の購入価格が高くなるというのは、まさにそのとおりなのでしょう。鶏が先か卵が先かという話なのかもわかりませんが、そういったやさしい環境が整ってないからお客様がお越しにならないという角度でも検討していただきたいと思うんです。長崎は、そういうのがもうばっちり整備されていますよということになれば、そういった皆様がぐっと向いていただけるということになります。

2020年は東京オリ・パラですから、こういう時はひとつPRする絶好のチャンスじゃないかなと思うんです。そういった皆様たちがお越しになる、安心・安全なんだよということぜひアピールするチャンスの場合として捉えていただきたいと思えます。ご要望にかえさせていただきます。以上です。

【里脇委員長】ほかにございませんか。

【八江委員】クルーズ船の貸切バスの件ですが、これまでいろいろお話は聞いておりましたけれども、県外車が最近また多いみたいだと思って、私も諫早から来る時、入ってくるものが福岡ナンバーの何とかキャビンとかと書いてあるのが非常に多いみたいです。その点については、県営バスの現状としては、あるいは県内のバス会社として何割ぐらい県内の車両がそこに参入しているのか、大体わかりませんか。

【濱口貸切部長】クルーズの県外からのバス事業者の件でございますけれども、今年の7月、8月ぐらいに長崎陸運支局の方が佐世保港と長崎港で数回にわたって調査をしております。その調査の結果では、1回につき大体2割から4割程度が県外のバス事業者とお聞きしております。それ以降は、調査自体、我々も含めて実施しておりませんので、現在どういう状況かというの

は承知しておりません。

【八江委員】逆じゃないかと思うぐらいに県外車が非常に多いみたいだから、この前から調査をしながら、県内のバス事業者としても参入のことを取り組んでいくようなお話だったけれども、今の話を聞けば、2割から4割ぐらいが県外車と。私は佐世保の方の実態はよくわかりませんが、諫早から長崎の買い物ツアーですか、そういったものを考えてみると、ほとんど県外車じゃないかと思うぐらいあるものですかからお尋ねしたんです。その場合、外資系といいますか、中国系の企業が入っているということでもありますけれども、貸切料金の問題等があるわけで、無理やり入っても損失が出てくれば意味はないわけですが、そういったものについての入札などがあつたり、あるいはそういう価格の折衝といいますか、そういったものはどのようにやっているんですか。順調に区別して、国内や県外、県内と分けてやっているんですか。その都度、その都度、船会社によって違っているのか、あるいは、受け入れのエージェント等によって違うのか、その辺の実態はいかがですか。

【濱口貸切部長】クルーズにかかわる貸切運賃の件でございますけれども、平成26年に貸切の新運賃制度というのができまして、それが幅制運賃、上限が幾ら、下限が幾らと、この範囲内で貸切運賃は決めるようになっております。

それで、運賃の実際の設定でございますが、事業者のそれぞれの需要といいますか、繁忙期なのか、閑散期なのか、それに応じて繁忙期であれば上限に近い運賃を設定したり、あるいは閑散期であれば下限に近い設定をしたりと、それぞれ事業者で違うようでございます。

できる限り今はクルーズの獲得に向けては、

交通局に限らずですが、いろんな情報を得ますと、下限に近い運賃の設定があるように感じております。

【八江委員】参入しても採算が取れないということであれば無理をする必要はないわけですが、ただ、結構ここも見ていますと県営バスも余裕車両がたくさんあるみたいで、路線バスではないかと思えますけれども。そういうことを考えれば、少しもったいないなという気もいたします。しかし、だからといって、動かしたら金がかかるわけで、採算の合わないものは無理する必要はないと思いますが、そういう意味でクルーズ船が来れば来るほど、県内に何かの潤いがあればいいですけども、交通の手段と言えほとんど貸切バスですから、一部はタクシーを利用する方も、長崎市内で近くを散策する人は別だと思えますけれども、そういう意味ではためになることも考えていかなければならないことかなと思ってお尋ねしました。

それから、諫早のターミナルの件でありますけれども、前から何回となくお尋ねしたりしておりますし、ターミナルの前には西友というお店が閉鎖しております。聞くところによると解体をすると。駐車場を残しながら本体だけ解体するという話については聞いておられるかどうか。そして、県営バスの跡地問題はどのように進んでいるのか、お尋ねしたいと思います。

【小川営業部長】八江委員ご指摘の諫早ターミナルに隣接いたします旧西友跡のビルについてでございますが、先日から、新聞もしくは市報にも解体に着手ということで報道がなされております。

私の方も、諫早市の方から事前にそういう情報についてはいただきまして承知はしております。先ほどご指摘のとおり、駐車場を残して、

建物については3月いっぱいをめどに解体をしていくというお話をお聞きしております。

そういうものを受けまして、私ども諫早のターミナルの跡地についてでございますが、委員からも前回ご指摘があつているように、できるだけ早い時期に県交通局としても跡地の活用についての方向性を出すべきだというご意見もいただいておりますので、私どもとしても西友跡地の動きが出てきたという部分と、再開発ビルにつきましても、諫早市の方で今回の議会で、あとの残りの建物の契約案件につきまして議案として付議されるというお話でございますので、詳細が徐々に見えてきているという状況でございます。そういうものを踏まえまして、できるだけ早めにもどろい事業手法で、またどろい用途で使っていくかというものにつきまして、整理をした上で進めてまいりたいと。その際につきましては、ご説明、ご報告はさせていただきますと思っております。

【八江委員】西友跡地が一番大きな問題だと思います。新幹線が平成34年に開業して、今のところ、駅から北側の方については諫早市の資源開発計画の中でホテルとか、マンションとか、駐車場とかつくる予定になつている。そしてまた、広場の一部には県の振興局の移転問題についてもお話をしてあるところであるし、我々もお願いをしているところでもあります。

ところが、商店街の方につきましては、いまだ見えていない部分がありますし、そうなりますと、西友の跡地と県営バスの広い面積の跡地でいいですか、県の所有しているターミナルが地元にとってどろいものに使えるのか、また一緒になつてできるのか、あるいはまた、別の方法でいくのかというのが大きな市民の課題でありますし、また、我々も遊休資産を活用して

県営バスの再建といいですか、今後の運営に寄与できればという、いろんな方法を考えてみますと、やっぱり早めに、開業をするまでにはまだ3年余ありますけれども、早めに返還をしていただく。そしてまた、市との協議の中でも県営バスが大きな役割を果たすことになると思いますので、それは特にやってほしいと思うんですけれども、現状については今のお話でわかりますけれども、いま一度その点の取組について確認をしたいと思つていますが、いかがですか。

【小川営業部長】現在、諫早市と協議している状況におきましては、今の諫早ターミナルの再開発ビル側への移転の時期でございますが、平成33年の秋ぐらいを予定してございます。新幹線開業の前の年度に機能移転が終了するという形になりますので、当然跡地、現在のターミナルの土地につきましてもどろい形で有効利用していくのか、その後の解体、もしくは新たな活用方策につきまして、今の状況でいきますと、当然機能移転前までには決めておく必要があろうかと思つておりますので、来年、再来年度含めて、早急に私どもとしても内容について詰めてまいりたいと思つております。

【八江委員】特に、地元の企業の皆さん方、そういう方々が意欲的に取り組んでみたいというお話がありますので、その点をしっかり打ち合わせながら、どちらの方がいいのか、両方うまくいけば一番いいわけですし、それにはやっぱり市と県が入つて地域のまちづくりに大きく影響していくと思つてますから、よろしく願いをしておきたいと思つてます。

駅のターミナルについては、長崎市のターミナルの問題、そして、もう一つお尋ねなんですけれども、今の太宰府の前にはターミナルがありますけれども、それも老朽化してつくり替え

なきやいかんという話だってあるんですが、新大村駅の方のバスターミナル的な役割を果たすことについては、現状としてどのように検討しておられますか。

【小川営業部長】新大村駅における交通結節の観点だと思いますが、今のところ、大村市の方と、私も委員になりまして、会議に出席をして調整をさせていただいております。新大村駅のところに交通広場というのを設けるようになっておりまして、その中に路線バス等々が入ってきまして、いわゆる利用者の方に乗降していただくような形を予定しております。今のところ大村市の方で検討されているのが3バースから4バース程度の乗降の場所を確保するという方向で検討されておりまして、現段階では新大村駅の方に、現在の大村ターミナルの方でやっております発券とか、案内とか、そういう施設を置く予定にはなっておりませんが、可能な限り大村市と調整をしながら、利用者の利便性に則したものとなるように、私どもとしても意見調整を図ってまいりたいと考えております。

【八江委員】大村、あるいは諫早と長崎との都市間交通は、県営バスが大きな役割を果たしていただいております。そういう面では、新大村駅についても県営バスは大きな役割を果たしていかなきゃならないのじゃないかと思っております。

そして、都市間交通とえば、今、佐世保は入っていないということでもありますけれども、長崎、佐世保、大村、諫早、あるいは雲仙というものがあるわけですね。ところが、雲仙の路線は島鉄に引き継ぐような格好で撤退をされているんじゃないかと。その辺はどのようになっているか、私も認識不足で、現状としてはやっている。というのは、新幹線が開通して、我々

も雲仙の温泉地と諫早の駅が有機的に結合していかなきゃならない。そういう点で別に乗り入れといいますか、今まで路線があったことについてのがどのようになっていくのか、我々は非常に興味深く思っておりますので、島原との都市間交通も、島原は諫早～島原駅、これは列車が入っておりますけれども、小浜・雲仙については線がない。そうすると、今、我々も諫早～雲仙温泉駅などと申し上げている中で、その交通の役割を果たせない状況になってくると、我々政治に携わっている者として、路線の維持、あるいは、その確保については大きな問題を残すこととなりますから、そのことについてはどのように、まずはそれは雲仙のこと、ほかの路線、佐世保の路線、こういったものは違う。また、福岡等もちろんありますけれども、まず県内の状況について、もう一度確認をしておきたいと思っております。

【小川営業部長】まず、県北方面でございますが、長崎～佐世保線につきましては、私どもと西肥バスで共同運行してございまして、1日52便の運行をしております。これはJRの方も一部佐世保本線について便数を少なくしたという状況もございまして、利用者はここ近年ずっと伸びてきているという状況でございます。

また、佐世保方面でいきますと、長崎からハウステンボス線、これは土日、祝日のみの運行でございますが、1日2往復4便の運行をしております。ハウステンボス線につきましても、ハウステンボスのいろんなイベント等の状況によって利用者の人数は変わってきているところでございますが、今年度の状況を見ますと、前年度と比較いたしますと数字は伸びているという状況でございます。

それと、長崎～雲仙線でございますが、これ

については私ども現在も運行しております、1日4往復8便の運行をしております。この分につきましては、利用者というのは現在横ばいの状況でございますが、実は今回の交通局の説明の中にもございます「プラチナパス65」ということで、65歳以上の方でこの「プラチナパス65」の全線フリーを買われた方につきましては、雲仙までもそれが使えるという状況がございますので、毎月約200名ぐらいの方がこの「プラチナパス65」を使って雲仙まで行かれているという実績がございます。

お話を聞いてみますと、やはりせっかくですから雲仙の観光に行きましたとか、小浜の方に足湯につかりに行きましたとか、雲仙の散策をしたいと、山登りに行きましたという形で高齢者の健康増進対策とか、もしくは余暇の拡大という形でご利用いただいているのかなと考えております。

また、先ほどの諫早駅からのアクセスのお話でございますが、現在、諫早駅前から雲仙方面につきましては島原鉄道の方でバスを運行しております。今後のことにつきましては、今、島原鉄道の方ともご相談させていただいておりますが、新しい諫早のターミナルの移転等々踏まえて、鉄道の有効利用をどうやっていくのか、それと今のバスの路線について、どのように私どもとうまくマッチングをさせていくのかという部分について協議をさせていただいているところがございますので、新幹線開業に向けてといいますか、その前の段階でそういう構築ができるように進めてまいりたいと考えております。

【八江委員】失礼しました。私はもう何もかも全て島鉄に譲渡されたのかなと思っておりましたが、雲仙はちゃんとやっていると。

しかし、前、雲仙の東洋館の前にあった県営

バスのターミナルがなくなり、そして小浜温泉の春陽館のわきにあった小浜営業所などが譲渡されて、あるいは解体されているということからそういうふうを考えてしまったんですけれども。

その中で、雲仙はもうなくなっていますが、用地は県営が持っているのか。もう一つは小浜の営業所の跡といえますか、今現在のターミナル、島鉄が使っていますけれども、その辺はどちらが所有してどうしているのか、もう一度確認したいと思いますが、いかがですか。

【小畑管理部長】今、委員からお尋ねがありました雲仙のターミナルの跡地及び小浜営業所跡地でございますけれども、いずれも路線撤退の際に地元市町への譲渡という形で、現在は交通局の用地ではないという形になっております。

（発言する者あり）

小浜営業所跡地についても同様でございます。

【八江委員】いずれにしても、時代は変わっても、足というのはなければいかんし、バス路線、鉄道路線、あるいはまた、周辺であればタクシーはじめ、そういったものが必要であります。また、高齢者もだんだん増えていく状況の中で運転免許の返上というのもありますので、そういう面を使いやすく、そしてまた、県民のためになる施策を展開していただくようお願いしておきたいと思います。

県営バスも運営した以上は、しっかりそれに応えながら、健全な運営に努めていただきたいと要望して終わりたいと思います。

【里脇委員長】ほかにございませんか。

【徳永委員】一つお伺いしたいのは、昨今、人手不足というのがよく言われていますけれども、特に、バス、そしてまた運送業というのが大きく言われております。そういう中で入管法があ

りますけれども、なかなか外国人の方ですので、このドライバー不足は、これは国内の日本人の方でないと無理だということもあるんですけども、そういう面で今どういう、以前からいろいろと対策を講じていることは存じていますけれども、今の状況でこの先が非常に危ぶまれるということはどういう対策をとられているのか、お聞きしたいと思います。

【小畑管理部長】委員ご指摘のとおりでございますけれども、特に、交通業については交通局に限らず、他の事業者についても人材確保に苦勞されているという状況と伺っております。

その中で交通局につきましては、そもそも大型2種免許を取得されている方自体が減っていると。なかなか取得される方は少ないという全国的な状況の中で、当局においても試験を従来からやっておりますけれども、受験される方が年々減っているという状況でございます。

そうなりますと、そこだけの確保ではなかなか難しいという中で、人材確保という観点から議会にもお諮りして、免許取得の資金を貸与する制度をつくらせていただきまして、資金貸与した上で免許を取得していただく。その上で交通局の職員として採用するという形で、平成27年度から実施してまいりました。

それに併せまして、平成28年度から、国、県の補助金を活用いたしまして、同じように免許未取得者に対する費用等の補助を受けまして免許を取得していただくという形、2本立てで免許未取得者の採用というのを進めております。

現在、平成27年度から9回ほど試験を実施しております。その中で50名の採用ができています。

効果といたしましては、当然人材確保に対する補充という形の一面と、従来からどうしても

年齢構成が高い受験者が多かったんですが、未取得ということで、要は要件が21歳以上の方が対象になりますので、比較的若い方の受験も増えたということで、實際上、年齢構成が少し下がってきている状況です。そういった効果も実際に出てきております。今後も人材自体は減っていく状況でございますけれども、そういった免許取得の制度を活用しながら、引き続き人材の確保を図ってまいりたいと考えております。

【徳永委員】まず、確認したいのは、ドライバーの方の今の平均年齢。そして今後、定年が60歳なんですか、そういうところもちょっと説明していただけますか。

【小畑管理部長】これは平成30年4月現在でございますけれども、県央バスを含む交通局の全運転手の平均年齢が約50歳、正確に言いますと49.8歳なんです。ほぼ50歳という状況でございます。これに対しまして、先ほど申し上げた未取得の採用試験の場合は、合格者の平均が以前は43歳だったのが、この未取得の試験については35歳ぐらいが平均年齢だということもございまして、そういった意味で比較的効果が出ているという状況でございます。

【徳永委員】大体50歳、今後、60歳定年にすればあと10年。その間にしっかり、さっき言われた平均35歳で試験を合格されて採用していると。ここが今まで50名ですか。これをうまく定年の方と採用の方がマッチングしていけばいいんですけれども、そこに当然不足があるだろうと私は思うわけですね。だから、そこをしっかりと今後の確保ということで、それは考えられると思うでしょうけれども、そういったところで、先ほどの人材確保対策も評価しますけれども、やはりどうしても退職者と新規採用者の方の数の帳尻を合わせるのに非常に苦勞されるの

ではないかと思えます。現状で言った場合に、今後、今50歳であれば、当然10年先にはどうなるのか。その辺を50歳で維持できればいいんでしょうけれども、その辺はどうされているのか。また、その現状をよろしいでしょうか。

【小畑管理部長】今まさにご指摘がございましたとおり、現在、交通局の平均年齢は50歳と申し上げましたけれども、大体が50歳前後に集中しております。そうなりますと、おっしゃるとおり、今後10年、20年と見た時に、そういった年齢層が抜けてしまうと、あとの確保がなかなか難しくなってしまうので、現状では交通局の場合、60歳定年後にOB嘱託という形で70歳までは勤務することができますので、そういった高齢の運転士については、その後も引き続きできるだけ残っていただくような形で確保には一定努めたいと。

一方では、そういった先ほどの未取得者の採用を含めて、年齢構成自体をできるだけ若い方を活用して雇用した上で、全体として引き下げた上で今後も維持していくという形をとってまいりたいと思っております。

【山本(由)副委員長】1点だけ確認させてください。

先ほど、諫早～雲仙のところで島鉄が今運行している部分について協議というか、お話をされたんですけども、昨年、実際は今年から島鉄は長崎バスの傘下に入ってという形で路線的に広がりが出てきた。例えば、長崎から島原だったり、そういった面で今の諫早～雲仙以外に、現在、島鉄と協議をされている内容等がありましたらご紹介いただきたいんですが。

【小川営業部長】具体的に新規の路線等々について検討しているという形ではございませんが、例えば諫早市から雲仙市の愛野町に向けては、

現在、私どものバスと島原鉄道の鉄道とバス、3つが並行して走っているような状況もございますので、そういう部分をいかに効率的に運行できるか、重複をなくすかという部分を含めて検討させていただいているところでございまして、あと、雲仙等々に運ぶ諫早～雲仙、もしくは諫早～島原線等々につきまして、どういう形のダイヤ編成なり、運行をされていくのかということにつきましても、島原鉄道のお話もお聞きしながら、具体的なお話をさせていただいているところでございます。

【里脇委員長】ほかにございませんか。

委員長として、先ほどの渡辺委員のアルコールの検知に絡んで、代替要員を準備しているので欠便はないんだと、そこで終わっているわけですけども、要するにこういった事例が実際にあっているということですか。アルコール検知にひっかかってとか、あるいは病気でとか、そういったことが実際はあっているんだということなんでしょうか。

【小川営業部長】実際過去にも、2年以上前になりますが、私ども謝罪会見をいたしまして、アルコール検知の事例がございました。その際には、即座に乗務停止をかけまして、そういう予備勤務の要員、もしくは後発の車両の繰り上げ等々を行いまして、欠車がないように運行させていただいているところでございます。（発言する者あり）

現時点でアルコール検知器によりまして、0.15を超えるような事案というのは、ここ2年ほどはあっていないという状況でございます。

【里脇委員長】わかりました。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【里脇委員長】ほかに質問がないようですので、

交通局関係の審査結果について、整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午前11時 5分 休憩 —

— 午前11時 5分 再開 —

【里脇委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、交通局関係の審査を終了いたします。

引き続き、分科会長報告及び委員長報告の取りまとめなどの委員間討議を行います。

理事者退席のため、しばらく休憩いたします。

お疲れさまでした。

— 午前11時 6分 休憩 —

— 午前11時 6分 再開 —

【里脇委員長】 委員会を再開いたします。

本定例会で審査いたしました内容、結果について、12月18日（火）の予算決算委員会における環境生活分科会長報告及び12月20日（木）の本会議における環境生活委員長報告の内容について協議を行います。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。

協議につきましては、本委員会を協議会に切り替えて行いたいと存じますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【里脇委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

それでは、ただいまから委員会を協議会に切り替えます。

— 午前11時 7分 休憩 —

— 午前11時 7分 再開 —

【里脇委員長】 委員会を再開いたします。

環境生活分科会長報告及び環境生活委員長報告については、協議会における委員の皆様の見解を踏まえ報告させていただきます。

次に、閉会中の委員会活動について協議したいと思いますので、しばらく休憩いたします。

— 午前11時 8分 休憩 —

— 午前11時 8分 再開 —

【里脇委員長】 委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について、何かご意見はございませんか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【里脇委員長】 それでは、正副委員長にご一任願いたいと存じます。

これをもちまして、環境生活委員会及び予算決算委員会環境生活分科会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

— 午前11時 9分 閉会 —

環境生活委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

平成30年12月12日

環境生活委員会委員長 里脇 清隆

議長 溝口 芙美雄 様

記

1 議 案

番 号	件 名	審査結果
第 138 号 議 案	契約の締結について	原案可決
第 139 号 議 案	契約の締結の一部変更について	原案可決
第 140 号 議 案	契約の締結の一部変更について	原案可決
第 141 号 議 案	契約の締結の一部変更について	原案可決
第 142 号 議 案	公の施設の指定管理者の指定について（関係分）	原案可決
第 143 号 議 案	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
第 144 号 議 案	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
第 145 号 議 案	長崎県総合計画チャレンジ2020の変更について（関係分）	原案可決
第 146 号 議 案	第三期長崎県教育振興基本計画について（関係分）	原案可決

計 9 件（原案可決 9 件）

委 員 長 里 脇 清 隆

副 委 員 長 山 本 由 夫

署 名 委 員 八 江 利 春

署 名 委 員 坂 本 浩

書 記 佐 原 昌 子

書 記 城 戸 壮太郎

速 記 (有)長崎速記センター

配 付 資 料

平成30年11月定例県議会

予算決算委員会 環境生活分科会
関係議案説明資料

土 木 部

土木部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第121号議案 平成30年度長崎県一般会計補正予算（第3号）のうち関係部分

第123号議案 平成30年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第1号）

第125号議案 平成30年度長崎県港湾整備事業会計補正予算（第1号）のうち関係部分

第127号議案 平成30年度長崎県一般会計補正予算（第4号）のうち関係部分

第129号議案 平成30年度長崎県港湾整備事業会計補正予算（第2号）のうち関係部分

であります。

はじめに、第121号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち土木部関係部分についてご説明いたします。

今回の補正予算は、本年10月の台風25号で被害を受けた港湾施設等における対策工事及び職員給与関係既定予算の過不足の調整に要する経費について補正しようとするものであります。

歳入予算は、

国庫支出金	1億8,706万6千円の増
諸収入	17万8千円の増
合 計	1億8,724万4千円の増

となっております。

歳出予算は、

企画費	5,893万8千円の減
土木管理費	6,958万7千円の増

道路橋りょう費	1億3,842万9千円の増
河川海岸費	2,787万6千円の増
港湾空港費	4,831万2千円の増
都市計画費	451万5千円の減
住宅費	573万5千円の減
公共土木施設災害復旧費	2億8,640万円の増
合 計	5億 141万6千円の増

となっております。

これにより、土木部関係の一般会計歳出予算総額は、

1,005億6,179万6千円

となります。

次に、補正予算の主な内容についてご説明いたします。

(災害復旧費)

本年10月の台風25号で被害を受けた港湾施設等における対策工事に要する経費として、

公共事業	2億6,400万円の増
単独事業	2,240万円の増

職員給与関係既定予算の過不足の調整に要する経費として、

単独事業	2億1,501万6千円の増
------	---------------

を計上いたしております。

次に、繰越明許費についてご説明いたします。

地元調整等に不測の日数を要したことにより、適切な工期が確保できなくなったこ

と等に伴い、

道路橋りょう費	12億4,400万	円
河川海岸費	5億9,955万	円
港湾空港費	2億5,100万	円
都市計画費	4億8,200万	円
住宅費	2億8,267万9千	円
公共土木施設災害復旧費	3億5,940万	円
合 計	32億1,862万9千	円

について、繰越明許費を設定しようとするものであります。

次に、債務負担行為についてご説明いたします。

- 1 国交付金事業について、発注の平準化を図ることを目的として、来年度予算事業を今年度に発注するため、

道路新設改良費（交付金工事県債）	7億3,900万	円
交通安全施設費（交付金工事県債）	4億1,000万	円
道路災害防除費（交付金工事県債）	1億1,800万	円
舗装補修費（交付金工事県債）	1億1,720万	円
橋りょう補修費（交付金工事県債）	7,000万	円
都市公園整備費（交付金工事県債）	1,052万6千	円
港湾改修費（本土）（交付金工事県債）	1億5,000万	円
港湾改修費（離島）（交付金工事県債）	2億	円
海岸保全費（本土）（交付金工事県債）	3,500万	円
広域河川改修費（交付金工事県債）	1,500万	円
総合流域防災費（交付金工事県債）	7,500万	円
地すべり対策費（交付金工事県債）	2億8,900万	円

急傾斜地崩壊対策費（交付金工事県債）	1億2,000万	円
合 計	23億4,872万6千	円

2 県単独事業について、発注の平準化を図ることを目的として、来年度予算事業を今年度に発注するため、

道路改良費（工事県債）	3億5,750万	円
交通安全施設費（工事県債）	2億9,870万	円
道路災害防除費（工事県債）	1億6,760万	円
舗装補修費（工事県債）	5億8,950万	円
海岸自然災害防止事業費（工事県債）	9,500万	円
臨時河川等調査費（工事県債）	1,000万	円
臨時河川等整備費（工事県債）	1億700万	円
河川自然災害防止事業費（工事県債）	3億1,500万	円
合 計	19億4,030万	円

国交付金事業と県単独事業をあわせて、

42億8,902万6千円

の債務負担行為を設定しようとするものであります。

そのほか、

3 平戸公園・田平公園等の指定管理業務について、年度を越えて一括契約を締結するため、

平戸公園・田平公園管理運営負担金	1億8,920万8千	円
西海橋公園管理運営負担金	1億6,368万3千	円
百花台公園・百花台森林公園管理運営負担金	1億6,610万5千	円
長崎港福田マリーナ等管理運営負担金	2,810万3千	円

4 長崎港小ヶ倉柳地区における大型クルーズ船受入にかかる保安規程策定業務を今年度に発注するため、

港湾施設管理運営費

940万 円

の債務負担行為を設定しようとするものであります。

次に、第123号議案「平成30年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第1号）」についてご説明いたします。

はじめに、繰越明許費についてご説明いたします。

地元調整に不測の日数を要したことにより、適切な工期が確保できなくなったことに伴い、

港湾施設整備費

1億2,200万 円

について、繰越明許費を設定しようとするものであります。

次に、債務負担行為についてご説明いたします。

長崎港福田マリーナ及び長崎出島ハーバーの指定管理業務について、年度を越えて一括契約を締結するため、

長崎港福田マリーナ等管理運営負担金

6,189万7千円

の債務負担行為を設定しようとするものであります。

次に、第125号議案「平成30年度長崎県港湾整備事業会計補正予算（第1号）」のうち土木部関係部分についてご説明いたします。

今回の補正予算は、職員給与関係既定予算の過不足の調整に要する経費として、

収益的支出について、

217万4千円の減

を計上いたしております。

次に、第127号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち土木部関係予算についてご説明いたします。

歳出予算では、職員給与の改定に要する経費として、

企 画 費	3 9 万 6 千円の増
土 木 管 理 費	7 2 0 万 9 千円の増
道 路 橋 り よ う 費	7 2 6 万 7 千円の増
河 川 海 岸 費	4 6 3 万 1 千円の増
港 湾 空 港 費	3 7 4 万 4 千円の増
都 市 計 画 費	1 4 5 万 2 千円の増
住 宅 費	6 6 万 9 千円の増
合 計	2, 5 3 6 万 8 千円の増

を計上いたしております。

これにより、土木部関係の一般会計歳出予算総額は、

1, 0 0 5 億 8, 7 1 6 万 4 千円

となります。

次に、第 1 2 9 号議案「平成 3 0 年度長崎県港湾整備事業会計補正予算（第 2 号）」のうち土木部関係部分についてご説明いたします。

収益的支出では、給与改定に要する経費として、

2 6 万 1 千円の増

を計上いたしております。

以上をもちまして、土木部関係の説明を終わります。

何とぞ、よろしくご審議のほどお願いいたします。

平成30年11月定例県議会

環境生活委員会関係議案説明資料

土 木 部

土木部関係の議案、議案外の報告事項及び主な所管事項についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第139号議案 契約の締結の一部変更について

第140号議案 契約の締結の一部変更について

第141号議案 契約の締結の一部変更について

第142号議案 公の施設の指定管理者の指定についてのうち関係部分

第143号議案 公の施設の指定管理者の指定について

第144号議案 公の施設の指定管理者の指定について

であります。

はじめに、議案についてご説明いたします。

第139号議案「契約の締結の一部変更について」は、平成29年11月定例県議会で可決された一般県道諫早外環状線道路改良工事((仮称)4号トンネル)について、7月の豪雨を原因とした工事遅延による一部工種の減工により、請負代金額の変更契約を締結しようとするものであります。

次に、第140号議案「契約の締結の一部変更について」は、平成28年2月定例県議会で可決された一般県道諫早外環状線道路改良工事に伴う長崎本線跨線橋等新設工事について、施工ヤードの地盤改良の追加等により、請負代金額の変更契約を締結しようとするものであります。

次に、第141号議案「契約の締結の一部変更について」は、平成28年9月定例県議会で可決された一般県道奥ノ平時津線道路改良工事((仮称)久留里トンネル)について、政令改正に伴う材料変更及び支保構造等の変更により、請負代金額の変更契

約を締結しようとするものであります。

次に、第142号議案「公の施設の指定管理者の指定について」のうち関係部分は、百花台公園の管理運営を行う指定管理者を指定しようとするものであります。

次に、第143号議案「公の施設の指定管理者の指定について」は、西海橋公園、平戸公園及び田平公園の管理運営を行う指定管理者を指定しようとするものであります。

次に、第144号議案「公の施設の指定管理者の指定について」は、長崎港常盤・出島地区及び松が枝地区、長崎港元船地区、早岐港ハウステンボスマリーナ及びハウステンボスハーバー並びに長崎港福田マリーナ及び長崎出島ハーバーの管理運営を行う指定管理者を指定しようとするものであります。

続きまして、議案外の報告事項について、ご説明いたします。

(和解及び損害賠償の額の決定について)

平成30年に発生した県の管理瑕疵による事故の和解及び損害賠償の額の決定5件を、地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分させていただいたものであります。

内容は、県が管理する道路において、道路法面等からの枝の落下や落石、道路上の金属片により自動車を破損させたものが4件、県が管理する港湾施設において、アンカーチェーンが腐食で切れたことにより、利用者の船舶を破損させたものが1件となっております。

各事故の相手方へ支払った賠償金は合計で972,841円であります。

(訴えの提起について)

県営住宅の明渡し及び滞納家賃の支払いにつき、訴えの提起1件を地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分させていただいたものであります。訴えの提起については、度重なる支払い督促や催促にも応じない滞納者について、裁判手続きにより建物の明渡しや滞納家賃の支払いを求めるものであります。

(公共用地の取得状況について)

平成30年8月1日から平成30年10月31日までの土木部所管の公共用地の取得状況については、諫早市におけるダム建設事業ほか11件であります。

続きまして、土木部関係の主な所管事項について、ご説明いたします。

(幹線道路の整備について)

県においては、交流人口の拡大や産業振興を支える道路整備を計画的に進めております。

このうち、西九州自動車道の伊万里松浦道路については、昨年の今福インターから調川つぎのかわインター間の供用に続き、12月15日に、松浦インターまでが開通されることとなりました。これにより、伊万里松浦道路の長崎県内区間7.1kmのすべてが完成することとなります。早期完成を心待ちにしておりました本県にとりまして、この度の供用開始は大変喜ばしいことであり、今後、観光や水産業をはじめとした地域経済の更なる活性化が期待されるところであります。

また、九州横断自動車道の長崎多良見インターから長崎すすきづか芒塚インター間の4車線化についても、去る11月20日、約100人の参加のもと、最後の未完成橋梁である日見夢大橋の渡り初め式がとりおこなわれるなど、今年度の完成供用に向け、順調

に整備が進められております。

このような規格の高い道路の整備につきましては、これまで、県で策定しました広域道路整備基本計画に基づき、重点的に整備を進めているところですが、国土交通省においては、新たな制度として、平常時や災害時を問わず、安定的な輸送を確保するため、物流上重要な道路輸送網を「重要物流道路」として指定することで、機能強化、重点支援を実施していくこととされております。

さらには、この制度を契機とした新たな広域道路交通計画を、各地域において中長期的な観点から策定することとされており、本県としましても、地域の将来像を踏まえた広域的な道路交通の今後の方向性をしっかりと見定め、新たな広域道路交通ビジョンを策定することとしております。

今後、産業の振興や地域の活性化に資する幹線道路の積極的な整備に取り組んでまいります。

(水源地域対策特別措置法に基づく水源地域の指定について)

石木ダム及び本明川ダム建設事業につきましては、地域振興策としての水源地整備計画の決定に向け、関係機関と協議を進めているところでありますが、この度、その手続きの一つである水源地域対策特別措置法第3条に基づく「水源地域の指定」について、国土交通大臣へ申出を行うこととなりました。

石木ダムにつきましては昭和57年12月28日に、本明川ダムにつきましては平成28年3月30日に、それぞれ「水源地域の指定」の前段となります「ダム指定」が行われており、今後は「水源地域整備計画の決定」を目指し、引き続き、国、関係市町など関係機関と協議を進めてまいります。

(石木ダムの推進)

石木ダムの建設は、川棚川の抜本的な治水対策及び佐世保市の慢性的な水源不足解消のために必要不可欠な事業であり、県政の重要課題として、ダムの早期完成に向け、土地収用手続きを行うとともに、工事の進捗に努めております。

付替県道工事については、事業に反対する方々の妨害行為が依然として続く中で、安全を最優先に進めているところであり、現在の契約工区は1月に完了予定となっております。今後とも切れ目なく工事を継続するため、去る9月議会において議決いただいた債務負担行為等も活用しながら次の工区の発注を行っており、引き続き進捗に努めてまいります。

また、事業に反対する方々が、国の事業認定処分の取消しを求めた訴訟において、去る7月9日、長崎地方裁判所が原告の請求を棄却したことも踏まえ、石木ダム事業について、改めて県民の皆様理解を深めていただけるよう、佐世保市と連携し、全世帯広報紙や広報テレビ番組などを活用して、事業の必要性をわかりやすくお伝えするとともに、石木ダムの完成を望まれておられる県民の方々の声をお届けしたところです。今後とも、佐世保市とも十分連携の上、内容に工夫を凝らしながら、様々な機会を捉えて積極的にわかりやすい広報に取り組んでまいります。

(九州新幹線西九州ルート建設推進について)

九州新幹線西九州ルートについては、9月17日に東彼杵町内の彼杵トンネル工区の工事が竣工するとともに、10月30日にはルートで最長となる新長崎トンネルにおける掘削が完了し、県内22のトンネルのうち18のトンネルが貫通済みとなるなど、県内各地で工事が進められております。

今後とも、さらなる事業進捗が図られるよう、関係機関、地元市町と連携を密にして取り組んでまいります。

なお、8月に国から説明のあった、武雄温泉～長崎間の事業費増額については、増加の要因やその内容の詳細な説明を受けているところであり、引き続き確認を進めてまいります。

(海砂採取限度量に関する検討委員会について)

コンクリート骨材として使用される海砂の平成31年度以降の採取限度量を定める必要があることから、水産資源の保護及び自然環境の保全と骨材資源の確保との調和を図る観点で、幅広い見地から有識者等のご意見をいただくため「長崎県海砂採取限度量に関する検討委員会」を本年8月に設置し、検討が行われていましたが、このたび委員会としての意見が提言書としてとりまとめられ、11月20日に知事あて提出されました。

県としましては、委員会の提言を踏まえるとともに、県議会のご意見もいただきながら、本年度中に平成31年度以降5年間の海砂採取限度量を決定したいと考えております。

(公共事業の再評価について)

平成30年度の土木部関係の公共事業評価について、再評価1事業を、長崎県公共事業評価監視委員会に諮問し、11月22日に意見書の提出が行われたところであり、「継続」とする県の対応方針は、妥当であるとの答申をいただきました。

今後とも、適正な事業評価に努め、効率的かつ効果的な事業実施を図ってまいります。

(政策評価の結果等について)

長崎県政策評価条例に基づき、施策評価、事務事業評価、指定管理者制度導入

施設の評価、公共事業にかかる新規事業の事前評価及び長崎県政策評価委員会による外部評価を実施いたしました。土木部関係分については、お配りしている資料のとおりでございます。

このうち施策評価については、「長崎県総合計画チャレンジ2020」が策定から3年目を迎えることから、毎年度実施している事務事業評価等の結果も踏まえ、より広い視点から施策の取り組み状況の途中評価を行い、総合計画の進捗管理、重点施策の展開、予算編成等に活用することを目的に実施したものです。

土木部におきましては、総合計画に掲げる10の戦略のうち、主に「戦略9 快適で安全・安心な暮らしをつくる」、「戦略10 にぎわいと暮らしを支える社会基盤を整備する」に取り組んでおり、関連する施策について途中評価を実施いたしました。その評価の概要については、資料としてお配りしているとおりであります。

このうち主な成果としましては、地域間の人流や物流を支える交通ネットワークの確立に取り組んだ結果、地域高規格道路の島原道路において、平成29年12月に吾妻愛野バイパスを開通するなど、規格の高い道路の整備について進捗が図られております。

事務事業評価については、20件の事業群評価調書により、74件の事業を評価いたしました。そのうち20件の事業について、平成31年度に向けて、「拡充」「改善」「統合」「縮小」「廃止」のいずれかの見直しを検討いたしております。

なお、施策評価及び事務事業評価等の結果については、ホームページ等を通じ、県民の皆様にも広く公表いたしております。

今後、県議会におけるご論議を踏まえながら、施策及び事業等の企画立案、見直しなどを実施してまいります。

(地方創生の推進について)

地方創生に向けた平成27年度から平成31年度までの具体的取組等を示す「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」について、今後の新たな事業構築や事業の更なる改善等に繋げるため、KPI（重要業績評価指標）の進捗状況や取組内容等を踏まえ、平成29年度における総合戦略に基づく事業等の評価・検証を行っております。

土木部におきましては、総合戦略に掲げる18の基本的方向のうち、主に「地域を創り、支え合うインフラ・サービスを活性化する」や「既存ストックのマネジメントを強化する」に取り組んでおり、関連する事業等について評価・検証を実施いたしました。

このうち、地域活性化を支えるインフラ整備の推進につきましては、規格の高い道路ネットワークの整備に取り組んでおり、昨年度は西九州自動車道の今福インターから調川インター間、島原道路の吾妻愛野バイパス及び諫早インター工区の一部が開通するなど、着実に整備が進んでおります。

今後も、現在整備を行っている事業の早期完成に向け重点的に取り組んでまいります。

(会計検査院の指摘について)

西日本高速道路株式会社が実施した長崎自動車道木場スマートインターチェンジ整備事業において、長崎県と西日本高速道路株式会社との間で締結した協定に基づき、平成28年度に長崎県が国の交付金を受けて、同社が実施する高速道路を跨ぐ橋梁の工事費の2分の1を負担しておりました。11月9日に公表された会計検査院の「平成29年度決算報告」において、この工事費の負担額について、工事完了後の橋梁は、同社に帰属することとなっていることから、工事に関して県への資産の譲渡は発生せ

ず、工事費は消費税法上の資産の譲渡の対価に該当しないため、県の負担金の算定に当たっては、消費税及び地方消費税（以下、消費税等）の課税対象外として処理すべきであったとの指摘を受けました。

また、一般国道499号の電線共同溝整備事業の実施に伴う路面電車の架線柱のセンターポール化工事についても、長崎県と長崎電気軌道株式会社との間で締結した協定に基づき、平成25年度から平成28年度にかけて長崎県が国の交付金を受け、同社が実施するセンターポール等の設置工事費を負担しておりました。この工事費の負担額についても、工事完了後のセンターポール等は、同社に帰属することとなっていることから、工事に関して県への資産の譲渡は発生せず、工事費は消費税法上の資産の譲渡の対価に該当しないため、県の負担金の算定に当たっては、消費税等の課税対象外として処理すべきであったと指摘を受けております。

このため、両件とも消費税等の過大分に係る交付金相当額を、年度内に国庫に返還する方向で国と調整しております。今後は、関係法令等の遵守について改めて周知徹底を図り、このような事態が二度と発生することのないよう、適正な処理に努めてまいります。

以上をもちまして、土木部関係の議案及び所管事項の説明を終わります。

何とぞ、よろしくご審議のほどお願いいたします。

平成30年11月定例県議会

環境生活委員会関係議案説明資料

(追 加 1)

土 木 部

【環境生活委員会関係議案説明資料（土木部） 3 頁 9 行目の次に、次のように挿入する。】

（平成 3 1 年度の重点施策）

平成 3 1 年度の予算編成に向けて「長崎県重点戦略（素案）」を策定いたしました。これは、長崎県総合計画チャレンジ 2 0 2 0 に掲げる目標の実現に向けて、平成 3 1 年度に重点的に取り組もうとする施策について、新規事業を中心にお示ししたものであります。このうち、土木部の予算編成における基本方針及び主要事業についてご説明いたします。

基本方針といたしましては、生活・産業基盤の整備や、安全・安心な生活を確保するため、4 つの柱として、

1. 活力ある地域づくりを支える交通ネットワークの形成と個性あるまちづくりの推進
2. 激甚化・頻発化する自然災害から県民の命と暮らしを守るための事前防災・減災対策の推進
3. インフラの老朽化による事故及びサービスの低下を防ぐための戦略的な維持管理・更新の推進とインフラの有効活用
4. 建設業における人材の確保・育成に向けた取組

を挙げております。

主要事業につきましては、引き続き、J R 長崎本線連続立体交差事業や島原道路整備事業、肥前大島港整備事業等を実施してまいります。また、新規事業として、移住希望者のニーズに沿った空き家を提供し、移住・定住を推進する「移住者向け住宅確保加速化支援事業」等を予定しております。

なお、平成 3 1 年度当初予算に係る予算要求状況につきましても、併せて公表を行ったところであります。

これらの事業につきましては、県議会からのご意見などを十分踏まえながら、予算編成の中で更に検討を加えてまいりたいと考えております。

平成30年11月定例県議会

予算決算委員会 環境生活分科会
関係議案説明資料

環 境 部

環境部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第121号議案 平成30年度長崎県一般会計補正予算（第3号）のうち関係部分

第124号議案 平成30年度長崎県流域下水道特別会計補正予算（第1号）

第127号議案 平成30年度長崎県一般会計補正予算（第4号）のうち関係部分

第128号議案 平成30年度長崎県流域下水道特別会計補正予算（第2号）

の4件であります。

はじめに、第121号議案 平成30年度長崎県一般会計補正予算（第3号）のうち関係部分であります。

歳出予算は、

防 災 費	370万3千円の減
環 境 保 全 費	2,902万 円の増
都 市 計 画 費	378万1千円の減
計	2,153万6千円の増

を計上いたしております。

これは、職員給与関係既定予算の過不足の調整に要する経費であります。

次に、第124号議案「平成30年度長崎県流域下水道特別会計補正予算（第1号）」についてご説明いたします。

歳入予算については、

分担金及び負担金	16万3千円の増
計	16万3千円の増

歳出予算については、

流域下水道費	16万3千円の増
計	16万3千円の増

を計上いたしております。

これは、職員給与関係既定予算の過不足の調整に要する経費であります。

続きまして、債務負担行為についてご説明いたします。

大村湾南部浄化センターの高度処理化工事について、当該年度の支出を伴わずに翌年度予算事業を前倒して発注ができるゼロ県債の設定により、年間事業量の平準化及び当該処理施設の早期の供用開始を図るため、本年度から平成31年度までの債務負担行為として、

大村湾南部流域下水道建設費	1億5,000万	円
---------------	----------	---

を計上いたしております。

次に、第127号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算については、

防災費	3万2千円の増
環境保全費	319万9千円の増
都市計画費	19万5千円の増
計	342万6千円の増

を計上いたしております。

これは、職員の給与改定に要する経費であります。

次に、第128号議案「平成30年度長崎県流域下水道特別会計補正予算(第2号)」
についてご説明いたします。

歳入予算については、

分担金及び負担金	9万5千円の増
計	9万5千円の増

歳出予算については、

流域下水道費	9万5千円の増
計	9万5千円の増

を計上いたしております。

これは、職員の給与改定に要する経費であります。

以上をもちまして、環境部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

平成30年11月定例県議会

環境生活委員会関係議案説明資料

環 境 部

環境部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、

第138号議案「契約の締結について」であります。

第138号議案「契約の締結について」は、諫早市と大村市にまたがる区域の下水処理施設である大村湾南部浄化センターにおいて、老朽化している中央監視装置の改築を行うため、工事請負契約を締結しようとするものであります。

以上をもちまして、議案関係の説明を終わります。

次に、議案以外の主な所管事項についてご説明いたします。

(長崎県環境教育等行動計画の策定について)

「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」の規定に基づき平成26年3月に策定した「長崎県環境教育等行動計画」については、今年度で終期を迎えることから、社会経済情勢の変化や各種施策の実施状況などを踏まえて現計画を見直し、次期行動計画の策定作業を進めております。

本計画においては、現計画の評価・検証結果を踏まえ、県環境審議会での審議や庁内関係課等による検討を行い、今般、計画素案を作成したところです。

今後は、パブリックコメントを実施し、県民の皆様や市町のご意見を踏まえ、県議会のご意見も伺いながら、年度内の策定に向けて取り組んでまいります。

(地球温暖化対策について)

本県では、「長崎県地球温暖化対策実行計画」に基づき、県民、事業者、市町と連携しながら、温室効果ガスの排出割合が高い「業務その他(事業者)部門」、「家庭

部門」、「運輸部門」における排出抑制対策を中心に取組を進めております。

このうち、「業務その他部門」については、本年7月に開催した省エネ取組を促進するためのセミナーに参加した事業者のうち5社が、現在、一般社団法人エネルギーマネジメント協会が国の補助事業を活用して実施している省エネ相談地域プラットフォーム事業を活用しているところであり、経営改善につながる省エネ計画の策定や融資制度のアドバイス、運用改善のマニュアル作成などの支援を受け、温室効果ガスの排出削減に取り組むこととしています。今後もセミナー参加企業を中心に、同事業の活用を働きかけ、事業者における省エネ実践につなげることであります。

また、「家庭部門」については、夏期に引き続き、九州7県と経済団体等が、家庭での二酸化炭素削減を促進するため共同で取り組んでいる九州エコライフポイント（家庭における節電活動）の冬期の取組を進めており、さらに、「運輸部門」については、12月の第2水曜日からの1週間を県下一斉ノーマイカー&エコドライブウィークとして、家庭、事業所等でのマイカー自粛とエコドライブの推進を呼びかけることとしています。

今後も、県民、事業者、関係機関等と連携し、環境に配慮した生産活動やライフスタイルの推進を図りながら、地球温暖化対策に取り組んでまいります。

（大村湾環境保全・活性化行動計画の策定について）

今年度、終期を迎える「第3期大村湾環境保全・活性化行動計画」については、各分野の専門家や活動団体、流域市町及び庁内関係部局などとの議論を行い、次期行動計画の策定作業を進めております。

本計画においては、これまでの取組の検証を踏まえた課題や「森川海の総合診断」の評価手法を用いた環境レビュー調査の結果をもとに、「みらいにつなぐ“宝の海”大村湾」の実現を目指す計画素案を作成したところです。

今後は、パブリックコメントを実施し、県民の皆様や流域市町のご意見を踏まえ、

県議会のご意見を伺いながら、年度内の策定に向けて取り組んでまいります。

(PCB廃棄物の適正処理の推進について)

PCB（ポリ塩化ビフェニル）は人の健康及び生活環境に係る被害を生ずる恐れがある有害物質であることから、「PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」や「長崎県PCB廃棄物処理計画」に基づき、処理期限までの適正処理を進めているところです。

高濃度PCB含有の安定器等につきましては、処理期限である平成33年3月31日までの確実な処理完了に向け、現在、使用又は保管の可能性のある県内約13,000事業所に対し調査を進めているところです。

今後、関係団体や県内市町、県立保健所等関係機関と連携を図りながら、早期の適正処理に努めてまいります。

なお、処理が滞っていた高圧コンデンサ1台を所有保管する県内事業者につきましては、現在、県において事業者への指導・助言を継続しているところであり、今年度中に処理完了できるよう、引き続き関係機関と連携しながら解決に向け努力してまいります。

(生物多様性保全の推進について)

本県におきましては、特定外来生物であるツマアカスズメバチが5月に壱岐で確認されたほか、これまで県内3市で確認されていたセアカゴケグモが10月に新たに雲仙市で確認されるなど、外来生物の侵入による生態系への影響等が懸念されております。

今年度は、希少な野生生物等へ影響を及ぼす恐れのある外来生物について、専門家や市町へ県内における生息・生育等の情報にかかるアンケート調査等を行い、得られた情報等を整理したリストの作成を進めており、その結果を市町及び関係機関等と

共有することにより侵入の早期発見等を図ることとしております。

また、10月23日には、「長崎県希少野生動植物の保護と生息・生育地の保全に関する方針」に基づき、専門家による希少野生動植物種指定等検討会を開催し、保護が必要な種の指定等の検討を進めているところであり、引き続き本県の生物多様性の保全を推進してまいります。

(島原半島満喫プロジェクトについて)

県では、島原半島におけるインバウンド対策を促進するために、島原半島満喫プロジェクトとして各種事業に取り組んでいるところです。

今年度は、昨年度に引き続き、島原半島観光連盟と連携を図りながら、二次交通改善のための茂木～小浜間における船の運航による交通社会実験を去る9月15日から17日及び22日から24日の3連休に実施し、計6日間で459名の方に乗船いただきました。また、外国人アドバイザーによるモニターツアーを9月9日から11日までの3日間実施し、外国人の視点でインバウンド対策に必要な意見をいただいております。

今後これらの事業の成果を検証し、各関係機関と情報を共有し、連携を図りながらインバウンド対策を推進してまいります。

(ジオパークシンポジウムの開催について)

島原半島が日本ジオパークの認定を受けて、今年度は10周年の節目の年にあたります。県では、これを契機として、地域の皆様がジオパークを活用した地域づくりに取り組むきっかけとなるよう、去る11月10日に島原市において島原半島ジオパーク協議会とともにシンポジウムを開催しました。シンポジウムには232名の方が参加され、基調講演や分科会を通して、これからの島原半島ジオパークをどうすべきか、理念の共有が図られたところであり、県としては、引き続きジオパーク活動に支

援を行い、地元と連携して地域の活性化を推進してまいります。

(政策評価及び研究評価の結果等について)

長崎県政策評価条例に基づき、施策評価、事務事業評価、指定管理者制度導入施設の評価及び長崎県政策評価委員会による外部評価を実施いたしました。環境部関係分については、お配りしている資料のとおりでございます。

施策評価については、「長崎県総合計画チャレンジ2020」が、策定から3年目を迎えることから、毎年度実施している事務事業評価等の結果も踏まえ、より広い視点から施策の取組状況の途中評価を行い、総合計画の進捗管理、重点施策の展開、予算編成等に活用することを目的に実施したものです。

環境部におきましては、総合計画に掲げる10の戦略のうち、主に「戦略9 快適で安全・安心な暮らしをつくる」に取り組んでおり、関連する施策について途中評価を実施いたしましたが、その評価の概要については、資料としてお配りしているとおりであります。

このうち主な成果としましては、下水道、浄化槽等の污水处理施設の整備に対する支援や工場・事業場に対する指導の徹底等により、海域や河川の水質保全などが図られております。今後の主な対応方針としましては、引き続き、污水处理施設の整備を促進するとともに、特に閉鎖性水域である大村湾、諫早湾干拓調整池については、それぞれ新たな行動計画を策定し、関係機関が一体となった水質改善対策などに取り組んでいくこととしております。

また、事務事業評価については、9件の事業群評価調書により、41件の事業を評価いたしましたが、そのうち21件の事業について、平成31年度に向けて、「拡充」「改善」「統合」「縮小」「廃止」のいずれかの見直しを検討いたしております。

今後、県議会における論議等を踏まえながら、施策及び事業等の見直しなどに取り組んでまいります。

さらに、外部有識者からなる長崎県研究事業評価委員会へ諮問しておりました県の研究機関が行う研究事業について、去る11月9日に委員会から知事へ意見書が提出され、環境部関係については、環境保健研究センターの2件について、新規研究事業1件は「概ね妥当である」、終了した研究事業1件は「概ね計画を達成した」との評価を受けました。

なお、評価結果については、ホームページ等を通じ、県民の皆様にも広く公表するとともに、委員会からのご意見を踏まえて、研究事業の効果的・効率的な実施を図ってまいります。

(地方創生の推進について)

地方創生に向けた平成27年度から平成31年度までの具体的取組等を示す「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」について、今後の新たな事業構築や事業の更なる改善等に繋げるため、KPI（重要業績評価指標）の進捗状況や取組内容等を踏まえ、平成29年度における総合戦略に基づく事業等の評価・検証を行っております。

環境部におきましては、総合戦略に掲げる18の基本的方向のうち、「地域の特色を活かした地域活性化策を推進する」に取り組んでおります。その一つとして、雲仙を訪れた外国人観光客のニーズ把握調査や留学生を対象としたジオパーク・モニターツアー等を実施し、インバウンド対策の基礎的データの収集と課題抽出を行いました。

今後は、これらの調査結果を基に、外国人観光客向けの魅力的なコンテンツの創出や受入環境の整備などインバウンド対策を推進してまいります。また、バイオガス等の未利用資源の活用について、民間事業者と連携しながら地域資源循環システムの構築などに取り組んでまいります。

以上をもちまして、環境部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

平成30年11月定例県議会

環境生活委員会関係議案説明資料

(追 加 1)

環 境 部

【環境生活委員会関係議案説明資料（環境部）の6頁の21行目の次に、次のとおり挿入する。】

（平成31年度の重点施策）

平成31年度の予算編成に向けて「長崎県重点戦略（素案）」を策定いたしました。これは、長崎県総合計画チャレンジ2020に掲げる目標の実現に向けて、平成31年度に重点的に取り組もうとする施策について、新規事業を中心にお示したものであります。このうち、環境部の予算編成における基本方針及び主要事業についてご説明いたします。

平成31年度は、未来につながる環境にやさしい長崎県を目指して、「長崎県環境基本計画」に掲げる環境保全対策等に引き続き取り組むとともに、新たな施策の柱として、脱炭素ビジネスや滞在型観光の推進など環境と経済の好循環につながる施策を推進したいと考えております。

主な事業としましては、脱炭素化に向けた経済成長にもつながる新たな施策を検討するとともに、次期「地球温暖化対策実行計画」の策定等を進める「地球温暖化対策推進事業費」、県内の国立・国定公園等の美しく豊かな自然観光資源を活用したインバウンド対策を行う「自然公園等インバウンド受入れ環境整備事業費」、PCB含有安定器の処理期間内の処分を進めるための「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進事業費」、大村湾や諫早湾干拓調整池等の水質保全と地域資源としての利活用等を図るための「みらいにつなぐ大村湾事業費」及び「「いさかん」水辺の保全と活用加速化プロジェクト事業費」などをあげております。

なお、平成31年度当初予算に係る予算要求状況につきましても、併せて公表を行ったところであります。

これらの事業につきましては、県議会からのご意見などを十分踏まえながら、予算編成の中で更に検討を加えてまいりたいと考えております。

平成30年11月定例県議会

予算決算委員会 環境生活分科会
関係議案説明資料

県民生活部

県民生活部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第121号議案 平成30年度長崎県一般会計補正予算（第3号）のうち関係部分

第127号議案 平成30年度長崎県一般会計補正予算（第4号）のうち関係部分
の2件であります。

はじめに、第121号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」の
うち関係部分について、ご説明いたします。

歳出予算は、

統計調査費	830万7千円の減
生活対策費	1,049万9千円の増
環境保全費	110万7千円の増
計	329万9千円の増

となっております。

これは、職員給与関係既定予算の過不足の調整に要する経費であります。

次に、第127号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち
関係部分について、ご説明いたします。

歳出予算は、

統計調査費	79万9千円の増
生活対策費	145万2千円の増
環境保全費	154万1千円の増
計	379万2千円の増

となっております。

これは、職員の給与改定に要する経費であります。

以上をもちまして、県民生活部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

平成30年11月定例県議会

環境生活委員会関係議案説明資料

県民生活部

県民生活部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第145号議案 「長崎県総合計画チャレンジ2020の変更について」のうち関係部分

第146号議案 「第三期長崎県教育振興基本計画について」のうち関係部分の2件であります。

第145号議案「長崎県総合計画チャレンジ2020の変更について」のうち関係部分については、長崎県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例第2条の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

これは県政の指針として平成28年に策定した「長崎県総合計画 チャレンジ2020」の数値目標のうち、「『ウーマンズジョブほっとステーション』における年間就職者数」について、平成29年度までの実績状況等を踏まえて、変更をおこなうというものであります。

次に、第146号議案「第三期長崎県教育振興基本計画について」のうち関係部分については、現在の第二期長崎県教育振興基本計画が今年度末に終期を迎えることから、新たに平成31年度から5年間の教育の振興に関する基本的な方向や具体的施策等を計画として定めるため、長崎県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例第2条の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

以上をもちまして、議案関係の説明を終わります。

次に、議案以外の主な所管事項についてご説明いたします。

(つながるフェスタ in 県庁～NPO・じんけん・男女共同参画～について)

多様な主体による協働の推進や、人権尊重・男女共同参画に関する理解促進を目的

として、去る10月21日、県庁舎において、県内各地で活動するNPO・ボランティア団体、女性団体、企業などが参加する「つながるフェスタ in 県庁～NPO・じんけん・男女共同参画～」を開催いたしました。

当日は、これからの協働を考えるシンポジウムやテーマ別分科会、駅前じんけん講座のほか、NPO・女性起業家によるブースやマルシェの出展、協働エリアを利用した各種イベント、県庁舎全体を利用したクイズラリーなどを実施し、約1,000名の県民の皆様が来場され、協働・人権・男女共同参画についての理解を深めていただきました。

このイベントを通じて得られた参加者同士の連携・理解がさらに進むよう、これからも情報発信をはじめ、必要な支援に取り組んでまいります。

（女性の活躍推進について）

官民連携組織「ながさき女性活躍推進会議」において、来る平成31年1月24日に長崎市内にて、女性の登用や能力開発、男女がともに働きやすい職場づくり等に積極的に取り組んでいる県内企業等の表彰が行われます。

併せて、株式会社 資生堂から講師をお招きし、多様な人材の活用や働き方改革などについての基調講演が行われます。

今後とも、表彰企業の取組を優良事例として情報発信するなど、ながさき女性活躍推進会議と連携しながら、女性の活躍を推進してまいります。

（人権尊重の社会づくりの推進について）

県におきましては、様々な人権課題について県民の皆様に一層理解を深めていただくため、毎年11月11日から12月10日までを「長崎県人権・同和問題啓発強調月間」と定め、集中的な啓発活動を行っております。

具体的には、県内各地のバスや電車の車内に人権啓発ポスターを掲示するとともに、

Jリーグ加盟の「V・ファーレン長崎」と連携・協力して、11月10日のホームスタジアムでの試合において、観客13,226人のもと、選手や監督が参加して、人権尊重宣言や場内での人権パレードを行なうとともに、競技場内の大型ビジョンによる人権メッセージの放映、人権啓発ブースの出展なども併せて実施し、多数の方に人権尊重社会の意義について発信することができました。

また、同性愛者や両性愛者、あるいは心の性と体の性が一致しないなど性的少数者の方やその周囲の方々を対象に、気軽に電話相談できる「LGBT相談デー」を、11月より毎月第3土曜日の9時半から13時までの時間帯で開設いたしました。性のあり方で生きづらさを感じている、また、こうした方々にどう接したらよいかなどの悩みや相談について、県が委嘱した臨床心理士が応じることであり、必要な情報提供も行いながら、悩みの軽減につなげていきたいと考えております。

(交通安全対策の推進について)

平成30年10月末現在の交通事故発生状況は、発生件数3,859件、死者数32人、負傷者数5,035人となっており、昨年同期に比べ発生件数で474件、死者数で3人、負傷者数で537人といずれも減少しております。

県といたしましては、自動ブレーキなどの先進機能を有する安全運転サポート車の試乗による普及啓発や高齢運転者参加・体験型交通安全講習会などを実施するとともに、警察をはじめ関係機関・団体等と連携した高齢者対策を行っており、10月末現在で高齢者の交通事故死者数は13人と昨年同期と比べまして14人減少しております。

また、12月12日から21日まで実施する「年末の交通安全県民運動」においては、飲酒運転の根絶、高齢者と子供の交通事故防止等を重点項目として掲げ、交通事故防止に取り組むとともに、県民一人ひとりの交通ルールの遵守と交通マナーの向上を図るため、地域・職場・家庭等での広報・啓発に努めてまいります。

今後とも、警察、市町、関係機関・団体等と、より一層の連携を図って、交通安全対策に取り組んでまいります。

(犯罪被害者等支援について)

犯罪被害者等支援につきましては、11月25日から12月1日までの「犯罪被害者週間」において、啓発活動の一環として、警察及び公益社団法人長崎犯罪被害者支援センターと連携して、特別講演会、ミニコンサート、街頭キャンペーンを実施し、犯罪被害者等支援に関する県民の理解の増進を図りました。

今後とも、警察及び関係機関・団体等となお一層の連携を図り、犯罪被害者等の支援に関する啓発活動に取り組んでまいります。

(統計グラフコンクールについて)

統計の普及と表現技術の研さんに資するため、毎年度実施しております県統計グラフコンクールにつきましては、本年度は県内小中学校の児童・生徒から204点の応募があり、多数の作品が入賞いたしました。そのうち特選作品11点を統計グラフ全国コンクールに出品したところ、2点が佳作となり、本県では6年ぶりとなる複数入賞を果たしました。

また統計課では、子どもの頃から統計に親しむ機会を提供するため、統計出前講座のほか、県庁見学に訪れる小中学生を対象に1階の協働エリアを活用した統計クイズコーナーを新たに設け、地域の統計データからふるさとの魅力を発見してもらう取り組みを行っております。

今後とも教育委員会や学校との連携を進め、子ども達が自ら問題点を考えて、統計的に解決する能力を身に付けられるような取り組みを推進してまいります。

(カネミ油症対策について)

今年、カネミ油症事件の発生から50年を迎えることから、この事件を県民の皆様
の記憶に残し、また、ご存知ない方には事件のことを知る一つの契機としていただく
ため、去る10月1日から18日まで、県庁1階県政資料閲覧エリアにおいて、写真
パネルや書籍等の資料展示を行いました。期間中、多くの方々にご来場いただき、写
真パネルを興味深く観覧いただくなど、県民のカネミ油症への理解と認識を深める一
助となったものと考えております。

また、油症検診の受診率向上を図るため、被害者621名の方へアンケート調査を
行いました。回答いただいた506名のうち、昨年度この検診を受診しなかった338
名の方に「どのように改善されれば受診されるか」とお尋ねしたところ、「検診日程が
増えれば」と回答された方が121名、「検診会場が増えれば」と回答された方が77
名おられ、また、その際の検診会場については福江地区を希望する声が多かったこと
から、現在、このご意向に沿った検診の実施に向けて検討を行っているところです。

今後とも、カネミ油症に対する理解と被害者への支援が一步でも進むよう取り組ん
でまいります。

(政策評価の結果等について)

長崎県政策評価条例に基づき、施策評価、事務事業評価、指定管理者制度導入施設
の評価を実施いたしました。県民生活部関係分については、お配りしている資料のと
おりでございます。

施策評価については、「長崎県総合計画 チャレンジ2020」が策定から3年目
を迎えることから、毎年度実施している事務事業評価等の結果も踏まえ、より広い視
点から施策の取り組み状況の途中評価を行い、総合計画の進捗管理、重点施策の展開、
予算編成等に活用することを目的に実施したものです。

県民生活部におきましては、総合計画に掲げる10の戦略のうち、主に「戦略4 生

きがいを持って活躍できる社会をつくる」、「戦略9 快適で安全・安心な暮らしをつくる」に取り組んでおり、関連する施策について途中評価を実施いたしました。その評価の概要については、資料としてお配りしているとおりであります。

このうち主な成果としましては、女性の活躍推進に取り組んだ結果、事業所における管理職（係長級以上）に占める女性の割合の向上が図られております。

また、今後の主な対応方針としましては、企業の女性の管理職登用を推進する女性人材育成事業などに取り組んでいくこととしております。

事務事業評価については、12件の事業群評価調書により、38件の事業を評価いたしました。そのうち26件の事業について、平成31年度に向けて、「拡充」「改善」のいずれかの見直しを検討いたしております。

なお、施策評価及び事務事業評価等の結果については、ホームページ等を通じ、県民の皆様にも広く公表いたしております。

今後、県議会におけるご論議を踏まえながら、施策及び事業等の見直しなどを実施してまいります。

（地方創生の推進について）

地方創生に向けた平成27年度から平成31年度までの具体的取組等を示す「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」について、今後の新たな事業構築や事業の更なる改善等に繋げるため、KPI（重要業績評価指標）の進捗状況や取組内容等を踏まえ、平成29年度における総合戦略に基づく事業等の評価・検証を行っております。

県民生活部におきましては、総合戦略に掲げる18の基本的方向のうち、「女性の活躍を促進する」に取り組んでおり、関連する事業等について評価・検証を実施いたしました。

このうち、女性の就労支援につきましては、女性向け就労相談窓口「ウーマンズジョブほっとステーション」において、結婚・育児・介護などのライフステージに応じ

た就労相談、セミナー及び県内9地区における巡回相談を実施した結果、相談件数1,040件、託児利用者数360人など多くの方が利用しており、就職者数は422人となっております。

今後の取組の方向性としたしましては、ウーマンズジョブほっとステーション並びに巡回相談・各種セミナーを継続して実施することとし、また、巡回相談の利便性の向上にも努めてまいります。

以上をもちまして、県民生活部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

平成30年11月定例県議会

環境生活委員会関係議案説明資料

(追 加 1)

県民生活部

【環境生活委員会関係議案説明資料 県民生活部の3頁11行目の次に、次のとおり挿入】

さらに、性の多様性についての正しい理解と認識を深めることを目的に、去る11月21日に、長崎大学中部講堂において、学生をはじめ教育関係者や企業・団体関係者等、372人の参加のもと、「平成30年度LGBTフォーラム」を長崎大学と連携して開催いたしました。本フォーラムでは「性の多様性ロゴマーク」最優秀賞受賞者の表彰の後、同性愛を公にしながらかップル弁護士として全国的に活躍されているみなみかずゆき南 和行氏による講演及び様々な立場の性的少数者の方々によるパネルディスカッションを行い、それぞれの体験や意見等をお聞きするなど、性の多様性についての理解を深め、誰もが生きやすい社会づくりについて考える機会とすることができました。

【環境生活委員会関係議案説明資料 県民生活部の7頁6行目の次に、次のとおり挿入】

(平成31年度の重点施策)

平成31年度の予算編成に向けて「長崎県重点戦略(素案)」を策定いたしました。これは、長崎県総合計画チャレンジ2020に掲げる目標の実現に向けて、平成31年度に重点的に取り組もうとする施策について、新規事業を中心にお示したものであります。このうち、県民生活部の予算編成における基本方針及び主要事業についてご説明いたします。

平成31年度は、県民の皆様が豊かで安心して暮らせる社会の実現を目指し、次の施策を重点的に取り組みます。

1. 「生きがいを持って活躍できる社会をつくる」ため、地域課題解決の担い手となるNPOが地域活動の中で自立・自走できるよう、NPOの掘り起こしや育成に取り

組みます。また、男女共同参画・女性活躍を推進するため、家庭生活における男性の家事・育児等への参画促進に取り組めます。

2. 「互いに支えあい見守る社会をつくる」ため、子ども、高齢者、障がい者、性的少数者など、誰もが心豊かに安心して暮らしていくことができるよう、人権教育・啓発の充実に取り組めます。

3. 「快適で安全・安心な暮らしをつくる」ため、安全・安心日本一の県づくりに向け、県民の規範意識の高揚と自主防犯活動の活性化をはじめ、高齢者の交通事故防止対策等の充実強化を図ることにより、犯罪や交通事故のない安全な地域社会づくりの推進に取り組めます。また、若年者の消費者被害防止のため、学校現場での実践的な消費者教育を強化するほか、食品による健康被害防止のため、食品の安全・安心対策の推進に取り組めます。

なお、平成31年度当初予算に係る予算要求状況につきましても、併せて公表を行ったところであります。

これらの事業につきましては、県議会からのご意見などを十分踏まえながら、予算編成の中で更に検討を加えてまいりたいと考えております。

平成30年11月定例県議会

環境生活委員会関係議案説明資料

(追 加 2)

県民生活部

【環境生活委員会関係議案説明資料 県民生活部の４頁１０行目の次に、次のとおり挿入】

（長崎県犯罪被害者等支援懇話会について）

犯罪被害者等支援のあり方等について検討するため、犯罪被害者等支援に関する教育、支援団体、学識経験者、弁護士、市町及び事業者からなる委員で構成された「長崎県犯罪被害者等支援懇話会」を本年１０月に設置しました。

これまで２回開催された懇話会では、本県における犯罪被害者等支援の課題等について確認し、その上で課題解決に必要な施策、取組等について議論が行われました。

その結果、本県において、犯罪被害者等支援の更なる充実に向けた施策、取組等を推進していくためには、犯罪被害者等を支援するための条例を制定する必要があるとの中間意見が取りまとめられました。

今後、懇話会において条例に盛り込む内容等の検討を進めるとともに、併せて市町や関係機関・団体と協議を行ってまいります。

平成30年11月定例県議会

予算決算委員会 環境生活分科会
関係議案説明資料

交 通 局

交通局関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしております議案は、

第126号議案 平成30年度長崎県交通事業会計補正予算（第1号）

であります。

債務負担行為についてご説明いたします。

長崎ターミナル新築工事に係る設計業務を本年度から平成31年度にかけて実施するため、平成31年度の債務負担行為として、

長崎ターミナル新築工事の設計業務	2,521万6千円
------------------	-----------

を計上いたしております。

以上をもちまして交通局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

平成30年11月定例県議会

環境生活委員会関係議案説明資料

交 通 局

今回、交通局関係の議案はありませんので、主な所管事項についてご説明いたします。

(プラチナパス65の利用状況について)

65歳以上を対象に路線バスが定額で乗り放題となる「プラチナパス65」は、本年9月の本格運用開始後も利用者は増加傾向にあり、10月末時点で929名の方にご利用いただいております。

試行期間中に行ったアンケートでは、バスの利用頻度が増える効果が示されたほか、バスの利用目的については、日常の「買い物」や「通院」での利用に加え、35パーセントの方が「趣味・習い事」のために利用すると回答しており、高齢者の生涯学習や健康増進にも役立つ制度であることが示されました。

利用拡大に向けた取組のひとつとして、高速バスの対象路線が割引となる特典を設定したほか、今後は、地域の商店街などと連携した優待特典の設定を検討しており、本制度が高齢者のより豊かで充実した生活につながる制度となるよう、利便性や付加価値の向上に努めてまいります。

(営業・広報活動について)

営業・広報活動については、バスの利用促進や地域の方々に親しみを持ってもらうための活動として、様々な取組を行っております。

地域の方との触れ合いを通じ、バスをより身近に感じてもらうため、各地のイベントに積極的に出展しており、今年度は、先月開催された「おおむら秋まつり」、「ながさきエコライフフェスタ」、「いさはや灯りファンタジア」など11月末までに8ヶ所のイベントに参加いたしました。会場に赤バスを展示するほか、バスのミニカーを使ったゲームなどの親子で楽しめる催しや、バス車内の忘れ物を集めた即売会を行い、多くのお客様にご来場いただきました。

地域の魅力発信とバス利用促進を目的とした路線マップ「県営バス de おでかけMAP」の第7弾として、長崎市の日見地区にスポットを当てた「日見編」を作成し長崎ペンギン水族館や地元の飲食店・洋菓子店及び日見地区の史跡などを紹介しており、11月下旬から県営バスターミナルやバス車内、長崎市役所などで4,000部を配布しております。

全国各地域の風景や観光資源を図柄とした地方版図柄入りナンバープレートの交付が10月1日に開始されたことを受け、交通局においても「平和記念像」や「教会」などを図案に取り入れた長崎県版ナンバープレートを県外高速バス車両16両に設置し、現在運行を行っており、この9月から高速バスで運行している「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」ラッピングバスとともに長崎県の魅力発信に努めております。

今後もこれらの取組を通して、多くの方々にバスをご利用いただけるよう努めてまいります。

(利用者の安全・安心とサービス向上について)

交通局では、「安全」「確実」「快適」「親切」をモットーに輸送品質の向上に努め、お客様がより快適に、安心してバスをご利用いただけるよう、幹部職員による早朝点呼への立ち合いや、3秒ルールの徹底など、様々な取組を行っております。

利用者の安全・安心とサービス向上を目的に、職員がグループを作り、自ら考え、行動していく取組である小集団活動については、平成23年から継続して活動しております。今年度は、来年2月に県営バスグループ全体で小集団活動総決起大会を開催し、活動報告や無事故を達成したチームの表彰を行うとともに、各グループが次年度へ向けた新たな目標を発表することで、職員一丸となって更なる事故防止に対する意識の向上を図ることとしております。

顧客サービスの充実を図るため、今年度初めて全ての職員を対象として、これま

での内部研修に加え、外部講師による接客マナー研修を実施する予定としています。

このような取組を通じ、今後も一層利用しやすい公共交通機関となるよう「日本一の接客」を目指してサービスの向上に努めてまいります。

(ツアーの取組について)

交通局では、子会社である長崎県営バス観光とタイアップし、毎年各種ツアーを企画実施しており、今年度は、県内において「外海地区の潜伏キリシタン関連施設と池島炭鉱」や「諫早市フルーツバス停と牡蠣焼き、神社めぐり」などの日帰りツアーの検討を行っております。

また、毎年1月から3月にかけて実施している「県営バスよか余暇ツアー」として、来年予定されているNHK大河ドラマの主人公で、マラソンの父と呼ばれる「金栗四三くりしそ」の「いだてん 大河ドラマ館」見学など新しい観光スポットを取り入れながら、霧島温泉に宿泊するツアーを企画しており、有明フェリーの利用など、県内施設の活用も図りながら実施してまいります。

今後とも、交流人口の拡大を通じた観光振興への貢献を図るとともに、県内各地域の活性化に寄与する企画ツアーの取組を進めてまいります。

以上をもちまして、交通局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。